○北海道地方警察職員の給与に関する条例

昭和29年７月24日条例第34号

改正　昭和30年３月30日条例第18号、31年10月27日第77号、32年９月１日第58号、33年11月１日第84号、34年10月31日第47号、35年８月１日第44号、12月22日第66号、36年４月１日第32号、３８月１日第56号、12月22日第76号、37年４月７日第３号、12月22日第59号、38年３月26日第８号、12月20日第48号、39年７月15日第65号、12月21日第82号、40年12月25日第52号、41年４月８日第６号、12月26日第50号、42年３月20日第10号、12月25日第54号、43年12月26日第43号、44年12月22日第57号、45年10月26日第54号、12月23日第76号、46年12月22日第60号、47年４月３日第16号、11月17日第56号、48年３月20日第２号、４月28日第42号、10月23日第61号、49年４月27日第35号、６月15日第36号、12月12日第58号、50年３月14日第15号、12月23日第42号、51年12月24日第72号、52年12月23日第43号、53年３月31日第26号、12月26日第53号、54年12月26日第39号、55年12月24日第83号、56年12月24日第56号、57年７月19日第22号、７月19日第23号、58年12月27日第36号、59年12月26日第79号、60年12月25日第46号、61年７月24日第33号、12月23日第54号、62年12月23日第42号、63年12月21日第71号、平成元年３月31日第13号、12月19日第73号、２年12月26日第40号、３年12月25日第46号、４年７月７日第68号、12月18日第83号、５年12月17日第43号、６年３月31日第27号、12月16日第67号、７年12月28日第46号、８年12月18日第50号、９年４月３日第58号、10月23日第68号、12月17日第83号、10年３月31日第３号、12月17日第57号、11年７月23日第36号、10月15日第48号、12月17日第82号、12年３月29日第86号、12月20日第139号、13年３月30日第９号、10月19日第54号、12月18日第81号、14年12月20日第83号、15年３月14日第32号、11月29日第69号、16年９月30日第88号、12月17日第109号、17年３月31日第19号、11月30日第123号、18年３月31日第52号、19年３月16日第37号、12月21日第69号、20年３月31日第71号、６月30日第77号、10月14日第91号、21年３月31日第14号、３月31日第15号、５月29日第61号、11月30日第99号、22年３月31日第26号、３月31日第27号、11月30日第56号、23年３月18日第28号、11月30日第55号、24年３月30日第76号、25年６月28日第35号、12月20日第77号、26年３月28日第80号、12月24日第127号、27年３月20日第34号、28年３月15日第５号、３月31日第24号、３月31日第30号、３月31日第74号、12月22日第111号、29年12月18日第75号、30年３月30日第39号、12月25日第69号、令和元年10月16日第22号、10月16日第23号、12月20日第41号、２年３月31日第10号、11月30日第94号、３年11月30日第43号、４年12月27日第42号、12月27日第54号、５年12月27日第47号、12月27日第57号、６年３月29日第６号、12月27日第85号、12月27日第102号

北海道地方警察職員の給与に関する条例をここに公布する。

北海道地方警察職員の給与に関する条例

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第６項及び警察法（昭和29年法律第162号）第56条第２項の規定に基づき、この条例を制定する。

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法第24条第５項の規定に基づき、北海道警察に勤務する警察法第56条第２項に規定する地方警察職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与の支払）

第２条　給与（退職手当を含む。次項及び次条において同じ。）は、第４条第２項に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。

２　給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

３　公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

（給与からの控除）

第２条の２　給与の支払に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

（１）　公宅料並びに職員が住宅を取得するための道の貸付金に係る償還金及び利息

（２）　一般財団法人北海道警察職員互助会（昭和47年９月20日に財団法人北海道警察職員互助会という名称で設立された法人をいう。）の会費及び商品代金の立替えに係る返済金並びに同会が取

り扱う団体保険の保険料
（３）　警察職員生活協同組合の共済事業の共済掛金
（給料）
第３条　各職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。
第４条　給料は、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第３号。以下「勤務時間等条例」という。）第２条から第５条まで及び第８条第１項の規定により定められる勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例の定める初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第14条の３の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除いたものとする。
２　制服（警察官及び交通巡視員に支給されるものを除く。）、食事その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は宿舎が無料で貸与される場合においては、別に条例で定めるところにより、その相当額を、その職員の給料から控除する。
第５条　給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。
（１）　公安職給料表　（別表第１）
（２）　行政職給料表　（別表第２）
（３）　海事職給料表　（別表第３）
（４）　研究職給料表　（別表第４）
（５）　医療職給料表　（別表第５）
２　前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、第25条第１項各号に掲げる職員及び附則第２項に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。
３　職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類する。
４　前項の規定による分類の基準となるべき職務の内容は、別表第６のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれ人事委員会規則で定める職務の級に分類されるものとする。
（初任給、昇格、昇給等の基準）
第６条　職員の職務の級は、前条第４項の規定による職務の級の分類基準及び人事委員会規則で定める基準に従い決定する。
２　新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号俸は、人事委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。
３　職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、人事委員会規則で定めるところにより決定する。
４　職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前１年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
５　前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を４号俸（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、３号俸）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
６　55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員の第４項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

７　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
８　職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
９　第４項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
10　北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第12条又は第13条第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第１項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第２条第３項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給料の支給方法）

第７条　給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の１日から末日までとし、その給料の支給日は、人事委員会規則で定める。
第８条　新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した国家公務員又は地方公務員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。
２　職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
３　職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
４　第１項又は第２項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間等条例第３条第１項、第４条、第５条及び第８条第２項の規定により定められた週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（給料の調整額）

第９条　人事委員会は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。
２　前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額の100分の25の金額を超えてはならない。

（初任給調整手当）

第10条　特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から５年以内の期間、採用の日から１年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
２　前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
３　前２項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（扶養手当）

第11条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（第３項及び次条において「扶養親族である配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が９級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（次条において「行政９級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。
２　前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
（１）　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
（２）　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子
（３）　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある孫

（４） 60歳以上の父母及び祖父母
（５） 22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある弟妹
（６） 重度心身障害者
３ 扶養手当の月額は、扶養親族である配偶者、父母等については１人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（次条第３項第４号及び第６号において「行政８級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第２号に該当する扶養親族（次項及び次条において「扶養親族である子」という。）については１人につき１万円とする。
４ 扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間（以下この項及び次条第３項第７号において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
第12条 新たに職員となった者に扶養親族（行政９級以上職員等にあっては、扶養親族である子に限る。）がある場合、行政９級以上職員等から行政９級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を北海道警察本部長（以下「本部長」という。）に届け出なければならない。
（１） 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（行政９級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
（２） 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行政９級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
２ 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行政９級以上職員等にあっては、扶養親族である子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、行政９級以上職員等から行政９級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政９級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行政９級以上職員等にあっては、扶養親族である子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、行政９級以上職員等以外の職員から行政９級以上職員等となった職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政９級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政９級以上職員等にあっては、扶養親族である子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から30日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
３ 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号又は第３号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
（１） 扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合
（２） 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政９級以上職員等にあっては、扶養親族である子に限る。）で第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
（３） 扶養親族である配偶者、父母等及び扶養親族である子で第１項の規定による届出に係るもの

がある行政９級以上職員等が行政９級以上職員等以外の職員となった場合
（４）　扶養親族である配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るものがある行政８級職員等が行政８級職員等及び行政９級以上職員等以外の職員となった場合
（５）　扶養親族である配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るもの及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政９級以上職員等以外のものが行政９級以上職員等となった場合
（６）　扶養親族である配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るものがある職員で行政８級職員等及び行政９級以上職員等以外のものが行政８級職員等となった場合
（７）　職員の扶養親族である子で第１項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
（地域手当）
第12条の２　地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する部局で人事委員会規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。
２　地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
（１）　１級地　100分の20
（２）　２級地　100分の16
（３）　３級地　100分の15
（４）　４級地　100分の３
３　前項の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。
第12条の３　削除
（住居手当）
第12条の４　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
（１）　自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額１万3,000円を超える家賃を支払っている職員（職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため道が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設（以下「公宅」という。）を有料で貸与され、公宅料を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。）
（２）　第13条の２第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（公宅その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額１万3,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの
２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
（１）　前項第１号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
ア　月額２万4,000円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から１万3,000円を控除した額
イ　月額２万4,000円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から２万4,000円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１万7,000円を超えるときは、１万7,000円）を１万1,000円に加算した額
（２）　前項第２号に掲げる職員　前号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
（通勤手当）
第13条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
（１）　通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第３項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第３項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤

距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）
（２）　通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下この項、次項第４号及び第７項において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
（３）　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）
２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
（１）　前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第４号において「１箇月当たりの運賃等相当額」という。）が５万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、５万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１箇月当たりの運賃等相当額の合計額が５万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
（２）　前項第２号に掲げる職員（次号に掲げる職員を除く。）　支給単位期間につき、2,000円（通勤距離が人事委員会規則で定める距離を超える場合にあっては、前項第１号に掲げる職員が受ける通勤手当の額を考慮して2,000円に人事委員会規則で定める額を加算した額）
（３）　前項第２号に掲げる職員（第13条の３第１項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）に限る。）　支給単位期間につき、前号に定める額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額
（４）　前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第１号及び第２号若しくは前号に定める額（１箇月当たりの運賃等相当額及び第２号又は前号に定める額の合計額が５万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第１号に定める額又は第２号若しくは前号に定める額
３　部局を異にする異動又は在勤する部局の移転に伴い、所在する地域を異にする部局に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該異動又は部局の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第１号及び次項において「特別急行列車等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第１号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
（１）　特別急行列車等に係る通勤手当　支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の２分の１に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額」という。）が２万円を超えるときは、支給単位期間につき、２万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が２以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額の合計額が２万円を超えるときは、当該職員の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち

最も長い支給単位期間につき、２万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
（２）　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額
４　前項の規定は、職員以外の地方公務員、国家公務員又は地方公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が道若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者（以下「職員以外の地方公務員等」という。）であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
５　通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあっては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。
６　通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。
７　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６箇月を超えない範囲内で１箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、１箇月）をいう。
８　前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
（単身赴任手当）
第13条の２　部局を異にする異動又は在勤する部局の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は部局の移転の直前の住居から当該異動又は部局の移転の直後に在勤する部局に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する部局に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
２　単身赴任手当の月額は、３万円（人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、７万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額）とする。
３　職員以外の地方公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する部局に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前２項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
４　前３項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
（在宅勤務等手当）
第13条の３　住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について１箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。
２　在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

３　前２項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（特殊勤務手当）

第14条　特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。

２　特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

（特地勤務手当等）

第14条の２　離島その他の生活の著しく不便な地に所在する部局として人事委員会規則で定めるもの（以下「特地部局」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

２　特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。

３　特地部局が第12条の２第１項の人事委員会規則で定める地域に所在する場合における特地勤務手当と地域手当その他の給与との調整等に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第14条の３　職員が部局を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する部局が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する部局又はその移転した部局が特地部局又は人事委員会が指定するこれらに準ずる部局（以下「準特地部局」という。）に該当するときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、当該異動又は部局の移転の日から３年以内の期間（当該異動又は部局の移転の日から起算して３年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあっては、更に３年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の６を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

２　職員以外の地方公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地部局又は準特地部局に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）、新たに特地部局又は準特地部局に該当することとなった部局に在勤する職員でその特地部局又は準特地部局に該当することとなった日前３年以内に当該部局に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

（給与の減額）

第15条　職員が勤務しないときは、勤務時間等条例第９条の２第１項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間等条例第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間等条例第11条第１項の規定により同項に規定する代休日（以下この条において「代休日」という。）を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間等条例第10条に規定する年末年始の休日（勤務時間等条例第11条第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）の場合、勤務時間等条例第12条に規定する年次有給休暇又は特別休暇（人事委員会規則で定めるものに限る。）の場合その他その勤務しないことにつき本部長の承認のあった場合を除くほか、その勤務しない１時間につき、給料の月額（初任給調整手当、地域手当、在宅勤務等手当、特地勤務手当（前条の規定による手当を含む。）又は寒冷地手当を受ける職員にあっては、これらの手当の月額の合計額の範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を勤務時間等条例第２条の規定により定められた１週間当たりの勤務時間（以下「１週間当たりの勤務時間」という。）に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。ただし、傷病（公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤をいう。第26条第１項において同じ。）によるものを除く。）の療養のため勤務時間等条例第12条に規定する病気休暇の承認を受けた職員については、人事委員会規則で定めるところにより、当該病気休暇の最初の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、日割りをもって給料の半額を減ずる。

（時間外勤務手当）
第16条　正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき第21条に規定する勤務１時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額に相当する金額を時間外勤務手当として支給する。
（１）　正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務
（２）　前号に掲げる勤務以外の勤務
２　定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
３　第１項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第５条の規定により、あらかじめ勤務時間等条例第３条第２項、第４条又は第８条第２項の規定により割り振られた１週間の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、常時勤務に服することを要する職員との権衡を考慮して人事委員会規則で定めるものに限る。）には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務１時間につき、第21条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額に相当する金額を時間外勤務手当として支給する。
４　正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間等条例第３条第１項、第４条、第５条及び第８条第２項の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間（以下「正規の勤務時間外の時間」という。）及び勤務時間等条例第５条の規定により割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間（人事委員会規則で定めるものを除く。以下「割振り変更前の勤務時間を超える時間」という。）の合計が１箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第１項及び前項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、勤務１時間につき、第21条に規定する勤務１時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外の時間にあっては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、100分の175）を、割振り変更前の勤務時間を超える時間にあっては100分の50を乗じて得た額に相当する金額を時間外勤務手当として支給する。
５　勤務時間等条例第９条の２第１項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、人事委員会規則で定めるところにより、当該時間１時間につき、第21条に規定する勤務１時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外の時間にあっては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、100分の175）から第１項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の勤務時間を超える時間にあっては100分の50から人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額に相当する金額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
６　第２項に規定する７時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前２項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第１項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
（休日勤務手当）
第17条　祝日法による休日等（勤務時間等条例第３条第１項又は第４条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間等条例第10条に規定する祝日法による休日が勤務時間等条例第４条、第５条及び第８条第２項の規定に基づく週休日に当たるときは、人

事委員会規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第21条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額に相当する金額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（夜間勤務手当）

第18条　正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第21条に規定する勤務１時間当りの給与額の100分の25に相当する金額を夜間勤務手当として支給する。

（宿日直手当）

第19条　宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、第16条及び第17条の規定にかかわらず、その勤務１回につき、4,400円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直又は日直にあっては、7,400円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、6,600円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務を主として行う場合にあっては、１万1,100円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

（管理職手当）

第19条の２　管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちその特殊性に基づき人事委員会規則で指定する職にある職員（以下「管理職員」という。）に対し支給する。

２　管理職手当の月額は、管理職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額の100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第19条の３　管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

２　前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　第１項に規定する場合　同項の勤務１回につき、１万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした場合にあっては、当該人事委員会規則で定める額に100分の150を乗じて得た額）

（２）　前項に規定する場合　同項の勤務１回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

４　前３項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第20条　第16条から第18条までの規定は、管理職員には適用しない。

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第21条　第16条から第18条までに規定する勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額（初任給調整手当、地域手当、在宅勤務等手当、特地勤務手当（第14条の３の規定による手当を含む。）又は寒冷地手当を受ける職員にあっては、これらの手当の月額の合計額の範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（期末手当）

第22条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第22条の３まで及び附則第28項第３号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第22条の３においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第６項の規

定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条の４第２項第１号及び第２号並びに附則第32項において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
（１）　６箇月　100分の100
（２）　５箇月以上６箇月未満　100分の80
（３）　３箇月以上５箇月未満　100分の60
（４）　３箇月未満　100分の30
3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。
4　第２項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第28項第３号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
5　行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が３級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。
第22条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
（１）　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
（２）　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第４項の規定によりその職を失った職員
（３）　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
（４）　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
第22条の３　本部長又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
（１）　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮(こ)以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第５項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
（２）　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
2　前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行

った場合には、その旨を記載した文書を当該一時差止処分を受けた者に交付しなければならない。
3　前項の規定により文書を交付する場合において、当該一時差止処分を受けた者の所在が知れないときは、その内容を官報に掲載することをもってこれに代えることができる。この場合においては、その掲載された日から起算して２週間を経過した日に、文書が当該一時差止処分を受けた者に交付されたものとみなす。
4　一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第１項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
5　本部長又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
（１）　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられなかった場合
（２）　一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
（３）　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して１年を経過した場合
6　前項の規定は、本部長又はその委任を受けた者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
7　本部長又はその委任を受けた者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
8　前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
（勤勉手当）
第22条の４　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この項から第３項まで及び附則第28項第４号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前６箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本部長又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第28項第４号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額
（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額
3　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
4　第22条第５項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第５項中「前項」とあるのは「第22条の４第３項」と「第２項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第２項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。
5　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第22条の２中「前条第１項」とあるのは「第22条の４第１項」と、同条第１号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条の４第１項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）

から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（寒冷地手当）

第23条　寒冷地手当は、毎年11月から翌年３月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において北海道に在勤する職員（常時勤務に服する職員及び定年前再任用短時間勤務職員に限る。以下この条において「支給対象職員」という。）に支給する。

２　支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
１級地	29,400円	16,200円	11,500円
２級地	26,000円	14,500円	9,800円
３級地	25,100円	14,300円	9,600円
備考　「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって北海道に居住する扶養親族のないもののうち、第13条の２第１項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（人事委員会規則で定めるものを除く。）及びこれに準ずるものとして人事委員会規則で定めるものを含まないものとする。			

３　次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

（１）　第15条ただし書の規定の適用を受ける職員　前項の規定による額からその半額を減じた額

（２）　前号に掲げる職員のほか、地方公務員法第29条の規定により停職にされている職員その他の人事委員会規則で定める職員　零

４　支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前２項又は第26条第２項、第３項若しくは第５項の規定にかかわらず、第２項の規定による額を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める額とする。

（１）　基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合

（２）　基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合

（３）　前２号に掲げる場合に準ずる場合として人事委員会規則で定める場合

５　第２項の表に掲げる地域の区分は、別表第７のとおりとする。

６　第２項から前項までに規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

７　北海道外に在勤する職員について、本部長が他の職員との権衡を考慮して特に必要があると認めるときは、当該職員には、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。この場合における寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、支給対象職員の例による。

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第24条　第６条第２項から第９項まで、第10条から第12条まで、第14条の２及び第14条の３の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（会計年度任用職員の給与等）

第25条　地方公務員法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

（１）　地方公務員法第22条の２第１項第１号に掲げる職員　報酬

（２）　地方公務員法第22条の２第１項第２号に掲げる職員　給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外

勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当
2　前項各号に掲げる職員には、同項に定めるもののほか、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。
3　第１項第１号に掲げる職員には、給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮して本部長が定めるところにより、費用弁償として、通勤又は公務のための旅行に要する費用に相当する額を支給する。
4　第１項各号に掲げる職員に係る給与の額については、当該職員の職務の複雑、困難及び責任の度並びに勤務の特殊性に応じ、かつ、給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で本部長が定めるものとする。
5　第１項第１号の報酬は、日額、月額又は勤務１時間当たりの額で支給する。
6　前各項に規定するもののほか、第１項各号に掲げる職員に係る給与の支給方法等に関し必要な事項は、本部長が定める。
（休職者の給与）
第26条　職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第２項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。
2　職員が結核性疾患その他人事委員会規則で定める疾病にかかり、地方公務員法第28条第２項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満２年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。
3　職員が前２項以外の心身の故障により、地方公務員法第28条第２項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満１年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。
4　職員が地方公務員法第28条第２項第２号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
5　職員が北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第１条の２の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、人事委員会規則で定めるところにより、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
6　第２項、第３項又は前項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第22条第１項に規定する基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により人事委員会規則で定める日に、それぞれ第２項、第３項又は前項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。
7　前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第22条の２及び第22条の３の規定を準用する。この場合において、第22条の２中「前条第１項」とあるのは、第26条第６項」と読み替えるものとする。
（この条例の施行に関し必要な事項）
第27条　この条例に定めるもののほか、給与の支給方法その他この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
附　則
1　この条例は、公布の日から施行し、昭和29年７月１日から適用する。
2　未帰還職員の給与の取扱いについては、この条例の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
3　警察法施行の際国家地方警察又は自治体警察の職員が職員となった場合においてはその職員に、この条例の規定により定められたその者の給料月額が昭和29年４月１日（昭和29年４月２日以後従前の国家地方警察又は自治体警察の職員となった者についてはその職員となった日）現在において受けていた給料月額に達しない場合において、その調整のため、警察法施行令（昭和29年政令第151号）で定める基準に従い、別に条例で定めるところにより、手当を支給する。
4　この条例の規定により人事委員会規則で定める事項については、その人事委員会規則で定められるまでの間は、警察庁職員の例によるものとする。
5　北海道警察に勤務する者で地方公務員法第57条に規定する単純な労務に従事するものについては、別に条例が制定実施されるまでは、この条例を適用する。

6　北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を、次のように改正する。
第23条中「職員」の下に「及び北海道警察に勤務する警察法第56条第２項に規定する地方警察職員」を加える。
7　管理職手当を支給される職員（給料月額の100分の16以上の割合による管理職手当の支給を受ける職員に限る。）の管理職手当の月額は、平成11年８月１日から平成12年３月31日までの間に限り、第19条の２第２項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、調整手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。
8　管理職手当を支給される職員（前項に規定する職員を除く。）の管理職手当の月額は、平成11年11月１日から平成12年３月31日までの間に限り、第19条の２第２項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、調整手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。
9　平成11年12月の期末手当及び勤勉手当の額は、第22条第２項及び第22条の４第２項の規定にかかわらず、これらの規定による額に100分の95を乗じて得た額とする。
10　平成11年度に限り、第22条第２項中「100分の55」とあるのは、「100分の25」とする。
11　第22条及び前項の規定により平成12年３月に支給を受けるべき期末手当の額が第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を控除した残額より低い額となる職員に対して同月に支給する期末手当の額は、これらの規定にかかわらず、当該残額に相当する額とする。
（１）　前項中「100分の25」とあるのを「100分の50」と読み替えることとした場合に第22条及び同項の規定により平成12年３月に支給を受けることとなる期末手当の額
（２）　附則第９項の規定を適用しないものとした場合に平成11年12月に支給を受けることとなる期末手当の額に190分の25を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。次項に規定する本部長が定める職員にあっては、これに相当する額として別に本部長が定める額）
12　第22条の規定により平成12年３月の期末手当の支給を受ける職員のうち、平成11年12月の期末手当の支給を受けなかった職員（本部長が定める職員を除く。）については、附則第10項中「100分の25」とあるのを「100分の50」とし、前項の規定は適用しない。
13　管理職手当の月額は、平成12年４月１日から平成15年３月31日までの間に限り、第19条の２第２項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、調整手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。
14　平成12年６月から平成15年３月までの期末手当及び勤勉手当の額は、第22条第２項及び第３項、第22条の４第２項並びに次項の規定にかかわらず、同項の規定による額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
（１）　給料月額の100分の16以上の割合による管理職手当の支給を受けるべき職にある職員及び当該職員との権衡上必要があると認められるものとして本部長が別に定める職員　100分の90
（２）　前号に掲げる職員以外の職員　100分の92.5
15　平成14年３月から平成15年３月までの期末手当及び勤勉手当の額は、第22条第２項及び第３項並びに第22条の４第２項の規定にかかわらず、北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成13年北海道条例第81号）による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例第22条第２項及び第３項並びに第22条の４第２項の規定による額とする。
16　給料月額は、平成15年４月１日から平成18年３月31日までの間に限り、第５条及び第６条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に100分の98.3を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第21条に規定する勤務１時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに第９条に規定する給料の調整額に係る給料月額は、第５条及び第６条の規定により定められる額とする。
17　管理職手当の月額は、平成15年４月１日から平成18年３月31日までの間に限り、第19条の２第２項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、調整手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。
18　給料月額は、平成18年４月１日から平成20年３月31日までの間に限り、第５条及び第６条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第21条に規定する勤務１時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに第９条に

規定する給料の調整額に係る給料月額は、第５条及び第６条の規定により定められる額とする。

19　管理職手当の月額は、平成18年４月１日から平成20年３月31日までの間に限り、第19条の２第２項の規定にかかわらず､同項の規定により定められる額に100分の80を乗じて得た額とする｡ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

20　平成18年６月から平成19年12月までの期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額については、第22条第５項（第22条の４第４項において準用する場合を含む。）中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が３級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては､その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）」とあるのは、「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額」とする。

21　前項の規定により読み替えられた第22条第５項の規定の適用を受けることとなる職員の平成18年６月から平成19年12月までの期末手当及び勤勉手当の額は、同条第２項及び第３項並びに第22条の４第２項の規定にかかわらず、これらの規定による額に100分の95を乗じて得た額とする。

22　給料月額は、平成20年４月１日から平成24年３月31日までの間に限り、第５条及び第６条（第２項、第３項、第５項及び第10項にあっては、北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成４年北海道条例第３号。以下「育児休業条例」という。）第15条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第28項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に100分の92.5(管理職員及び管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員にあっては、100分の91）を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第21条に規定する勤務１時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額、第９条に規定する給料の調整額に係る給料月額並びに附則第28項の規定により給与から減ずる額及び附則第31項に規定する勤務１時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第５条及び第６条の規定により定められる額とする。

23　管理職手当の月額は、平成20年４月１日から平成24年３月31日までの間に限り、第19条の２第２項の規定にかかわらず､同項の規定により定められる額に100分の80を乗じて得た額とする｡ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

24　平成20年６月から平成23年12月までの期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額並びに附則第28項の規定により期末手当及び勤勉手当から減ずる額については、第22条第５項（第22条の４第４項において準用する場合及び育児休業条例第15条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに附則第28項第３号及び第４号中「割合を乗じて得た額（」とあるのは、「割合を乗じて得た額に３分の２を乗じて得た額（」とする。

25　平成21年６月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第22条第２項及び第３項並びに第22条の４第２項の規定の適用については、第22条第２項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第３項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」」と、「「100分の120」とあるのは「100分の65」」とあるのは「「100分の110」とあるのは「100分の60」」と、第22条の４第２項第１号中「100分の72.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の82.5」と、同項第２号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

26　平成21年12月１日から平成22年３月31日までの間における附則第22項の規定の適用については、同項中「100分の92.5」とあるのは「100分の93」と、「100分の91」とあるのは「100分の91.5」とする。

27　附則第24項の規定は、職員（管理職員及び管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員を除く。）に対し平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当につ

いては、適用しない。

28　平成30年３月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

（１）　給料月額　当該特定職員の給料月額（当該特定職員が第15条ただし書の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条ただし書の規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額（当該特定職員が同条ただし書の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の給料月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項及び附則第30項から第32項までにおいて「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第31項において「給料月額減額基礎額」という。））

（２）　地域手当　当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

（３）　期末手当　それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第22条第５項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第２項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第５項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第２項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

（４）　勤勉手当　それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第22条の４第４項において準用する第22条第５項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第32項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条の４第２項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第４項において準用する第22条第５項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第32項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤

勉手当に係る第22条の４第２項前段に規定する割合を乗じて得た額）

（５）　第26条第１項から第６項までの規定により支給される給与　当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　第26条第１項　前各号に定める額

イ　第26条第２項又は第３項　第１号から第３号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ　第26条第４項　第１号及び第２号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ　第26条第５項　第１号から第３号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ　第26条第６項　第３号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第５項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

給料表	職務の級
公安職給料表	７級
行政職給料表	６級
研究職給料表	５級
医療職給料表	６級

29　前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

30　附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下この項において「減額支給対象職員」という。）についての第15条本文の規定により勤務しない１時間につき給与から減額する額は、同条本文の規定にかかわらず、同条本文の規定により算出した減額する額から、給料月額（人事委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該給料月額に、人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、当該減額支給対象職員の給料月額から当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額（人事委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該額に、人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

31　附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第16条から第18条までに規定する勤務１時間当たりの給与額は、第21条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額（人事委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該給料月額に、人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから同条に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額（人事委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該給料月額減額基礎額に、人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから同条に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

32　附則第28項の規定が適用される間、第22条の４第２項第１号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.35（特定幹部職員にあっては、100分の1.65）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

33　平成22年12月１日から平成23年３月31日までの間における附則第22項の規定の適用については、同項中「100分の92.5」とあるのは「100分の93」と、「100分の91」とあるのは「100分の91.5」とする。

34　附則第24項の規定は、平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当については、適用しない。

35　平成23年12月１日から平成24年３月31日までの間における附則第22項の規定の適用については、同項中「100分の92.5」とあるのは「100分の93」と、「100分の91」とあるのは「100分の91.5」と

する。

36　給料月額は、平成24年４月１日から平成28年３月31日までの間に限り、第５条及び第６条（第２項、第３項、第５項及び第10項にあっては、育児休業条例第15条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第28項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に、次の表の職員の区分及び期間の区分に応じ同表に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第21条に規定する勤務１時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額、第９条に規定する給料の調整額に係る給料月額並びに附則第28項の規定により給与から減ずる額及び附則第31項に規定する勤務１時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第５条及び第６条の規定により定められる額とする。

職員の区分	期間の区分		
	平成24年４月１日から平成25年３月31日まで	平成25年４月１日から平成26年３月31日まで	平成26年４月１日から平成28年３月31日まで
１　規則で定める管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員	100分の91	100分の91	100分の92
２　前号の規則で定める管理職員以外の管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員	100分の91	100分の91.3	100分の92.6
３　30歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある職員（前２号に掲げる職員を除く。）	100分の96	100分の96	100分の98
４　前３号に掲げる職員以外の職員	100分の95.2	100分の95.5	100分の97.1

37　管理職手当の月額は、平成24年４月１日から平成28年３月31日までの間に限り、第19条の２第２項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

（１）　平成24年４月１日から平成26年３月31日までの期間　100分の80

（２）　平成26年４月１日から平成28年３月31日までの期間　100分の90(規則で定める管理職員にあっては、100分の92)

38　平成24年６月から平成25年12月までの期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額並びに附則第28項の規定により期末手当及び勤勉手当から減ずる額については、第22条第５項（第22条の４第４項において準用する場合及び育児休業条例第15条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに附則第28項第３号及び第４号中「割合を乗じて得た額（」とあるのは、「割合を乗じて得た額に４分の３（附則第36項の表第１号及び第２号に掲げる職員にあっては、３分の２）を乗じて得た額（」とする。

39　平成25年７月１日から平成26年３月31日までの間における附則第36項の規定の適用については、同項の表第１号の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの欄中「100分の91」とあるのは「100分の90.23」と、同表第３号の同欄中「100分の96」とあるのは「100分の95.23」と、同表第４号の同欄中「100分の95.5」とあるのは「100分の92.85」とする。

40　次の各号に掲げる職員に対して平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額は、第22条第２項（同条第３項、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）第６条第２項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第９条第４項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第４項（育児休業条例第15条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第５項（第22条の４第４項において準用する場合及び育児休業条例第15条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第22条の４第２項及び第３項（育児休業条例第15条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに附則第28項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、附則第38項の規定は、適用しない。

（１）　行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が６級以上であるもの又は５級であるもの（規則で定める管理職員に限る。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれらに相当する職員として規則で定めるもの　100分の90.23

（２）　行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が５級であるもの（前号の規則で定める管理職員を除く。）又は４級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれらに相当する職員として規則で定めるもの　100分の91.8

（３）　行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が３級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定めるもの　100分の95.4

41　平成25年４月１日から同年６月30日までの間における附則第36項の規定の適用については、同項の表第３号の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの欄中「100分の96」とあるのは「100分の96.5」と、同表第４号の同欄中「100分の95.5」とあるのは「100分の96」とする。

42　附則第38項の規定は、平成25年６月に支給する期末手当及び勤勉手当については、適用しない。

43　次の各号に掲げる職員の給料月額は、平成28年４月１日から平成30年３月31日までの間に限り、第５条及び第６条（第２項、第３項、第５項、第６項及び第10項にあっては、育児休業条例第15条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第28項及び第45項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第21条に規定する勤務１時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額、第９条に規定する給料の調整額に係る給料月額並びに附則第28項の規定により給与から減ずる額及び附則第31項に規定する勤務１時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第５条及び第６条並びに附則第45項の規定により定められる額とする。

（１）　規則で定める管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員　100分の93

（２）　前号の規則で定める管理職員以外の管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員　100分の97

44　管理職手当の月額は、平成28年４月１日から平成30年３月31日までの間に限り、第19条の２第２項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の90（規則で定める管理職員にあっては、100分の92）を乗じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

45　当分の間、医師である技術職員の給与の支給に関しては、北海道職員の給与に関する条例別表第４アの医療職給料表（１）と同一の給料表の定め及び同条例別表第５エの医療職給料表（１）等級別基準職務表と同一の等級別基準職務表の定めがあるものとして、この条例の規定を適用するものとする。

46　前項に規定する職員の初任給調整手当及び地域手当の支給に関しては、同項に規定する医療職給料表（１）の適用を受ける北海道職員の例による。

47　次の各号に掲げる職員の給料月額は、平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に限り、第５条及び第６条（第２項、第３項、第５項、第６項及び第10項にあっては、育児休業条例第15条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第45項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第21条に規定する勤務１時間

当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに第９条に規定する給料の調整額に係る給料月額は、第５条及び第６条並びに附則第45項の規定により定められる額とする。

（１） 規則で定める管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員　100分の96

（２） 前号の規則で定める管理職員以外の管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員　100分の98.5

48　規則で定める管理職員の管理職手当の月額は、平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に限り、第19条の２第２項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の92を乗じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

49　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の４月１日（附則第51項及び第53項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第６条第１項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第２項、第３項、第５項及び第６項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

50　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（１） 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員及び常時勤務に服することを要しない職員

（２） 北海道職員等の定年等に関する条例第３条第２項に規定する職員

（３） 北海道職員等の定年等に関する条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務している職員（同条例第２条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

（４） 北海道職員等の定年等に関する条例第９条第１項又は第２項の規定により同条第１項に規定する異動期間（同項又は同条第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（同条例第６条に規定する職をいう。）を占める職員

51　地方公務員法第28条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第55項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第49項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第53項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第49項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

52　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第６条第１項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第６条第１項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

53　警察法第56条の４第１項本文の規定による任命により職員となった者のうち、特定日給料月額が当該任命の日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第６条第１項第４号に規定する公安職俸給表に定める俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第49項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

54　附則第52項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第52項中「前項」とあるのは「次項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

55　異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第49項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第51項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、同項及び附則第52項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

56　附則第51項、第53項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第49項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第51項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

57　附則第51項、第53項又は前２項の規定による給料を支給される職員に対する第22条第５項（第22条の４第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第22条第５項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第51項、第53項、第55項又は第56項の規定による給料の額との合計額」とする。

58　附則第49項から前項までに定めるもののほか、附則第49項の規定による給料月額、附則第51項及び第53項の規定による給料その他附則第49項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（昭和30年３月30日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和29年12月１日から適用する。

附　則（昭和31年10月27日条例第77号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和31年９月１日から適用する。

附　則（昭和32年９月１日条例第58号）

改正

昭和34年10月31日条例第47号
昭和35年12月22日条例第66号
昭和36年８月１日条例第56号
昭和36年12月22日条例第76号
昭和37年12月22日条例第59号
昭和38年12月20日条例第48号
昭和39年12月21日条例第82号
昭和40年12月25日条例第52号
昭和42年12月25日条例第54号
昭和43年12月26日条例第43号
昭和45年12月23日条例第76号

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、第12条第２項にただし書を加える規定を除くほか、昭和32年４月１日から適用する。

（給料の切替及びその切替に伴う措置）

２　昭和32年４月１日（以下「切替日」という。）において切り替えられる地方警察職員（以下「職員」という。）の給料月額（以下「切替給料月額」という。）は、改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の適用により同年３月31日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）に対応する附則別表第１から附則別表第３までの切替表（以下「切替表」という。）に掲げる新給料月額に対応するそれぞれの給料表（その者がその条例の施行に伴い切替日において適用を受けることとなった改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の別表第１から別表第３までに掲げる給料表をいう。）に定めるその者の属する職務の等級の号俸とし、その者の属する職務の等級に新給料月額と同じ額の号俸がないときは、その額とする。

３　旧給料月額が、切替表の期間の定のある旧給料月額である職員のうち、附則第５項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧給料月額の欄におけるその者の旧給料月額に相当する額の直近上位の額（その額が切替表の旧給料月額の欄におけるその者の旧給料月額に相当する額の直近下位の

額に対応する新給料月額に達しない額であるときは、その新給料月額）をその者の切替給料月額とする。

4　前項の規定により切替給料月額を決定された職員については、その者の切替給料月額を受ける期間（附則第５項の規定により通算される期間を含む。）が昭和32年７月１日までにその者の旧給料月額について切替表に定める期間に達することとなる者にあっては同年同月同日を、その他の者にあっては同年10月１日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧給料月額を基礎として、附則第２項の規定を適用し、その日におけるその者の給料月額を決定するものとする。

5　改正後の条例第６条第５項及び第７項の規定の適用については、切替日の前日における給料月額を受けていた期間（その期間がその給料月額について改正前の条例第６条第４項各号に定める期間の最短期間を超えるときは、その最短期間）に３月（切替日の前日における給料月額を受けていた期間が３月未満である職員で人事委員会の定めるものについては、６月）を加えた期間を切替給料月額を受ける期間に通算する。

6　前項の場合において、切替表に期間の定のある旧給料月額を基礎として附則第２項の規定に基づき切替給料月額を決定された者については、前項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間からその者の旧給料月額について切替表に定める期間を減じて通算する。

7　前２項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間が職員の切替給料月額について給料表に掲げる昇給期間を超える場合においては､その者の切替日後における最初の昇給について、改正後の条例第６条第５項に規定する昇給期間をその超える部分に相当する期間短縮する。

8　附則第２項又は附則第４項の規定により決定された給料月額がその者の属する職務の等級の最低の号俸に達しない職員の当該号俸に達するまでの昇給については、人事委員会規則の定めるところによる。

9　切替日の前日から引き続き在職する職員の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和32年10月30日までにおいて新たに給料表の適用を受ける職員となった者のその職員となった日における職務の等級は、同年同月31日までに決定することができる。

10　附則第２項、附則第３項及び附則第５項の規定の適用については、改正前の条例の適用により職員が切替日の前日において受けていた給料月額は、改正前の条例に従って定められたものでなければならない。

11　切替日において給料の切替を受ける職員のうち、北海道地方警察職員の給与に関する条例の臨時特例に関する条例（昭和31年北海道条例第41号。以下附則第15項において「特例条例」という。）を適用しなかったものとした場合において、昭和31年７月１日から昭和32年３月31日までの間に改正前の条例第６条第４項の規定により昇給すべきであった者については、当該昇給が行われたものとした場合にその職員が昭和32年３月31日において受けるべきこととなる給料月額を旧給料月額とみなして附則第２項から前項までの規定を適用する。

12　前項の規定により切替給料月額を決定された職員については、同項の規定により旧給料月額とみなす給料月額に昇給していたならば当該給料月額を受けていたこととなるべき期間を附則第５項に規定する切替日の前日における給料月額を受けていた期間とみなして同項の規定を適用する。

13　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（給料月額の特例）

14　切替日において給料の切替を受けた職員に支給すべき給料月額は、次の各号の区分により、切替日以後当該各号に定める期間中は、改正後の条例の別表第１から別表第３までの給料表の規定にかかわらず、改正後の条例の給料表に規定する給料月額の号俸の給料を受ける職員（１号俸の給料を受ける者を除く。）にあってはそれぞれ当該給料表の当該号俸の１号下位の号俸の給料月額とし、その他の職員にあっては附則第２項から附則第４項までの規定によって決定された給料月額から人事委員会の定める額を減じた額とする。

（１）　旧給料月額が１万5,100円以下であった職員　３月

（２）　旧給料月額が１万5,600円以上３万6,700円以下であった職員　６月

（３）　旧給料月額が３万8,100円以上であった職員　９月

15　前項の規定により支給すべき給料月額が昭和33年３月31日における給料月額に満たない場合における同項の規定の適用に関する特例及び特例条例の適用を受けた者とその適用を受けなかった者と

の間における権衡を保持するため必要な措置については、別に北海道公安委員会規則で定める。

16　前２項の規定の適用を受けた職員が死亡し、又は退職した場合において、死亡又は退職の日から起算して１年前までの間に附則第14項各号の期間（前項の規定によりその特例が定められたものを含む。）を含む者については、前２項の規定は適用がなかったものとし、その差額を支給するものとする。

（差額の支給）

17　この条例の施行の日の前日における改正前の条例の規定による職員の給料及び勤務地手当の合計額（以下この項において「旧給与月額」という。）が同日における改正後の条例の規定によるその者の給料及び暫定手当の月額の合計額（以下この項において「新給与月額」という。）を超えるときは、新給与月額が同日における旧給与月額（給料表の適用を異にして異動する場合その他人事委員会の定める事由に該当する場合にあっては、人事委員会の定める額）に達するまで、その差額を手当としてその者に支給する。その差額の支給方法については、人事委員会規則で定める。

（給与の内払）

18　この条例の施行前に改正前の条例の規定に基づいて既に職員に支払われた切替日以降の期間に係る給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（旅費の支給の暫定措置）

19　北海道職員の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号）について、この条例の施行に伴う改正が行われるまでの間の同条例に基づく旅費の支給に関しては、この条例施行の日の前日から引き続いて在職する職員についてはこの条例施行の日の前日においてその者につき定まっていた改正前の条例による職務の級にあるものとみなし、この条例施行の日以後新たに職員となった者については改正前の条例の例によりその者が新たな職員となった日における仮の職務の級を決定し、それぞれ同条例の規定を適用する。

（特例条例の廃止）

20　北海道地方警察職員の給与に関する条例の臨時条例に関する条例（昭和31年北海道条例第41号）は、廃止する。

附則別表第１

公安職給料表及び行政職給料表の適用を受ける職員の切替表

旧給料月額	新給料月額	期間
円	円	月
4,900	5,400	
5,000	5,500	
5,100	5,600	
5,200	5,700	
5,300	5,800	
5,400	5,900	
5,500	6,100	6
5,600	6,100	
5,700	6,300	6
5,800	6,300	
5,900	6,600	6
6,050	6,600	
6,200	7,000	6
6,400	7,000	
6,600	7,400	6
6,900	7,400	
7,200	8,000	6
7,500	8,000	
7,800	8,600	6
8,100	8,600	

8,400	9,200	6
8,700	9,200	
9,000	9,800	6
9,300	9,800	
9,600	10,600	6
10,000	10,600	
10,400	11,400	6
10,800	11,400	
11,200	12,300	6
11,600	12,300	
12,100	13,300	6
12,600	13,300	
13,100	14,300	6
13,600	14,300	
14,100	15,300	6
14,600	15,300	
15,100	16,300	6
15,600	17,300	9
16,300	17,300	
17,000	18,300	3
17,700	19,300	6
18,400	20,300	9
19,100	20,300	3
19,800	21,400	9
20,500	21,400	
21,200	22,600	6
22,000	23,800	9
22,800	23,800	
23,600	25,000	3
24,400	26,200	6
25,300	27,500	9
26,200	27,500	
27,300	28,900	3
28,400	30,300	6
29,500	32,000	9
30,600	32,000	
31,700	33,700	3
32,800	35,400	6
33,900	37,100	9
35,300	37,100	
36,700	38,800	3
38,100	40,500	6
39,600	42,200	6
41,100	44,400	9
42,700	44,400	
44,300	46,600	3
45,900	48,800	6
47,500	51,000	9
49,100	51,000	

50,700	53,200	3
52,300	55,400	
53,900	55,400	
55,500	57,600	
57,300	60,000	
59,100	62,400	
60,900	62,400	

附則別表第２

公安職給料表の適用を受ける職員が旧給料月額が7,500円以下のものの切替表

旧給料月額	新給料月額	期間
円	円	月
6,400	7,300	
6,600	7,700	6
6,900	7,700	
7,200	8,100	6
7,500	8,100	

附則別表第３

海事職給料表の適用を受ける職員の切替表

旧給料月額	新給料月額	期間
円	円	月
5,400	5,900	
5,500	6,100	6
5,600	6,100	
5,700	6,400	6
5,800	6,400	3
5,900	6,400	
6,050	6,800	6
6,200	6,800	
6,400	7,400	6
6,600	7,400	3
6,900	7,400	
7,200	8,000	6
7,500	8,000	
7,800	8,600	6
8,100	8,600	
8,400	9,200	6
8,700	9,200	
9,000	10,000	6
9,300	10,000	3
9,600	10,800	9
10,000	10,800	3
10,400	11,800	9
10,800	11,800	6
11,200	11,800	
11,600	12,800	6
12,100	12,800	
12,600	13,800	6
13,100	13,800	

13,600	14,800	6
14,100	14,800	
14,600	15,800	6
15,100	15,800	
15,600	16,800	3
16,300	18,000	9
17,000	18,000	
17,700	19,200	6
18,400	20,400	9
19,100	20,400	3
19,800	21,600	9
20,500	21,600	3
21,200	22,800	9
22,000	22,800	
22,800	24,200	6
23,600	25,600	9
24,400	25,600	
25,300	27,000	3
26,200	28,400	6
27,300	29,800	9
28,400	29,800	
29,500	31,200	3
30,600	32,600	6
31,700	34,200	9
32,800	34,200	
33,900	35,800	
35,300	37,400	3
36,700	39,000	6

附　則（昭和33年11月１日条例第84号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和33年４月１日から適用する。

附　則（昭和34年10月31日条例第47号）

１　この条例は、公布の日から施行し、昭和34年４月１日から適用する。ただし、第２条の規定は、昭和34年10月１日から適用する。

（昭和34年９月30日までの間の給料月額）

２　北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）別表第１から別表第３までに掲げる給料表（以下「給料表」という。）の昭和34年４月１日から同年９月30日までの間における適用については、給料表の給料月額欄に掲げる額は、この条例の附則別表第１から附則別表第３までに定めるところによりそれぞれ読み替えるものとする。

（給料表の改正に伴う措置）

３　昭和34年３月31日又は同年９月30日において条例第６条第７項ただし書の規定の適用により職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の同年４月１日又は同年10月１日における給料月額は、人事委員会規則の定めるところによる。

４　前項の規定により昭和34年４月１日又は同年10月１日における給料月額を決定される職員のそれぞれの日以降における最初の条例第６条第７項ただし書の規定による昇給については、その者の同年３月31日又は同年９月30日における給料月額を受けていた期間を前項の規定により決定される同年４月１日又は同年10月１日における給料月額を受ける期間にそれぞれ通算する。

（給与の内払）

５　この条例の施行前に改正前の条例の規定に基づいて既に職員に支払われた昭和34年４月１日からこの条例の施行の日までの期間に係る給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附則別表第１

公安職給料表及び行政職給料表の給料月額欄に掲げる額（附則別表第３に掲げるものを除く。）の読替表

給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
5,600	5,300
5,700	5,400
5,810	5,500
5,910	5,600
6,120	5,800
6,320	6,000
6,530	6,200
6,730	6,400
6,830	6,500
7,040	6,700
7,360	7,000
7,780	7,400
8,200	7,800
9,020	8,600
9,850	9,400
10,680	10,200
11,210	10,700
11,950	11,400
12,680	12,100
13,530	12,900
14,470	13,800
15,420	14,700
16,370	15,600
17,310	16,500
18,260	17,400
19,210	18,300
20,260	19,300
21,300	20,300
22,460	21,400
23,710	22,600
24,970	23,800
26,220	25,000
27,480	26,200
28,840	27,500
30,310	28,900
31,770	30,300
33,550	32,000
35,330	33,700
37,110	35,400
38,890	37,100
40,670	38,800
42,450	40,500
44,230	42,200
46,540	44,400

48,840	46,600
51,150	48,800
53,450	51,000
55,750	53,200
58,060	55,400
60,360	57,600
62,870	60,000
65,390	62,400

附則別表第２

海事職給料表の給料月額欄に掲げる額の読替表

給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
6,330	6,000
6,730	6,400
7,150	6,800
7,570	7,200
8,200	7,800
8,820	8,400
9,450	9,000
10,080	9,600
11,120	10,600
12,260	11,700
13,400	12,800
14,150	13,500
15,000	14,300
15,840	15,100
16,790	16,000
17,740	16,900
18,890	18,000
20,150	19,200
21,410	20,400
22,660	21,600
23,920	22,800
25,390	24,200
26,850	25,600
28,320	27,000
29,780	28,400
31,250	29,800
32,720	31,200
34,180	32,600
35,860	34,200
37,530	35,800
39,210	37,400
40,880	39,000

附則別表第３

公安職給料表の給料月額欄に掲げる額のうち12,150円以下の額の読替表

給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
8,090	7,700

8,510	8,100
8,930	8,500
9,450	9,000
10,280	9,800
11,210	10,700
12,150	11,600

附　則（昭和35年８月１日条例第44号）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第14条の２の規定及び別表第１から別表第３までの改正規定並びに附則第２項から附則第８項までの規定は、昭和35年４月１日から適用する。

2　昭和35年３月31日において北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第６条第７項ただし書の規定の適用により職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の同年４月１日における給料月額は、人事委員会規則の定めるところによる。

3　前項の規定により昭和35年４月１日における給料月額を決定される職員の同日以降における最初の給与条例第６条第７項ただし書の規定による昇給については、その者の同年３月31日における給料月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年４月１日における給料月額を受ける期間に通算する。

4　この条例の施行前に改正前の給与条例の規定に基づいて既に支払われた昭和35年４月１日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの期間に係る給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

5　昭和35年３月31日における北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の特殊勤務手当条例」という。）の規定による職員のへき地手当の月額がこの条例の施行により同年４月１日において改正後の給与条例第14条の２の規定により受けることとなるその者の隔遠地手当の月額を超えるときは、その者が同年３月31日から引き続き当該部局に勤務している間、その者の隔遠地手当の月額は、改正後の給与条例の規定による隔遠地手当の月額が同年３月31日における改正前の特殊勤務手当条例の規定によるへき地手当の月額に達するまで、その差額を改正後の給与条例の規定による隔遠地手当の月額に加算した額とする。

6　昭和35年３月31日において改正前の特殊勤務手当条例の規定によりへき地部局として指定されていた部局のうち、同年４月１日において改正後の給与条例の規定により隔遠地部局としての指定がなされないこととなるものに勤務する職員については、改正後の給与条例の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、当分の間、従前のへき地手当の額の範囲内において隔遠地手当を支給する。

7　昭和35年４月２日以降において当該部局の所在地の立地条件等に著しい変動が生じたときは、人事委員会規則で定めるところにより、前２項の規定による隔遠地手当の額を調整するものとする。

8　北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（昭和35年12月22日条例第66号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行し、昭和35年10月１日から適用する。ただし、第１条中北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）第４条、第10条及び第22条の改正規定は、昭和36年４月１日から施行する。

（給料の切替え及び切替えに伴う措置）

2　昭和35年10月１日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の条例の規定により職務の等級の最高の号俸以外の号俸を受ける職員の切替日における号俸は、その者が切替日の前日において受ける号俸を受けていた月数（人事委員会の定める職員については、当該月数に人事委員会の定める月数を増減した月数）に当該号俸の直近下位の号俸から１号俸までの号俸に係る改正前の条例に規定する給料表の昇給期間欄に掲げる月数の合計月数を加えて得た月数（以下「切替月数」という。）を12月で除して得た数（１に満たない端数は、切り捨てる。）に１を加えて得た数を号数と

する号俸とする。

3　切替日の前日において改正前の条例の規定により職務の等級の最高の号俸以外の号俸を受ける職員のうち、その者の属していた職務の等級及びその者の号俸が、附則別表第１から附則別表第３までの切替給料表（以下「切替給料表」という。）に掲げられている職員の切替日における号俸又は給料月額は、前項の規定にかかわらず、その者の切替月数を12月で除して得た数（１に満たない端数は、切り捨てる。）に１を加えて得た数を号数とする切替号数を切替給料表の切替号数欄に求め、当該切替号数に応ずる同表の切替給料月額を用いて、次の各号に定めるところにより、それぞれ改正後の条例別表の給料表（以下「新給料表」という。）の当該号俸又は給料月額に切り替えるものとする。

（１）　新給料表の当該職務の等級に切替給料表の当該切替給料月額と同額の号俸がある場合　当該号俸

（２）　新給料表の当該職務の等級に切替給料表の当該切替月額と同額の号俸がない場合（次号に該当する場合を除く。）　当該切替給料月額の直近上位の額の新給料表の号俸

（３）　切替給料表の当該切替給料月額が新給料表の当該職務の等級の最高号俸を超える場合　人事委員会規則で定める給料月額

4　切替日の前日において改正前の条例の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額は、人事委員会規則の定めるところによる。

5　新給料表のうち公安職給料表及び海事職給料表の適用を受ける職員の切替日における職務の等級は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級の１等級下位の等級に切り替えられるものとし、当該職員に係る附則第２項から前項までの規定の適用については、当該職員の切替日の前日における職務の等級における号俸又は給料月額に対応する切替日において切り替えられる等級における号俸又は給料月額を用いて当該号俸又は給料月額の切替えを行うものとする。

6　切替日において研究職給料表の適用を受けることとなる職員の職務の等級は、切替日の前日においてその者が属していた行政職給料表の職務の等級の１等級上位の研究職給料表の等級に切り替えられるものとし、その者の切替日における号俸は、改正前の条例により切替日の前日においてその者が受けていた号俸の給料月額（以下「旧給料月額」という。）と同額の給料月額の北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和35年北海道条例第65号）による改正前の北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）別表第４研究職給料表における当該切り替えられるものとした職務の等級の号俸（旧給料月額が２万1,300円から３万1,800円までの者にあっては、当該号俸の直近上位の号俸）があるときは、その号俸に、当該職務の等級に旧給料月額と同額の給料月額の号俸がないときは、その直近上位の額の号俸にある者とみなして、附則第２項から前項までの規定を適用して切り替えられた号俸とする。

7　改正後の条例第６条第５項及び第７項の規定の適用については、附則第２項又は附則第３項の規定により切替日における号俸を決定される職員にあっては、附則第２項又は附則第３項の規定により切り捨てられた端数を12月に乗じて得た月数を、附則第４項の規定により切替日における号俸又は給料月額を決定される職員にあっては、人事委員会規則の定めるところにより算出した月数を、それぞれ附則第２項、附則第３項又は附則第４項の規定により決定される切替日における号俸又は給料月額を受ける期間に通算する。

8　附則第３項第２号の規定により切替日における号俸を切替給料月額の直近上位の額の新給料表の号俸に決定される職員に対する改正後の条例第６条第５項及び第７項の規定の適用については、前項によるほか、当該切替給料月額とその者について決定された号俸の給料月額との差額の当該号俸の給料月額と当該号俸の直近下位の号俸の給料月額との差額に対する割合を12月に乗じて得た月数（その月数が３月に満たないときは３月とし、３月を超えるときは当該月数を３月で除して得た数を四捨五入して得られる数を３月に乗じて得た月数とする。）の期間について、切替日以後最初のその者の昇給の際のこれらの規定による当該昇給に要する期間を延伸するものとする。

9　附則第３項第３号及び附則第４項の規定により切替日における号俸又は給料月額を決定される職員のうち、前項に規定する職員と同様の方法によりその号俸又は給料月額に決定される職員に対する改正後の条例第６条第５項及び第７項の規定の適用については、附則第７項によるほか、前項の規定に準じて人事委員会規則で定めるところにより、その昇給に要する期間を延伸するものとする。

10　切替日以後この条例（附則第１項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受ける職員となった者及び職務の等級又は号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額の決定及び当該号俸又は給料月額を受けることとなる期間の算定については、人事委員会規則の定めるところによる。

11　昭和32年４月１日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員の切替日における号俸又は給料月額、附則第７項の規定により通算されることとなる期間及び附則第８項又は附則第９項の規定により昇給に要する期間を延伸されることとなる期間については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会規則の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

12　附則第２項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の適用により職員が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則に従って定められたものでなければならない。

13　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替えに関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（給与の内払）

14　改正前の条例の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附則別表第１

公安職給料表の適用を受ける職員の切替給料表

１等級				２等級				３等級				４等級				５等級			
号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額	号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額	号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額	号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額	号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額
	円		円		円		円		円		円		円		円		円		円
10	37,200	10	43,500	13	30,600	13	36,300	12	23,500	12	26,300	14	22,400	14	24,900	17	22,400	17	24,900
11	39,000	11	45,700	14	31,800	14	37,900	13	24,600	13	27,700	15	23,500	15	26,100	18	23,500	18	26,100
12	40,800	12	48,000	15	33,600	15	39,500	14	25,800	14	29,100	16	24,600	16	27,400	19	24,600	19	27,400
13	42,600	13	50,300	16	35,400	16	41,300	15	27,000	15	30,500	17	25,800	17	28,800	20	25,800	20	28,700
14	44,400	14	52,600			17	43,100	16	28,200	16	31,900	18	27,000	18	30,200	21	27,000	21	30,000
		15	54,700	17	37,200	17	43,100	17	29,400	17	33,300	19	28,200	19	31,600			22	31,300
15	46,600	15	54,700			18	44,600	18	30,600	18	34,700	20	29,400	20	32,900	22	28,200	22	31,300
		16	56,800	18	39,000	18	44,600			19	36,100			21	34,200			23	32,300
16	48,900	16	56,800			19	45,900	19	31,800	19	36,100	21	30,600	21	34,200	23	29,400	23	32,300
		17	58,900			20	47,000			20	37,500			22	35,400			24	33,100
		18	60,700	19	40,800	20	47,000	20	33,600	20	37,500	22	31,800	22	35,400			25	33,900
						21	48,1			21	38,8			23	36,6				

			22	00 49,000			22	00 39,800			24	00 37,700		

附則別表第２

行政職給料表の適用を受ける職員の切替給料表

３等級				４等級				５等級				６等級				７等級			
号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額	号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額	号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額	号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額	号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額
	円		円		円		円		円		円		円		円		円		円
15	42,600	15	48,500	11	28,200	11	32,300	13	25,800	13	28,600	12	21,300	12	23,600	19	13,300	15	14,800
		16	50,000	12	29,400	12	33,700	14	27,000	14	29,900	13	22,400	13	24,800	20	14,300	16	15,800
		17	51,800	13	30,600	13	35,100	15	28,200	15	31,200	14	23,500	14	26,000	21	15,300	17	16,800
				14	31,800	14	36,500	16	29,400	16	32,500	15	24,600	15	27,200	22	16,300	18	17,800
				15	33,600	15	38,000			17	33,800	16	25,800	16	28,400	23	17,300	19	18,900
						16	39,500	17	30,600	17	33,800			17	29,400	24	18,300	20	20,000
				16	35,400	16	39,500			18	34,900	17	27,000	17	29,400			21	20,900
						17	40,900	18	31,800	18	34,900			18	30,400	25	19,300	21	20,900
				17	37,200	17	40,900			19	35,800	18	28,200	18	30,400			22	21,700
						18	42,300			20	36,700			19	31,300	26	20,300	22	21,700
						19	43,600							20	32,100			23	22,500
												19	29,400	20	32,100			24	23,200
														21	32,900	27	21,300	24	23,200
														22	33,600			25	23,900
																		26	24,500

附則別表第３

海事職給料表の適用を受ける職員の切替給料表

１等級				２等級				３等級			
号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額	号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額	号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額
	円		円		円		円		円		円
13	34,200	13	39,300	10	23,500	10	26,400	16	18,600	16	20,600

14	35,900	14	41,000	11	24,800	11	27,800	17	19,700	17	21,800
		15	42,700	12	26,100	12	29,200	18	20,900	18	23,100
15	37,600	15	42,700	13	27,400	13	30,600	19	22,200	19	24,400
		16	44,100	14	28,700	14	32,000			20	25,700
		16	44,100			15	33,400	20	23,500	20	25,700
16	39,300	17	45,500	15	30,000	15	33,400			21	26,800
		18	46,500			16	34,600			21	26,800
								21	24,800		
						16	34,600			22	27,700
				16	31,400	17	35,600			23	28,600
						18	36,600			23	28,600
								22	26,100		
										24	29,400
										25	30,100

附　則（昭和36年４月１日条例第32号）

この条例は、昭和36年４月１日から施行する。

附　則（昭和36年８月１日条例第56号）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、昭和36年４月１日から適用する。

2　北海道地方警察職員の給与に関する条例及び改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則の規定に基づいて昭和36年４月１日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、北海道地方警察職員の給与に関する条例及び改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則の規定による給与の内払とみなす。

附　則（昭和36年12月22日条例第76号）

改正

昭和37年12月22日条例第59号

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行し、昭和36年10月１日から適用する。ただし、第10条の改正規定は、昭和37年４月１日から施行する。

（給料の切替え及び切替えに伴う措置）

2　昭和36年10月１日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）の規定により研究職給料表の適用を受ける職員の切替日における職務の等級は、切替日の前日において改正前の条例の規定によりその者が属する職務の等級に対応する附則別表第１に掲げる職務の等級とし、その者（切替日の前日において改正前の条例の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける者を除く。）の切替日における号俸は、切替日の前日において改正前の条例の規定によりその者が受ける号俸に対応する附則別表第２に掲げる号俸とする。

3　切替日の前日において改正前の条例の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額は、人事委員会規則の定めるところによる。

4　前２項の規定により切替日における号俸又は給料月額を決定される職員で人事委員会が定めるものに対する切替日以降における最初の条例第６条第５項及び第７項の規定の適用については、人事委員会が定める期間を前２項の規定により決定される切替日における号俸又は給料月額を受ける期間に通算する。

5　切替日以後この条例（附則第１項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の条例の規定により新たに研究職給料表の適用

を受ける職員となった者、研究職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額について異動のあったもの及びこれらの職員以外の職員で、新たに職務の等級の最高の号俸若しくは最高の号俸を超える給料月額を受けることとなったもの又はその受ける職務の等級の最高の号俸若しくは最高の号俸を超える給料月額について異動のあったものの改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは給料月額及び当該号俸又は給料月額を受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

6　切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受ける職員となった者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは給料月額及び当該号俸又は給料月額を受けることとなる期間については、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

7　昭和35年10月１日（以下「昭和35年切替日」という。）以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員の切替日における号俸又は給料月額及び当該号俸又は給料月額を受けることとなる期間（附則第４項の規定により通算されることとなる期間を含む。）については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

8　職員の切替日の前日において受ける号俸又は給料月額が、昭和35年切替日において、北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和35年北海道条例第66号。以下「昭和35年改正条例」という。）による改正後の条例による給料の切替えを受けた号俸又は給料月額であって、昭和35年改正条例附則第８項又は附則第９項の規定の適用を受けたもの（以下この項において「調整昇給号俸」という。）であるときは、当該調整昇給号俸からの最初の昇給の際における条例第６条第５項及び第７項の規定の適用についての当該延伸を受けるべき期間（以下この項において「昇給延伸期間」という。）は、昭和35年切替日から起算し同日以降において当該延伸を受けたものとして、その職員の昇給に要する期間を算定し、及びこの条例による給料の切替え、調整等を行うものとする。この場合において、切替日までになお未経過の当該昇給延伸期間がある職員については、当該未経過の昇給延伸期間に相当する期間を、切替日において受ける号俸又は給料月額につき、その昇給に要する期間を延伸するものとする。

9　附則第２項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則に従って定められたものでなければならない。

10　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替えに関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（給与の内払）

11　改正前の条例の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

12　北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和32年北海道条例第58号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附則別表第１

研究職給料表の適用を受ける職員の職務の等級の切替表

切替日の前日において職員が属する職務の等級	切替日における職務の等級
１等級	１等級
２等級	１等級
３等級	２等級
４等級	３等級
５等級	４等級
６等級	５等級

附則別表第２

研究職給料表の適用を受ける職員の号俸の切替表

ア　切替日の前日においてその属する職務の等級が１等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
１号俸	８号俸
２号俸	９号俸
３号俸	10号俸
４号俸	11号俸
５号俸	12号俸
６号俸	13号俸
７号俸	14号俸
８号俸	15号俸
９号俸	16号俸
10号俸	17号俸
11号俸	18号俸
12号俸	19号俸
13号俸	20号俸
14号俸	21号俸

イ　切替日の前日においてその属する職務の等級が２等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
１号俸	１号俸
２号俸	２号俸
３号俸	３号俸
４号俸	４号俸
５号俸	５号俸
６号俸	６号俸
７号俸	７号俸
８号俸	８号俸
９号俸	９号俸
10号俸	10号俸
11号俸	11号俸
12号俸	11号俸
13号俸	12号俸
14号俸	13号俸
15号俸	13号俸
16号俸	14号俸

ウ　切替日の前日においてその属する職務の等級が３等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
１号俸	４号俸
２号俸	５号俸
３号俸	６号俸
４号俸	７号俸
５号俸	８号俸
６号俸	９号俸
７号俸	10号俸
８号俸	11号俸
９号俸	12号俸
10号俸	13号俸
11号俸	14号俸
12号俸	15号俸

13号俸	16号俸
14号俸	17号俸
15号俸	18号俸
16号俸	19号俸
17号俸	20号俸
18号俸	21号俸
19号俸	22号俸
20号俸	23号俸
21号俸	24号俸
22号俸	25号俸
23号俸	26号俸

エ　切替日の前日においてその属する職務の等級が４等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
１号俸	３号俸
２号俸	４号俸
３号俸	５号俸
４号俸	６号俸
５号俸	７号俸
６号俸	８号俸
７号俸	９号俸
８号俸	10号俸
９号俸	11号俸
10号俸	12号俸
11号俸	13号俸
12号俸	14号俸
13号俸	15号俸
14号俸	16号俸
15号俸	17号俸
16号俸	18号俸
17号俸	19号俸
18号俸	20号俸
19号俸	21号俸
20号俸	22号俸
21号俸	23号俸
22号俸	24号俸
23号俸	25号俸
24号俸	26号俸
25号俸	27号俸
26号俸	28号俸
27号俸	29号俸

オ　切替日の前日においてその属する職務の等級が５等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
１号俸	４号俸
２号俸	５号俸
３号俸	６号俸
４号俸	７号俸
５号俸	８号俸
６号俸	９号俸
７号俸	10号俸

８号俸	11号俸
９号俸	12号俸
10号俸	13号俸
11号俸	14号俸
12号俸	15号俸
13号俸	16号俸
14号俸	17号俸
15号俸	18号俸
16号俸	19号俸
17号俸	20号俸
18号俸	21号俸
19号俸	22号俸
20号俸	23号俸
21号俸	24号俸
22号俸	25号俸
23号俸	26号俸
24号俸	27号俸
25号俸	28号俸

カ　切替日の前日においてその属する職務の等級が６等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
１号俸	１号俸
２号俸	２号俸
３号俸	３号俸
４号俸	４号俸
５号俸	５号俸
６号俸	６号俸
７号俸	７号俸
８号俸	８号俸
９号俸	９号俸
10号俸	10号俸
11号俸	11号俸
12号俸	12号俸
13号俸	13号俸
14号俸	14号俸
15号俸	15号俸
16号俸	16号俸
17号俸	17号俸

附　則（昭和37年４月７日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年４月１日から適用する。

附　則（昭和37年12月22日条例第59号）

改正

昭和38年３月26日条例第８号

昭和39年12月21日条例第82号

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、昭和37年10月１日から適用する。

（号俸職員の切替え）

２　昭和37年10月１日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）の規定により職務の等級の最高の号俸以外の号俸を受ける職員（以下次項において「号俸職員」という。）のうち、その者の切替日の前日における号俸（以

下「旧号俸」という。）が附則別表第１から附則別表第４までの切替表（以下「切替表」という。）に掲げられている職員（次項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸はその者の旧号俸に対応する切替表に定める号俸とし、その者の旧号俸が切替表に掲げられていない職員の切替日における号俸はその者の旧号俸と同じ号数の号俸とする。

３　号俸職員のうち、その者の旧号俸が切替表に期間の定めのある号俸である職員で、切替日において旧号俸を受けていた期間（切替日前１年以内において条例第６条第５項ただし書の規定の適用を受けた職員その他人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間を増減した期間。以下この項及び次項において同じ。）がその者の旧号俸に対応する切替表に定める期間に達しないものは、昭和38年１月１日、同年４月１日又は同年７月１日のうち、切替日から起算して当該期間とその者の切替日において旧号俸を受けていた期間との差に相当する期間を経過したこととなる日以後の直近の日（以下この項において「切替日とみなす日」という。）に、その者の旧号俸に対応する切替表に定める号俸を受けるものとし、その者の切替日から切替日とみなす日の前日までの間における給料月額は、その者の旧号俸に対応する切替表の暫定給料月額の欄に掲げる額とする。

（旧号俸を受けていた期間の通算）

４　附則第２項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の条例第６条第５項の規定の適用については、その者が旧号俸を受けていた期間（その者の旧号俸が切替表に期間の定めのある号俸であるときは、旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する切替表に定める期間を減じた期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の切替え等）

５　切替日の前日において改正前の条例の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸若しくは給料月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（旧号俸を受けていた期間の特例）

６　附則別表第５に掲げられている号俸と号数を同じくする旧号俸を受ける職員に対する附則第３項及び附則第４項の規定の適用については、これらの規定中「旧号俸を受けていた期間」とあるのは、「旧号俸を受けていた期間に３月を加えた期間」とする。

（施行日までの異動者の号俸の決定等）

７　切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受ける職員となった者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間並びにそれらの職員のうち附則第３項に規定する給料月額を受ける職員についての当該給料月額を受けることがなくなった日における号俸は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の調整）

８　昭和32年４月１日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間並びにそれらの職員が附則第３項に規定する給料月額を受ける職員である場合における当該給料月額を受けることがなくなった日における号俸については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

９　職員の切替日の前日において受ける号俸又は給料月額が昭和36年10月１日において北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和36年北海道条例第76号。以下「昭和36年改正条例」という。）附則第８項の規定の適用を受けて給料の切替えを受けた号俸又は給料月額であるときは、当該号俸又は給料月額からの最初の昇給の際における条例第６条第５項及び第７項の規定の適用についての当該昇給延伸期間は昭和35年10月１日から起算し、同日以降において当該延伸を受けたものとしてその職員の昇給に要する期間を算定し、及びこの条例による給料の切替え、調整等を行うものとする。

（昭和38年６月30日までの間の条例第６条の特例）

10　切替日から昭和38年６月30日までの間は、条例第６条第２項及び第３項中「号俸」とあるのは、「号俸又は北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和37年北海道条例

第59号）附則第３項に規定する給料月額」と読み替えるものとする。

11　附則第３項、附則第７項若しくは附則第８項又は前項の規定により読み替えられた条例第６条第２項若しくは第３項の規定により、附則第３項の規定による給料月額を受ける職員の切替日から昭和38年６月30日までの間における条例第６条第６項の規定の適用については、人事委員会規則で定める。

（旧暫定手当月額の保障）

12　切替日から施行日の前日までの間に、この条例の規定により受けることとなった号俸又は給料月額に対応する北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和32年北海道条例第58号。以下「昭和32年改正条例」という。）附則第19項から附則第21項までの規定による暫定手当の月額が改正前の条例の規定により受けていた号俸又は給料月額に対応する改正前の昭和32年改正条例附則第18項から附則第20項まで、附則第22項若しくは附則第23項の規定又は改正前の昭和36年改正条例附則第10項の規定による暫定手当の月額（以下「旧暫定手当月額」という。）に達しないこととなる期間がある職員（昭和32年改正条例附則第22項の規定の適用を受ける職員を除く。）については、その達しないこととなる期間に係る旧暫定手当月額をもって、その者のその期間に係る昭和32年改正条例附則第19項から附則第21項までの規定による暫定手当の月額とみなす。

（昭和32年改正条例附則第27項の改正規定の経過措置）

13　切替日において改正前の昭和32年改正条例附則第27項の規定による暫定手当を支給されていた職員に対しては、昭和32年改正条例附則第17項及び附則第18項の規定にかかわらず、切替日以降、その者が改正前の昭和32年改正条例附則第27項本文の規定の適用を受けるに至った日の昭和38年の応当日の前日までの間、その者が同項本文の規定の適用を受ける直前に在勤していた地域に在勤するものとした場合に支給されることとなる暫定手当を支給する。ただし、当該職員が同日までの間にさらに在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員の暫定手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

（旧号俸等の基礎）

14　附則第２項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の適用により職員が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則に従って定められたものでなければならない。

（人事委員会規則への委任）

15　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（給与の内払）

16　改正前の条例の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。ただし、昭和37年12月15日に支払われた期末手当及び勤勉手当は、この条例による改正後の条例第22条の規定に基づく期末手当及び勤勉手当として支給されたものとみなす。

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

17　北海道地方警察職員に関する条例の一部を改正する条例（昭和36年北海道条例第76号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附則別表第１

公安職給料表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級	２等級			３等級			４等級			５等級			６等級		
区分 旧号俸	号俸	期間	暫定給料月額	号俸	期間	暫定給料月額	号俸	期間	暫定給料月額	号俸	期間	暫定給料月額	号俸	期間	暫定給料月額
		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	9	33,200	1			1			1			1		

2	1			2	3	24,100	2			2			2		
3	2			3	6	25,500	3	3	18,900	3			3		
4	3			4	9	26,900	4	6	20,000	4			4		
5	4			4			5	9	21,200	5			5		
6	5			5	3	29,800	5			6	3	18,900	6		
7	6			6	6	31,200	6	3	23,700	7	6	20,000	7		
8	7			7	9	32,600	7	6	24,900	8	9	21,100	8		
9	8			7			8	9	26,100	8			9	3	18,900
10	9			8			8			9	3	23,400	10	6	20,000
11	10			9			9	3	28,800	10	6	24,500	11	9	21,100
12	11			10			10	6	30,000	11	9	25,600	11		
13	12			11			11	9	31,300	11			12	3	23,400
14	13			12			11			12	3	28,300	13	6	24,500
15	14			13			12			13	6	29,500	14	9	25,600
16	15			14			13			14	9	30,700	14		
17	16			15			14			14			15	3	28,300
18				16			15			15			16	6	29,400
19				17			16			16			17	9	30,500
20				18			17			17			17		
21				19			18			18			18		
22							19			19			19		
23							20			20			20		
24							21			21			21		
25							22			22			22		
26							23			23			23		
27										24			24		
28										25			25		
29													26		
30													27		

附則別表第２

行政職給料表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	3等級			4等級			5等級			6等級			7等級		
	号俸	期間	暫定給料月額	号俸	期間	暫定給料月額	号俸	期間	暫定給料月額	号俸	期間	暫定給料月額	号俸	期間	暫定給料月額
		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	3	30,000	1			1			1			1		
2	2	6	31,600	2	3	24,100	2	3	18,800	2			2		
3	3	9	33,200	3	6	25,500	3	6	19,900	3			3		
4	3			4	9	26,900	4	9	21,100	4			4		
5	4			4			4			5	3	18,700	5		
6	5			5	3	29,800	5	3	23,600	6	6	19,800	6		
7	6			6	6	31,200	6	6	24,800	7	9	20,900	7		
8	7			7	9	32,600	7	9	26,000	7			8		
9	8			7			7			8	3	23,200	9		
10	9			8			8	3	28,700	9	6	24,300	10		
11	10			9			9	6	29,900	10	9	25,400	11		
12	11			10			10	9	31,200	10			12		
13	12			11			10			11	3	27,500	13		
14	13			12			11			12	6	28,400	14		
15	14			13			12			13	9	29,100	15		
16	15			14			13			13			16	3	18,300
17	16			15			14			14			17	6	19,200
18	17			16			15			15			18	9	19,800
19	18			17			16						18		
20													19		
21													20		
22													21		

附則別表第３

海事職給料表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級

区分 旧号俸	号俸	期間	暫定給料月額	号俸	期間	暫定給料月額	号俸	期間	暫定給料月額	号俸	期間	暫定給料月額
		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	9	33,100	1	6	24,700	1			1		
2	1			2	9	26,200	2			2		
3	2	3	37,400	2			3			3		
4	3	6	39,300	3	3	29,900	4			4		
5	4	9	41,200	4	6	31,500	5	3	23,400	5		
6	4			5	9	33,100	6	6	24,700	6		
7	5			5			7	9	26,000	7		
8	6			6	3	36,700	7			8		
9	7			7	6	38,300	8	3	28,800	9		
10	8			8	9	39,900	9	6	30,100	10		
11	9			8			10	9	31,400	11		
12	10			9			10			12		
13	11			10			11	3	34,000	13		
14	12			11			12	6	35,100	14		
15	13			12			13	9	36,000	15	3	22,600
16	14			13			13			16	6	23,700
17	15			14			14			17	9	24,600
18				15			15			17		
19							16			18	3	26,500
20							17			19	6	27,400
21										20	9	28,300
22										20		
23										21	3	29,900
24										22	6	30,600
25										23	9	31,300
26										23		
27										24		
28										25		

附則別表第４

研究職給料表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級	２等級			３等級			４等級			５等級		
区分 旧号俸	号俸	期間	暫定給料月額	号俸	期間	暫定給料月額	号俸	期間	暫定給料月額	号俸	期間	暫定給料月額
		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1			1			1			1		
2	2	3	26,300	2			2			2		
3	3	6	27,800	3			3			3		
4	4	9	29,300	4			4			4		
5	4			5	3	20,000	5			5		
6	5	3	32,500	6	6	21,300	6			6		
7	6	6	34,000	7	9	22,600	7			7		
8	7	9	35,500	7			8	3	19,600	8		
9	7			8	3	25,400	9	6	20,800	9		
10	8			9	6	26,700	10	9	22,000	10		

11	9			10	9	28,100	10			11		
12	10			10			11	3	24,600	12	3	19,000
13	11			11	3	31,100	12	6	25,800	13	6	19,900
14	12			12	6	32,500	13	9	27,100	14	9	20,700
15	13			13	9	33,900	13			14		
16	14			13			14	3	30,000	15		
17	15			14			15	6	31,300	16		
18	16			15			16	9	32,600	17		
19	17			16			16					
20	18			17			17					
21	19			18			18					
22	20			19			19					
23	21			20			20					
24	22			21			21					
25	23			22			22					
26	24			23			23					
27	25			24			24					
28				25			25					
29				26			26					
30				27								

附則別表第５

職務の等級 給料表	１等級	２等級	３等級	４等級	５等級	６等級	７等級
公安職給料表	１―12	１―16	１―20	６―25	９―27	12―29	
行政職給料表	１―12	１―13	１―18	１―18	５―18	８―17	19―21
海事職給料表	１―16	３―17	８―19	18―27			
研究職給料表	１―21	１―26	８―29	11―28	15―17		

備考　この表中「１―12」等とあるのは、「１号俸から12号俸までの号俸」等を示す。

附　則（昭和38年３月26日条例第８号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、昭和37年10月１日から適用する。

（給与の内払）

２　改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和37年10月１日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

附　則（昭和38年12月20日条例第48号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第10項の規定は昭和38年４月１日から、第13条、第22条（警察本部長を本部長に改める部分を除く。）及び別表の改正規定並びに第26条に１項を加える規定及び附則第２項から附則第９項まで（附則別表を含む。）の規定は昭和38年10月１日から適用する。

（最高号俸等を受ける職員の切替え等）

２　昭和38年10月１日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の北海道地方警察職員の給

与に関する条例（以下「条例」という。）の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（昇給期間の短縮）

3　昭和37年９月30日において北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和37年北海道条例第59号）による改正前の条例の規定により附則別表に掲げられている号俸を受けていた職員及び職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員でそれぞれ人事委員会の定めるもの並びに人事委員会の定めるこれらに準ずる職員に対する切替日（同日において改正前の条例第６条第５項又は第７項ただし書の規定により昇給した職員にあっては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。））以降における最初の条例第６条第５項又は第７項ただし書の規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事委員会の定めるものを除き、同条第５項中「12月」とあるのは「９月」と、同条第７項ただし書中「24月」とあるのは「21月」と、「18月」とあるのは「15月」とする。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者等の号俸等の調整）

4　切替日から施行日の前日までの間において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受ける職員となった者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間については、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（切替日前の異動者等の号俸等の調整）

5　昭和37年10月１日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

6　附則第２項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の適用により職員が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則に従って定められたものでなければならない。

（人事委員会規則への委任）

7　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（給与の内払）

8　改正前の条例の規定に基づいて、切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

9　北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和32年北海道条例第58号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

10　北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附則別表

職務の等級 給料表	１等級	２等級	３等級	４等級	５等級	６等級
公安職給料表	１―13	１―17	５―21	10―26	13―28	16―30
行政職給料表	１―13	１―14	１―19	５―19	９―19	12―18
海事職給料表	２―17	７―18	12―20	22―28		

研究職給料表	１―22	５―27	12―30	15―29		

備考　この表中「１―13」等とあるのは、「１号俸から13号俸までの号俸」等を示す。

附　則（昭和39年７月15日条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附　則（昭和39年12月21日条例第82号）

改正

昭和43年12月26日条例第43号

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３条及び第４条並びに附則第14項の規定は、昭和40年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定は、昭和39年９月１日から適用する。

（職務の等級の切替え）

３　昭和39年９月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第１に掲げられている職員の切替日における職務の等級は、旧等級に対応する同表に定める職務の等級とし、旧等級が行政職給料表の３等級である職員の切替日における職務の等級は、人事委員会の定めるところにより、同表の３等級又は４等級とする。

（号俸の切替え）

４　前項に規定する職員（次項、附則第６項及び附則第８項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸（以下「旧号俸」という。）と同じ号数の号俸とする。

５　旧等級が公安職給料表の１等級又は行政職給料表の２等級である職員（附則第８項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、旧号俸の号数から１を減じた号数の号俸（旧号俸が１号俸である職員にあっては、１号俸）とする。

６　附則第３項の規定により切替日における職務の等級が行政職給料表の３等級となる職員（附則第８項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、旧号俸に対応する附則別表第２に定める号俸とする。

（旧号俸を受けていた期間の通算）

７　前３項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の北海道地方警察職員の給与に関する条例第６条第５項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間を増減した期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

（最高号俸等の切替え等）

８　切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（昇給期間の短縮）

９　昭和37年９月30日において附則別表第３に掲げられている号俸を受けていた職員及び同表に号俸の掲げられている職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員でそれぞれ人事委員会の定めるもの並びに人事委員会の定めるこれらに準ずる職員に対する切替日（昭和39年10月１日において昇給規定（北海道地方警察職員の給与に関する条例第６条第５項又は第７項ただし書の規定をいう。以下同じ。）により昇給した職員にあっては、この条例（附則第１項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日（以下「施行日」という。））以降における最初の昇給規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事委員会の定めるものを除き、昇給規定に定める期間から３月を減じた期間をもって昇給規定に定める期間とする。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等）

10　切替日から施行日の前日までの間において、第１条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち人事委員会の定める職員

の同条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは給料月額及びそれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

11　昭和32年４月１日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

12　附則第３項から前項までの規定の適用については、第１条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、同条例及びこれに基づく人事委員会規則に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

13　第１条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

14　この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表第１

職務の等級の切替表

給料表	旧等級	切替日における職務の等級
行政職給料表	４等級	５等級
	５等級	６等級
	６等級	７等級
	７等級	８等級

附則別表第２

行政職給料表の３等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	切替日における号俸
１号俸から５号俸までの号俸	１号俸
６号俸	２号俸
７号俸	３号俸
８号俸	４号俸
９号俸	５号俸
10号俸	６号俸
11号俸	７号俸
12号俸	８号俸
13号俸	９号俸
14号俸	10号俸
15号俸	11号俸
16号俸	12号俸
17号俸	13号俸

附則別表第３

昇給期間の短縮される号俸の表

職務の等級 給料表	１等級	２等級	３等級	４等級	５等級	６等級
公安職給料表	１―13	２―17	９―21	14―26	17―28	20―30
行政職給料表	１―13	１―14	４―19	９―19	13―19	16―18

海事職給料表	６―17	11―18	16―20	26―28		
研究職給料表	１―22	９―27	16―30	19―29		

備考　この表中「１―13」等とあるのは、「北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和37年北海道条例第59号）による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定による１号俸から13号俸までの号俸」等を示す。

附　則（昭和40年12月25日条例第52号）

（施行期日等）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第２条及び第３条並びに附則第13項及び附則第14項の規定は、規則で定めるこの条例の施行の日の属する月の翌月１日から施行する。

（昭和40年12月規則第145号で、同40年12月27日から施行）

２　第１条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、昭和40年９月１日から適用する。

（職務の等級の切替え）

３　昭和40年９月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第１に掲げられている職員の切替日における職務の等級は、旧等級に対応する同表に定める職務の等級とし、旧等級が公安職給料表の１等級である職員の切替日における職務の等級は、人事委員会の定めるところにより、同表の１等級又は２等級とする。

（号俸の切替え）

４　前項に規定する職員（次項及び附則第７項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸（以下「旧号俸」という。）と同じ号数の号俸とする。

５　附則第３項の規定により切替日における職務の等級が公安職給料表の１等級となる職員（附則第７項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、切替日に２等級となり同日１等級に昇格したものとして得られる号俸とする。

（旧号俸を受けていた期間の通算）

６　前２項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の給与条例第６条第５項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間を増減した期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

（最高号俸等の切替え等）

７　切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（昇給期間の短縮）

８　昭和37年９月30日において附則別表第２に掲げられている号俸を受けていた職員で人事委員会の定めるもの及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員に対する切替日（昭和40年10月１日において昇給規定（給与条例第６条第５項又は第７項ただし書の規定をいう。以下この項において同じ。）により昇給した職員にあっては、この条例（附則第１項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日（以下「施行日」という。））以降における最初の昇給規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事委員会の定めるものを除き、昇給規定に定める期間から３月を減じた期間をもって昇給規定に定める期間とする。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等）

９　切替日から施行日の前日までの間において、第１条の規定による改正前の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち人事委員会の定める職員の同条の規定による改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

10　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日にお

いて職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

11　附則第３項から前項までの規定の適用については、第１条の規定による改正前の給与条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、同条例及びこれに基づく人事委員会規則に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

12　第１条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて、切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（扶養手当の経過規定）

13　施行日の属する月の末日までに新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に給与条例第12条第１項第１号に掲げる事実が生じた場合において、これらの職員が、同日後それぞれその者が職員となった日又は同号に掲げる事実が生じた日から30日以内に同項の規定による届出をしたときにおける当該届出に係る事実に係る扶養手当の支給の開始又はその支給額の改定については、なお従前の例による。

（期末手当の経過規定）

14　第２条の規定による改正後の給与条例第22条の規定の昭和41年６月１日における適用については、同条第２項各号列記以外の部分中「６月以内」とあるのは「５箇月17日以内」と、同項第１号及び第２号中「６月」とあるのは「５箇月17日」と、同項第２号及び第３号中「３月」とあるのは「２箇月17日」とする。

（人事委員会規則への委任）

15　この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表第１

職務の等級の切替表

給料表	旧等級	切替日における職務の等級
公安職給料表	２等級 ３等級 ４等級 ５等級 ６等級	３等級 ４等級 ５等級 ６等級 ７等級

附則別表第２

昇給期間の短縮される号俸の表

職務の等級 給料表	１等級	２等級	３等級	４等級	５等級	６等級
公安職給料表		1	２～８	７～13	10～16	13～19
行政職給料表			１～３	２～８	６～12	９～15
海事職給料表	１～５	４～10	９～15	19～25		
研究職給料表		２～８	９～15	12～18		

備考（１）　この表中「１」とあるのは「１号俸」を示し、「２～８」等とあるのは「２号俸から８号俸までの号俸」等を示す。

（２）　この表に掲げる職務の等級及び号俸は、北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和37年北海道条例第59号）による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定による職務の等級及び号俸を示す。

附　則（昭和41年４月８日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和41年12月26日条例第50号）

（施行期日等）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第２条の規定は、昭和42年１月１日から施行する。

（昭和41年12月規則第135号で、同41年12月26日から施行）

2　第１条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、昭和41年９月１日から適用する。

（特定の号俸の切替え等）

3　昭和41年９月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号俸が附則別表に掲げる職務の等級の１号俸である職員の切替日における号俸は、２号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（最高号俸等の切替え等）

4　切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等）

5　切替日からこの条例（附則第１項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第１条の規定による改正前の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち人事委員会の定める職員の同条の規定による改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

6　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

7　附則第３項から前項までの規定の適用については、第１条の規定による改正前の給与条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、同条例及びこれに基づく人事委員会規則に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

8　第１条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

9　この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表

給料表	職務の等級
公安職給料表	３等級　４等級
行政職給料表	３等級　４等級　５等級
研究職給料表	１等級　２等級

附　則（昭和42年３月20日条例第10号）

この条例は、昭和42年４月１日から施行する。

附　則（昭和42年12月25日条例第54号）

改正

昭和43年12月26日条例第43号
昭和44年12月22日条例第57号
昭和45年12月23日条例第76号

（施行期日等）

1　この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和42年12月規則第158号で、同42年12月25日から施行）

2　第１条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（同条例第22条（同条第１項に規定する基準日が12月１日である期末手当及び勤勉手当に関する部分を除く。）を除く。）以

下「改正後の条例」という。）の規定、第２条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正後の昭和32年改正条例」という。）附則第24項及び附則第28項の規定並びに附則第７項から附則第10項まで及び附則第13項の規定は、昭和42年８月１日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

3　昭和42年８月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等）

4　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、第１条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

6　附則第３項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、同条例及びこれに基づく人事委員会規則に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

7　改正前の条例又は第２条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、それぞれ改正後の条例又は改正後の昭和32年改正条例の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正後の条例の規定により調整手当を支給されることとなる職員に支払われた暫定手当は、改正後の条例の規定による調整手当の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

8　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（調整手当についての人事委員会の措置）

9　人事委員会は、この条例の施行の日から起算して３年以内に改正後の条例第12条の２に規定する調整手当に関して必要と認められる措置を議会及び知事に同時に報告し、又は勧告することを目途として、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第８条第１項第２号に規定する研究の一環として調整手当に関する研究を行うものとする。

附　則（昭和43年12月26日条例第43号）

改正

昭和46年12月22日条例第60号

（施行期日等）

1　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第１条中北海道地方警察職員の給与に関する条例第22条及び第26条第５項の改正規定は、昭和44年４月１日から施行する。

（昭和43年12月規則第131号で、同43年12月26日から施行）

2　第１条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第13条の規定は昭和43年５月１日から、改正後の条例別表第１から別表第４までの規定及び第２条から第４条までに規定する各条例のこれらの規定による改正後の規定は同年７月１日から、改正後の条例第23条の規定は同年８月31日から適用する。

（特定の職務の等級の切替え）

3　昭和43年７月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の等級が公安職給料表の３等級である職員の切替日における職務の等級は、人事委員会の定めるところにより、同表の特３等級又は３等級とする。

（特定の号俸の切替え等）

4　前項の規定により切替日における職務の等級が公安職給料表の特３等級となる職員（附則第７項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の等級が公安職給料表の３等級となる職員（附則第７項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

5　前項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の北海道地方警察職員の給与に関する条例第６条第５項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間を増減した期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

6　旧号俸が公安職給料表の２等級の１号俸である職員の切替日における号俸は、２号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（最高号俸等の切替え等）

7　切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等）

8　切替日からこの条例（附則第１項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第１条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

9　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（寒冷地手当に関する経過措置）

10　北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和46年北海道条例第60号）第１条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第23条の規定の適用を受ける職員で、同条第３項の規定により算出するものとした場合における基準額が、同条第１項の基準日（同項の基準日後において新たに職員となった者に係る場合にあっては、採用の日。以下「基準日」という。）において当該職員の受ける職務の等級の号俸の昭和43年８月31日における額（基準日において当該職員が職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受ける場合その他人事委員会規則で定める場合にあっては、その定める額）に1,100円を加算した額に改正前の条例第23条第２項に規定する割合を乗じて得た額（以下「定率基本額」という。）に達しないこととなるものについては、北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和46年北海道条例第60号）第１条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第23条第３項の規定にかかわらず、当分の間、当該定率基本額をもって当該職員に係る同項の基準額とする。

（旧号俸等の基礎）

11　附則第３項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、同条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

12　改正前の条例の規定に基づいて切替日（通勤手当にあっては昭和43年５月１日、寒冷地手当にあっては同年８月31日）から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定

による給与の内払とみなす。
（人事委員会規則への委任）
13　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
附則別表

公安職給料表の特３等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	切替日における号俸
２号俸から６号俸までの号俸	２号俸
７号俸	３号俸
８号俸	４号俸
９号俸	５号俸
10号俸	６号俸
11号俸	７号俸
12号俸	８号俸
13号俸	９号俸
14号俸	10号俸
15号俸	11号俸
16号俸	12号俸
17号俸	13号俸
18号俸	14号俸
19号俸	14号俸
20号俸	15号俸

附　則（昭和44年12月22日条例第57号）
（施行期日等）
１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条中北海道地方警察職員の給与に関する条例第19条の改正規定は、昭和45年１月１日から施行する。
２　第１条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（同条例第12条及び第23条の規定を除く。）及び第２条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の規定は昭和44年６月１日から、改正後の条例第23条の規定は同年８月31日から適用する。
（最高号俸等の切替え等）
３　昭和44年６月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。
（切替期間における異動者の号俸等）
４　切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、第１条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
５　切替日前に勤務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（旧号俸等の基礎）
６　附則第３項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、同条例及びこれに基づく人事委員

会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（扶養手当に関する経過措置）

7　次の各号のいずれかに該当する者は、すみやかにその旨を北海道警察本部長に届け出なければならない。

（１）　切替日において、その前日から引き続き、扶養親族たる18歳未満の子で改正前の条例第12条第１項の規定による届出がされたもの（切替日前に扶養親族としての要件を具備するに至った18歳未満の子で、切替日以降当該要件を具備するに至った日から30日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があり、かつ、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）のなかった者

（２）　切替期間において新たに扶養親族たる18歳未満の子で改正前の条例第12条第１項の規定による届出がされたものを有する職員となった者であって、その届出に係る事実が生じた日（その届出がこれに係る事実の生じた日から30日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者のなかったもの（前号に該当する者を除く。）

（３）　切替期間において配偶者のない職員となった者（改正前の条例第12条第１項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があった職員で、配偶者のない職員となったものを除く。）であって、その配偶者のない職員となった日に扶養親族たる18歳未満の子で同項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族としての要件を具備するに至った18歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至った日から30日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があったもの

（４）　配偶者のなかった職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となった者であって、その配偶者がある職員となった日に扶養親族たる18歳未満の子で改正前の条例第12条第１項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族としての要件を具備するに至った18歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至った日から30日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があったもの

8　前項第１号又は第２号の規定による届出が施行日から30日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第11条第３項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日（これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間同項中「600円（職員に配偶者がない場合にあっては、1,200円）」とあるのは「600円」とする。

9　切替期間において職員が配偶者のない職員となった場合又は配偶者を有するに至った場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日に扶養親族たる18歳未満の子で改正前の条例第12条第１項の規定による届出がされたもの（これらの日前に扶養親族としての要件を具備するに至った18歳未満の子で、これらの日以降当該要件を具備するに至った日から30日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該18歳未満の子に係る扶養手当の支給額の改定は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。ただし、職員が配偶者のない職員となった場合における同項第２号又は附則第７項第３号の規定による届出が施行日から30日を経過した後にされたときの改定は、これらの届出がされた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（期末手当に関する経過措置）

10　切替日において在職する職員に対して昭和44年６月に支給する期末手当に関する改正後の条例第22条の規定の適用については、同条例第22条第２項中「職員が受けるべき」とあるのは「北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和44年北海道条例第57号）第１条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定により職員が受けるべきであった」とする。

（寒冷地手当に関する経過措置）

11　改正前の条例第23条の規定に基づき寒冷地手当の支給を受けた職員については、改正後の条例第23条第４項に規定する人事委員会規則で定める事由の発生により世帯等の区分が異なることとなり、同項の規定により当該寒冷地手当を返納することとなる場合にあっては、同項の規定は適用しない。

（給与の内払）

12　改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

13　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（昭和45年10月26日条例第54号抄）

1　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和45年12月23日条例第76号）

（施行期日等）

1　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第１条中北海道地方警察職員の給与に関する条例第19条の改正規定は、昭和46年１月１日から施行する。

（昭和45年12月規則第131号で、同45年12月23日から施行）

2　第１条の規定（前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定及び第４条の規定による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、昭和45年５月１日から適用する。

（特定の号俸の切替え等）

3　昭和45年５月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の等級が研究職給料表の１等級又は２等級である職員のうち、第１条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により切替日の前日においてその者の受ける号俸（以下「旧号俸」という。）が附則別表に掲げられている職員の切替日における号俸は、旧号俸に対応する同表に定める号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（最高号俸等の切替え等）

4　切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

5　切替日からこの条例（附則第１項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の第１条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

6　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

7　附則第３項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、同条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（調整手当に関する経過措置）

8　改正後の条例第12条の３の規定は、改正前の条例第12条の３の規定による調整手当で切替日前に支給事由がなくなったものに係る異動又は移転については、適用しない。

（特地勤務手当に関する経過措置）

9　切替期間において、改正前の条例第14条の２の規定による隔遠地手当を受けていた期間がある職員について必要がある場合には、人事委員会規則で定めるところにより、改正後の条例第14条の２の規定による特地勤務手当の額に関し特例を定めることができる。

（給与の内払）

10　改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。この場合において、隔遠地手当は、改正後の条例の規定による特地勤務手当の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

11　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表

区分 職務の等級 給料表		旧号俸	切替日における号俸
研究職給料表	１等級	２号俸	４号俸
		３号俸	４号俸
	２等級	２号俸	４号俸
		３号俸	４号俸

附　則（昭和46年12月22日条例第60号）

（施行期日等）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第２条の規定は、昭和47年１月１日から施行する。

（昭和46年12月規則第109号で、同46年12月22日から施行）

２　第１条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第23条を除く。）は昭和46年５月１日から、改正後の条例第23条の規定及び第３条の規定による北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の規定は昭和46年９月１日から適用する。

（特定の号俸の切替え等）

３　昭和46年５月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号俸（以下「旧号俸」という。）が附則別表の旧号俸欄に掲げられている号俸である職員（以下「特定号俸職員」という。）のうち、旧号俸が同表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員及び旧号俸が同欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間を増減した期間。以下同じ。）が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号俸は、旧号俸に対応する同表の新号俸欄に定める号俸とする。

４　特定号俸職員のうち、旧号俸が附則別表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、昭和46年７月１日、同年10月１日又は昭和47年１月１日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号俸を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号俸に対応する同表の新号俸欄に定める号俸を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額は、旧号俸に対応する同表の暫定給料月額欄に定める額とする。

５　附則第３項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第６条第５項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（旧号俸が附則別表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員にあっては、旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する同欄に定める期間を減じた期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

（最高号俸等の切替え等）

６　切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

７　切替日からこの条例（附則第１項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、第１条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のう

ち人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。この場合において、その給料月額が附則別表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなった日における号俸は、人事委員会が定める。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

8　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

9　附則第３項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、同条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（改正後の条例第６条の適用の経過措置）

10　改正後の条例第６条の規定の切替日から昭和46年12月31日までの間における適用については、同条第２項中「号俸」とあるのは「号俸又は北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和46年北海道条例第60号）附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額（次項において「暫定給料月額」という。）」と、同条第３項中「号俸」とあるのは「号俸又は暫定給料月額」とする。

11　附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に関する改正後の条例第６条第６項の規定の切替日から昭和46年12月31日までの間における適用については、人事委員会規則で定める。

（給与の内払）

12　改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

13　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表

給料表	職務の等級	旧号俸	新号俸	期間	暫定給料月額
				月	円
公安職給料表	６等級	1	2	3	40,200
		2	3	6	41,600
		3	4	9	43,000
	７等級	1	2		
		2	3		
		3	4		
		4	5	3	40,200
		5	6	6	41,600
		6	7	9	43,000
行政職給料表	８等級	1	2		
		2	3		
		3	4		
		4	5		
		5	6		
		6	7		
		7	8		
		8	9		
		9	10	3	35,600

		10	11	6	36,800
		11	12	9	38,100
海事職給料表	4等級	1	2		
		2	3		
		3	4		
		4	5		
		5	6		
		6	7		
		7	8		
		8	9	3	42,300
		9	10	6	44,300
		10	11	9	46,300
研究職給料表	4等級	1	2	3	35,600
		2	3	6	36,900
		3	4	9	38,300
	5等級	1	2		
		2	3		
		3	4		
		4	5		
		5	6	3	35,600
		6	7	6	36,900
		7	8	9	38,300

附　則（昭和47年４月３日条例第16号抄）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和47年11月17日条例第56号）

（施行期日等）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和47年11月規則第117号で、同47年11月22日から施行）

２　第１条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は昭和47年４月１日から、第２条の規定による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は昭和47年９月１日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

３　昭和47年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

４　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

５　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

6　前３項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、同条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

7　改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

8　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（昭和48年３月20日条例第２号）

1　この条例は、規則で定める日から施行し、この条例による改正後の（中略）北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定は、昭和47年８月31日から適用する。

（昭和48年３月規則第20号で、同48年３月28日から施行）

2　この条例による改正前の（中略）北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和47年８月31日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、この条例による改正後の（中略）北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

附　則（昭和48年４月28日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和48年10月23日条例第61号）

改正

昭和50年12月23日条例第42号

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和48年４月１日から適用する。ただし、改正後の条例第19条の規定は、同年９月１日から適用する。

（特定の号俸の切替え等）

3　昭和48年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号俸（以下「旧号俸」という。）が附則別表のアからエまでの表（以下「切替表」という。）の旧号俸欄に掲げられている号俸である職員（以下「特定号俸職員」という。）のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員及び旧号俸が同欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間を増減した期間。次項及び附則第５項第２号において同じ。）が同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号俸は、旧号俸に対応する切替表の新号俸欄に定める号俸とする。

4　特定号俸職員のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間が同欄の左欄に定める期間に達していないものは、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日が、昭和48年７月１日以前であるときは同日に、同月２日以後であるときは同年10月１日に、旧号俸に対応する切替表の新号俸欄に定める号俸を受けるものとし、その者の切替日から切替表の新号俸欄に定める号俸を受ける日の前日までの間における給料月額は、旧号俸に対応する切替表の暫定給料月額欄に定める額とする。

5　附則第３項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第６条第５項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

（１）　附則第３項の規定により切替日における号俸を決定される職員のうち旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員　旧号俸を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間を増減した期間）

（２）　附則第３項の規定により切替日における号俸を決定される職員のうち旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員　旧号俸を受けていた期間が９月未満である職員にあっては旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じ

た期間　旧号俸を受けていた期間が９月以上である職員にあっては旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間

（最高号俸等の切替え等）

６　切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

７　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。この場合において、その給料月額が切替表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなった日における号俸は、人事委員会が定める。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

８　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

９　附則第３項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（改正後の条例第６条の規定の適用の経過措置）

10　改正後の条例第６条第２項及び第３項の規定の切替日から昭和48年９月30日までの間における適用については、同条第２項中「号俸」とあるのは「号俸又は北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年北海道条例第61号）附則別表のアからエまでの表の暫定給料月額欄に定める給料月額（次項において「暫定給料月額」という。）」と、同条第３項中「号俸」とあるのは「号俸又は暫定給料月額」とする。

11　切替表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に関する改正後の条例第６条第６項の規定の切替日から昭和48年９月30日までの間における適用については、人事委員会規則で定める。

（住居手当に関する経過措置）

12　切替期間において、改正前の条例第12条の４の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第12条の４の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の４の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当（改正前の条例第12条の４第１項第１号に係るものに限る。）については、改正後の条例第12条の４の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第12条の４の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされている職員のうち、改正後の条例第12条の４の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の４の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和51年３月31日（同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあっては、人事委員会規則で定める日）までの間の住居手当（改正前の条例第12条の４第１項第１号に係るものに限る。）についても、同様とする。

（給与の内払）

13　職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第12条の４又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

14　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会

規則で定める。

附則別表

特定号俸職員の号俸の切替表

ア　公安職給料表の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定給料月額
			月	月	円
1等級	15	15	3	6	205,500
	16	16	6	9	208,400
2等級	14	14	3	6	179,500
	15	15	6	9	182,500
	16	15			
	17	16	3	6	187,800
特3等級	14	14	3	6	168,400
	15	15	6	9	170,700
	16	15			
	17	16	3	6	175,600
3等級	15	15	3	6	153,700
	16	16	6	9	156,500
	17	16			
	18	17	3	6	161,800
	19	18	6	9	163,800
	20	18			
4等級	18	18	3	6	135,200
	19	19	6	9	137,700
	20	19			
	21	20	3	6	141,300
	22	21	6	9	142,900
	23	21			
5等級	22	22	3	6	128,700
	23	23	6	9	130,500
	24	23			
	25	24	3	6	134,400
	26	25	6	9	135,900
6等級	25	25	3	6	125,000
	26	26	6	9	126,700
	27	26			
	28	27	3	6	130,400
7等級	28	28	3	6	121,400
	29	29	6	9	123,100
	30	29			

イ　行政職給料表の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定給料月額
			月	月	円
2等級	12	12	3	6	177,200
	13	13	6	9	180,500
	14	13			
	15	14	3	6	186,400

3等級	14	14	3	6	156,900
	15	15	6	9	159,200
	16	15			
	17	16	3	6	164,100
4等級	15	15	3	6	140,400
	16	16	6	9	143,100
	17	16			
	18	17	3	6	147,800
	19	18	6	9	149,800
5等級	16	16	3	6	121,400
	17	17	6	9	123,100
	18	17			
	19	18	3	6	126,800
	20	19	6	9	128,100
	21	19			
6等級	16	16	3	6	102,900
	17	17	6	9	104,200
	18	17			
	19	18	3	6	107,200
	20	19	6	9	108,400
7等級	15	15	3	6	84,100
	16	16	6	9	85,100
	17	16			
	18	17	3	6	87,300
8等級	18	18	3	6	61,500
	19	19	6	9	62,500
	20	19			

ウ　海事職給料表の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定給料月額
			月	月	円
1等級	15	15	3	6	158,800
	16	16	6	9	160,800
	17	16			
	18	17	3	6	165,200
2等級	15	15	3	6	136,000
	16	16	6	9	138,200
	17	16			
	18	17	3	6	142,300
3等級	14	14	3	6	105,200
	15	15	6	9	107,100
	16	15			
	17	16	3	6	110,500
4等級	20	20	3	6	85,000
	21	21	6	9	86,400
	22	21			
	23	22	3	6	88,800
	24	23	6	9	90,000

エ　研究職給料表の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定給料月額
			月	月	円
	21	21	3	6	151,600
	22	22	6	9	153,700
	23	22			
2等級	24	23	3	6	157,800
	25	24	6	9	159,900
	26	24			
	27	25	3	6	163,800
	22	22	3	6	124,200
	23	23	6	9	126,200
3等級	24	23			
	25	24	3	6	130,400
	26	25	6	9	132,200
	21	21	3	6	102,900
	22	22	6	9	104,700
4等級	23	22			
	24	23	3	6	107,900
	25	24	6	9	109,200
	14	14	3	6	62,500
5等級	15	15	6	9	63,700
	16	15			

附　則（昭和49年４月27日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和49年６月15日条例第36号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の（中略）北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の道職員給与条例等」という。）の規定は、昭和49年４月１日から適用する。

（最高号俸を超える給料月額を受ける職員の給料月額等）

2　昭和49年４月１日において、この条例による改正前の（中略）北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の道職員給与条例等」という。）の規定により、職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の改正後の道職員給与条例等の規定による同日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

3　昭和49年４月２日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の道職員給与条例等の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の改正後の道職員給与条例等の規定による当該適用又は異動の日における給料月額及びこれを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（給与の内払）

4　（前略）北海道地方警察職員の給与に関する条例の適用を受ける職員が、改正前の道職員給与条例等の規定に基づいて、昭和49年４月１日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ、改正後の道職員給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

5　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（昭和49年12月12日条例第58号）

（施行期日等）
1　この条例は、規則で定める日から施行する。
（昭和49年12月規則第89号で、同49年12月12日から施行）
2　この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第12条の規定を除く。）は、昭和49年４月１日から適用する。ただし、改正後の条例第19条及び第22条第２項の規定は、同年９月１日から適用する。
（最高号俸等の切替え等）
3　昭和49年４月１日（以下「切替日」という。）において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の改正後の条例の規定による切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。
（切替期間における異動者の号俸等）
4　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
5　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の改正後の条例の規定による切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の条例の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（旧号俸等の基礎）
6　前３項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
（扶養手当に関する経過措置）
7　次の各号のいずれかに該当する者は、速やかにその旨を北海道警察本部長に届け出なければならない。
（１）　切替日において、その前日から引き続き、改正前の条例第11条第２項第２号から第５号までの扶養親族（18歳未満の子を除く。以下「扶養親族たる父母等」という。）で改正前の条例第12条第１項の規定による届出がされたもの（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、切替日以降当該要件を具備するに至った日から30日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があり、かつ、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び扶養親族たる18歳未満の子のなかった者
（２）　切替期間において新たに扶養親族たる父母等で改正前の条例第12条第１項の規定による届出がされたものを有する職員となった者（その職員となった日に扶養親族たる18歳未満の子があった者を除く。）であってその届出に係る事実が生じた日（その届出がこれに係る事実の生じた日から30日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者及び扶養親族たる18歳未満の子のなかったもの（前号に該当する者を除く。）
（３）　切替期間において配偶者のない職員となった者（改正前の条例第12条第１項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があった職員で、配偶者のない職員となったものを除く。）であって、その配偶者のない職員となった日に、扶養親族たる18歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至った日から30日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があったもの
（４）　配偶者のなかった職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となった者であって、その配偶者がある職員となった日に、扶養親族たる18歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第12条第１項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養

親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至った日から30日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があったもの

8　前項第１号又は第２号の規定による届出がこの条例の施行の日から60日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第11条第３項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日（これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間、同項中「1,500円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については3,500円）」とあるのは、「1,500円」とする。

9　切替期間において職員が配偶者のない職員となった場合又は配偶者を有するに至った場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日に、扶養親族たる18歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第12条第１項の規定による届出がされたもの（これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、これらの日以降当該要件を具備するに至った日から30日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改正する。ただし、職員が配偶者のない職員となった場合における同項第２号又は附則第７項第３号の規定による届出がこの条例の施行の日から60日を経過した後にされたときは、これらの届出がされた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改定する。

（給与の内払）

10　職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

11　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（昭和50年３月14日条例第15号）

1　この条例は、規則で定める日から施行し、この条例による改正後の（中略）北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定は、昭和49年８月31日から適用する。

（昭和50年３月規則第８号で、同50年３月14日から施行）

2　この条例による改正前の（中略）北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和49年８月31日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、この条例による改正後の（中略）北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

附　則（昭和50年12月23日条例第42号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和50年４月１日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

3　昭和50年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

4　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替

日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

6　附則第３項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

7　切替期間において、改正前の条例第12条の４の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第12条の４の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の４の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第12条の４の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第12条の４の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第12条の４の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の４の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和53年３月31日（同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあっては、人事委員会規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

8　職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第12条の４又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

9　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

10　北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（昭和51年12月24日条例第72号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和51年４月１日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

2　昭和51年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

3　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

4　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

5　前３項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（期末手当等の額の特例）

6　昭和51年６月又は同年12月において改正前の条例第22条の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当又は期末手当の額が、改正後の条例第22条の規定に基づいてその者がその月に支給されることとなる勤勉手当又は期末手当の額を超えるときは、その月に支給されるべきその者の勤勉手当又は期末手当の額は、同条第２項又は第３項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当又は期末手当の額に加算した額とする。

（給与の内払）

7　職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（期末手当及び勤勉手当については、改正後の条例第22条又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

8　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（昭和52年12月23日条例第43号）

（施行期日等）

1　この条例は、規則で定める日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和52年４月１日から適用する。

（昭和52年12月規則第84号で、同52年12月24日から施行）

（最高号俸等の切替え等）

2　昭和52年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

3　切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

4　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

5　前３項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

6　切替期間において、改正前の条例第12条の４の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第12条の４の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の４の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第12条の４の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第12条の４の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給すること

とされていた職員のうち、改正後の条例第12条の４の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の４の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から昭和54年３月31日（同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあっては、人事委員会規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

7　職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第12条の４又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

8　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（昭和53年３月31日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和53年12月26日条例第53号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第１項の改正規定（以下「初任給調整手当に関する改正規定」という。）並びに附則第７項及び附則第８項の規定は、昭和54年１月１日から施行する。

2　この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第10条第１項、第22条、第22条の２並びに第26条第２項、第３項、第５項及び第６項並びに附則第８項から附則第10項までを除く。）は、昭和53年４月１日から適用する。

（最高号俸を超える給料月額の切替え等）

3　昭和53年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

4　切替日からこの条例（附則第１項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

6　前３項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（初任給調整手当に関する経過措置）

7　初任給調整手当に関する改正規定の施行の際改正前の条例第10条第１項第１号又は第２号の規定により初任給調整手当を支給することとされていた職員及び同条第２項の規定によりこれらの職員との権衡上初任給調整手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第10条第１項又は第２項の規定による初任給調整手当を支給されないこととなる職員については、人事委員会規則で定めるところにより、従前の例による支給期間及び支給額の範囲内で初任給調整手当を支給する。

8　初任給調整手当に関する改正規定の施行の際改正前の条例第10条第１項第１号に該当していた職（改正後の条例第10条第１項に該当する職を除く。）に新たに採用された職員及び人事委員会規則で定めるこれに準ずる職員のうち、前項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上

必要があると認められる職員については、人事委員会規則で定めるところにより、３年以内の期間、月額1,500円を超えない範囲内の額の初任給調整手当を支給することができる。

（給与の内払）

9　職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

10　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（昭和54年12月26日条例第39号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和54年４月１日から適用する。

（最高号俸を超える給料月額の切替え等）

2　昭和54年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

3　切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

4　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

5　前３項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

6　切替期間において、改正前の条例第12条の４の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第12条の４の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の４の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第12条の４の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第12条の４の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第12条の４の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の４の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から昭和55年３月31日（同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあっては、人事委員会規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

7　職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第12条の４又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

8　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（昭和55年12月24日条例第83号）

改正

昭和60年12月25日条例第46号

平成９年４月３日条例第58号

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和55年４月１日から適用する。ただし、改正後の条例第23条の規定は、同年８月30日から適用する。

3　第２条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定は、昭和55年10月１日から適用する。

（最高号俸を超える給料月額の切替え等）

4　昭和55年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

5　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、第１条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

6　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

7　前３項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（寒冷地手当の基準額等に関する経過措置）

8　改正後の条例第23条の規定の適用を受ける職員で、同条第３項の規定により算出した場合における基準額が、基準日（基準日の翌日から改正後の条例第23条第１項後段の人事委員会規則で定める日までの間に新たに職員となった者にあっては、職員となった日。以下この項において同じ。）において当該職員の受ける職務の級の号俸に相当するものとして、人事委員会が指定する北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和60年北海道条例第46号）による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例別表第１から別表第４までに定める職務の等級の号俸の昭和55年８月30日において適用される額（基準日において当該職員が職務の級の最高の号俸を超える給料月額を受ける場合その他人事委員会規則で定める場合にあっては、その定める額）に7,800円を加算した額を改正前の条例第23条第３項に規定する100分の45を乗ずべき額とみなして、同項の規定により算出するものとした場合に得られる額（以下「暫定基準額」という。）に達しないこととなるものについては、改正後の条例第23条第３項の規定にかかわらず、平成９年３月31日までの間、暫定基準額をもって当該職員に係る同項の基準額とする。ただし、同条第４項に規定する最高限度額の算出については、この限りでない。

9　昭和55年８月30日から人事委員会規則で定める日までの間（前項の規定の適用のある期間に限る。）の日を支給日とする寒冷地手当については、改正後の条例第23条第３項の規定により算出した場合における基準額（前項本文の規定の適用を受ける職員に係るものにあっては、暫定基準額）が、改正前の条例第23条第３項の規定により算出するものとした場合における基準額（以下「旧基

準額」という。）に達しないこととなるときは、改正後の条例第23条第３項及び前項本文の規定にかかわらず、当該旧基準額をもって当該職員に係る同条第３項の基準額とする。

10　昭和55年８月30日以前から引き続き在職する職員のうち、暫定基準額を改正前の条例第23条第３項の基準額とみなして、同条第２項又は第４項の規定により算出するものとした場合における寒冷地手当の額（前項の規定の適用を受ける寒冷地手当については、旧基準額を用いてこれらの規定により算出した場合における寒冷地手当の額）（以下この項において「改正前の条例の例による額」という。）が改正後の条例（第２条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例を含む。以下この項において同じ。）第23条第４項に規定する最高限度額を超えることとなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）の寒冷地手当の額は、平成９年３月31日までの間、改正後の条例第23条第４項及び第５項の規定にかかわらず、改正前の条例の例による額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

11　改正後の条例第23条第６項の規定は、同項の規定により返納させるべき事由（改正前の条例第23条第５項の規定により返納させることとされていた事由と同一の事由を除く。）で昭和55年８月30日からこの条例の施行の日の前日までの間に生じたものについては、適用しない。

（給与の内払）

12　職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日（寒冷地手当にあっては、昭和55年８月30日）以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

13　附則第４項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（昭和56年12月24日条例第56号）

（施行期日等）

1　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第12条の２第２項第１号及び第23条第４項の改正規定は、昭和57年４月１日から施行する。

（昭和56年12月規則第93号で、同56年12月24日から施行）

2　この条例（前項ただし書に係る改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和56年４月１日から適用する。ただし、同日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間のうちに、給料月額の100分の20以上の割合の管理職手当を受けるべき職にある職員（以下「管理職員」という。）であった期間のある職員のその管理職員であった期間については、この限りでない。

3　施行日から昭和57年３月31日までの間の管理職員である職員の給料（給料の調整額を除く。）、扶養手当、住居手当及び通勤手当については、改正後の条例第11条、第12条の４、第13条及び別表第１から別表第４までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（最高号俸等の切替え等）

4　昭和56年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

5　切替日から施行日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

6　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

7　前３項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

8　切替期間において、改正前の条例第12条の４の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第12条の４の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の４の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第12条の４の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第12条の４の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第12条の４の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の４の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から昭和57年３月31日（同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあっては、人事委員会規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（期末手当及び勤勉手当の特例）

9　昭和56年６月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の条例第22条第２項及び第22条の２第２項の規定の適用については、同条例第22条第２項中「職員が受けるべき」とあるのは「北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和56年北海道条例第56号。附則第１項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により職員が受けるべきであった」と、同条例第22条の２第２項中「受けるべき」とあるのは「改正前の条例の規定により受けるべきであった」とする。

10　昭和57年３月に支給する期末手当に関する改正後の条例第22条第２項の規定の適用については、同項中「職員が受けるべき」とあるのは「北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和56年北海道条例第56号。附則第１項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定が適用されているものとした場合に、改正前の条例の規定により職員が受けるべきこととなる」とする。

（管理職員の給与の特例措置）

11　昭和56年４月１日から昭和57年３月31日までの間において、管理職員に支給される当該職員である期間に係る給料等の額が、その者が給料月額の100分の16の割合の管理職手当の支給を受けるものとした場合に受けることとなる給料等の額に達しないこととなる期間があるときその他人事委員会が必要があると認めるときは、国家公務員である同種の職員に対して国が講ずる措置に準じ、人事委員会規則で必要な措置を講ずることができる。

（給与の内払）

12　職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第12条の４又は附則第８項）の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

13　附則第４項から前項までに定めるもののほか、管理職員に係る給料月額の切替えその他この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（昭和57年７月19日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和57年７月19日条例第23号）

この条例は、昭和57年10月１日から施行する。

附　則（昭和58年12月27日条例第36号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和58年４月１日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）
3　昭和58年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。
（切替期間における異動者の号俸等）
4　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
5　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（旧号俸等の基礎）
6　前３項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
（給与の内払）
7　職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
（人事委員会規則への委任）
8　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
附　則（昭和59年12月26日条例第79号）
（施行期日等）
1　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第２条の２を除く。）は、昭和59年４月１日から適用する。
（最高号俸を超える給料月額の切替え等）
2　昭和59年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。
（切替期間における異動者の号俸等）
3　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
4　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（旧号俸等の基礎）
5　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は

給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

6　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

7　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（昭和60年12月25日条例第46号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条第１項及び第22条の２第１項の改正規定は昭和61年４月１日から、第11条第４項の改正規定は同年６月１日から施行する。

2　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和55年北海道条例第83号）の規定は、昭和60年７月１日から適用する。

（職務の級への切替え）

3　昭和60年７月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第１に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、人事委員会の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替え等）

4　前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員（附則第６項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表第２又は附則別表第３の新号俸欄に定める号俸とする。

5　前項の規定により新号俸を定められる職員に対する切替日以後における最初の改正後の条例第６条第５項又は第７項ただし書の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下この項において同じ。）を新号俸を受ける期間に通算する。ただし、旧号俸が旧等級の最高の号俸であって新号俸が職務の級の最高の号俸以外の号俸となる者については、旧号俸を受けていた期間のうち12月を超える期間は、この限りでない。

（最高号俸を超える給料月額の切替え等）

6　切替日の前日において職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の職務の級及び号俸等）

7　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例（附則第１項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号俸又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

8　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

9　附則第３項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受

けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

10　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

11　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

12　北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和55年北海道条例第83号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附則別表第１（附則第３項関係）

職務の級への切替表

<table>
<tr><th>給料表</th><th>旧等級</th><th>職務の級</th></tr>
<tr><td rowspan="9">公安職給料表</td><td>７等級</td><td>１級</td></tr>
<tr><td>６等級</td><td>２級</td></tr>
<tr><td>５等級</td><td>３級</td></tr>
<tr><td rowspan="2">４等級</td><td>４級</td></tr>
<tr><td>５級</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３等級</td><td>６級</td></tr>
<tr><td>７級</td></tr>
<tr><td>特３等級</td><td>８級</td></tr>
<tr><td>２等級</td><td>９級</td></tr>
<tr><td>１等級</td><td>10級</td></tr>
<tr><td rowspan="10">行政職給料表</td><td>８等級</td><td>１級</td></tr>
<tr><td>７等級</td><td>２級</td></tr>
<tr><td>６等級</td><td>３級</td></tr>
<tr><td rowspan="2">５等級</td><td>４級</td></tr>
<tr><td>５級</td></tr>
<tr><td rowspan="2">４等級</td><td>６級</td></tr>
<tr><td>７級</td></tr>
<tr><td>３等級</td><td>８級</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２等級</td><td>９級</td></tr>
<tr><td>10級</td></tr>
<tr><td>１等級</td><td>11級</td></tr>
<tr><td rowspan="5">海事職給料表</td><td>４等級</td><td>１級</td></tr>
<tr><td>３等級</td><td>２級</td></tr>
<tr><td>２等級</td><td>３級</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１等級</td><td>４級</td></tr>
<tr><td>５級</td></tr>
<tr><td rowspan="4">研究職給料表</td><td>５等級</td><td rowspan="2">１級</td></tr>
<tr><td>４等級</td></tr>
<tr><td>３等級</td><td>２級</td></tr>
<tr><td>２等級</td><td>３級</td></tr>
</table>

		４級
	１等級	５級

附則別表第２（附則第４項関係）

研究職給料表の１級となる職員以外の職員の号俸の切替表

ア　公安職給料表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸									
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
1		1	1							1
2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1
3	2	3	3	2	1	2	1	2	1	1
4	3	4	4	3	1	3	1	3	2	2
5	4	5	5	4	1	4	2	4	3	3
6	5	6	6	5	1	5	3	5	4	4
7	6	7	7	6	2	6	4	6	5	5
8	7	8	8	7	3	7	5	7	6	6
9	8	9	9	8	4	8	6	8	7	7
10	9	10	10	9	5	9	7	9	8	8
11	10	11	11	10	6	10	8	10	9	9
12	11	12	12	11	7	11	9	11	10	10
13	12	13	13	12	8	12	10	12	11	11
14	13	14	14	13	9	13	11	13	12	12
15	14	15	15	14	10	14	12	14	13	13
16	15	16	16	15	11	15	13	15	14	14
17	16	17	17	16	12	16	14	16	15	15
18	17	18	18	17	13	17	15	17	16	
19	18	19	19	18	14	18	16	18	17	
20	19	20	20	19	15	19	17	19		
21	20	21	21	20	16	20	18			
22	21	22	22	21	17	21	19			
23	22	23	23	22	18	22	20			
24	23	24	24	23	19					
25	24	25	25	24	20					
26	25	26	26	25	20					
27	26	27	27	26	21					
28	27	28	28	27	22					
29	28	29	29	28	23					
30	29	30	30							
31	30	31	31							
32	31	32	32							
33	32	33	33							
34	33									

イ　行政職給料表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸										
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級	11級
1		1	1						1	1	1
2	1	2	2	1	1	1	1	1	2	1	2

3	2	3	3	2	1	2	1	2	3	1	3
4	3	4	4	3	1	3	1	3	4	1	4
5	4	5	5	4	2	4	2	4	5	2	5
6	5	6	6	5	3	5	3	5	6	3	6
7	6	7	7	6	4	6	4	6	7	4	7
8	7	8	8	7	5	7	5	7	8	5	8
9	8	9	9	8	6	8	6	8	9	6	9
10	9	10	10	9	7	9	7	9	10	7	10
11	10	11	11	10	8	10	8	10	11	8	11
12	11	12	12	11	9	11	9	11	12	9	12
13	12	13	13	12	10	12	10	12	13	10	13
14	13	14	14	13	11	13	11	13	14	11	14
15	14	15	15	14	12	14	12	14	15	12	15
16	15	16	16	15	13	15	13	15	16	12	
17	16	17	17	16	14	16	14	16			
18	17	18	18	17	15	17	15	17			
19	18	19	19	18	16	18	16	18			
20	19		20	19	16	19	17	19			
21	20		21	20	17	20	18				
22			22	21	17	21	18				
23			23	22	18	22	19				
24			24	23	19						
25				24	19						
26				25	20						

ウ　海事職給料表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸				
	１級	２級	３級	４級	５級
1		1	1	1	1
2	1	2	2	2	1
3	2	3	3	3	1
4	3	4	4	4	1
5	4	5	5	5	2
6	5	6	6	6	3
7	6	7	7	7	4
8	7	8	8	8	5
9	8	9	9	9	6
10	9	10	10	10	7
11	10	11	11	11	8
12	11	12	12	12	9
13	12	13	13	13	10
14	13	14	14	14	11
15	14	15	15	15	12
16	15	16	16	16	13
17	16	17	17	17	14
18	17	18	18	18	15
19	18		19	19	15

20	19		20	20	16
21	20			21	16
22	21			22	17
23	22				
24	23				

エ　研究職給料表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸			
	２級	３級	４級	５級
1	1			
2	2			
3	3			
4	4	1	1	1
5	5	2	1	2
6	6	3	1	3
7	7	4	1	4
8	8	5	1	5
9	9	6	2	6
10	10	7	3	7
11	11	8	4	8
12	12	9	5	9
13	13	10	6	10
14	14	11	7	11
15	15	12	8	12
16	16	13	9	13
17	17	14	10	14
18	18	15	11	15
19	19	16	12	16
20	20	17	13	17
21	21	18	13	18
22	22	19	14	19
23	23	20	15	20
24	24	21	15	21
25	25	22	16	22
26	26	23	17	23
27	27	24	17	
28	28			

備考　これらの表の新号俸欄中「１級」等とあるのは、切替日においてその者が属することとなる職務の級を示す。

附則別表第３（附則第４項関係）

研究職給料表の１級となる職員の号俸の切替表

旧号俸		新号俸
５等級	４等級	
2		1
3		2
4		3
5	1	4
6	2	5

7	3	6
8	4	7
9	5	8
10	6	9
11	7	10
12	8	11
13		
14		
15	9	12
16		
17		
	10	13
	11	14
	12	15
	13	16
	14	17
	15	18
	16	19
	17	20
	18	21
	19	22
	20	23
	21	24
	22	25
	23	26
	24	27
	25	28
	26	29

備考　この表の旧号俸欄中「５等級」等とあるのは、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級を示す。

附　則（昭和61年７月24日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和61年12月23日条例第54号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、昭和62年１月１日から施行する。

２　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第４項において同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和61年４月１日から適用する。

（最高号俸を超える給料月額の切替え等）

３　昭和61年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

４　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動の

あった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

6　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

7　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

8　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（昭和62年12月23日条例第42号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第２条及び第２条の２の規定を除く。）は、昭和62年４月１日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

2　昭和62年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

3　切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

4　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

5　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

6　切替期間において、改正前の条例第12条の４の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第12条の４の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の４の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第12条の４の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行

の際改正前の条例第12条の４の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第12条の４の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の４の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から昭和63年３月31日（同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあっては、人事委員会規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

７　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

８　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（昭和63年12月21日条例第71号）

（施行期日等）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第11条第２項第２号及び第４号並びに第23条第２項の改正規定は、昭和64年４月１日から施行する。

（昭和63年12月規則第113号で、同63年12月24日から施行）

２　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第４項において同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和63年４月１日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

３　昭和63年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

４　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

５　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

６　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

７　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

８　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（平成元年３月31日条例第13号）

この条例は、平成元年４月１日から施行する。ただし、第17条第３項及び第21条の改正規定は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成元年４月規則第76号で、同元年５月21日から施行）

附　則（平成元年12月19日条例第73号）

（施行期日等）
1　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第４条第１項の改正規定、第12条の３に１項を加える改正規定及び第13条の次に１条を加える改正規定は、平成２年４月１日から施行する。
（平成元年12月規則第119号で、同元年12月19日から施行）
2　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第４項において同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成元年４月１日から適用する。
（最高号俸等の切替え等）
3　平成元年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。
（切替期間における異動者の号俸等）
4　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（旧号俸等の基礎）
6　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
（給与の内払）
7　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
（人事委員会規則への委任）
8　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
附　則（平成２年12月26日条例第40号）
（施行期日等）
1　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第15条及び第26条第１項の改正規定並びに附則第９項の規定は、平成３年１月１日から施行する。
（平成２年12月規則第72号で、同２年12月26日から施行）
2　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定は、平成２年４月１日から適用する。
（特定の号俸の切替え等）
3　平成２年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号俸が附則別表に掲げる職務の級の１号俸である職員の切替日における号俸は、２号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。
（最高号俸等の切替え等）
4　切替日の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。
（切替期間における異動者の号俸等）
5　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警

察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

6　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

7　附則第３項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

8　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（休職者の給与に関する経過措置）

9　改正後の条例第26条第１項の規定は、附則第１項ただし書に規定する改正規定の施行の際通勤による負傷又は疾病のため地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第２項第１号に掲げる事由に該当して休職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

（人事委員会規則への委任）

10　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表（附則第３項関係）

給料表	職務の級
公安職給料表	１級　２級　３級
行政職給料表	１級　２級
海事職給料表	１級　２級
研究職給料表	１級　２級

附　則（平成３年12月25日条例第46号）

（施行期日等）

1　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第４条第１項の改正規定、第11条第４項を削る改正規定、第19条及び第19条の２第１項の改正規定、同条の次に１条を加える改正規定、第20条及び第23条第３項の改正規定並びに附則第８項を削る改正規定は、平成４年１月１日から施行する。

（平成３年12月規則第101号で、同３年12月25日から施行）

2　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第４項において同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成３年４月１日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

3　平成３年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

4　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用

を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

6　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

7　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

8　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（平成４年７月７日条例第68号抄）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成４年７月規則第73号で、同４年８月９日から施行）

附　則（平成４年12月18日条例第83号）

（施行期日等）

1　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第19条の改正規定は平成５年１月１日から、第12条の２第２項第１号及び第12条の３第２項の改正規定並びに附則第10項の規定は同年４月１日から施行する。

（平成４年12月規則第103号で、同４年12月22日から施行）

2　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第４項及び第11項において同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成４年４月１日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

3　平成４年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

4　切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

6　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（扶養手当に関する経過措置）

7　次の各号のいずれかに該当する者は、速やかにその旨（第１号に該当する者にあってはその者が職員となった日において、第２号に該当する者にあっては切替日において、第３号に該当する者にあってはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がなく、かつ、改正前の条例第11条第２項第２号から第５号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。）を北海道警察本部長に届け出なければならない。

（１）　切替期間において新たに職員となった者であって、その者が職員となった日に、昭和49年４月１日以前に生まれた者で改正後の条例第11条第２項第２号又は第４号の扶養親族としての要件を具備するもの（以下「新規扶養親族である子等」という。）を有していたもの

（２）　切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族である子等がある職員であった者

（３）　切替期間において、新たに新規扶養親族である子等を有する職員となった者

（４）　切替期間において、新規扶養親族である子等で扶養親族としての要件を欠くに至ったものがある職員であった者

（５）　新規扶養親族である子等があり、かつ、配偶者（改正前の条例第12条第１項の規定による届出がされた扶養親族である配偶者を除く。）があった職員であって、切替期間において配偶者がない職員となり、かつ、その配偶者がない職員となった日に改正前の条例第11条第２項第２号から第５号までの扶養親族がなかったもの

（６）　新規扶養親族である子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であって、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の条例第11条第２項第２号から第５号までの扶養親族がなかったもの

8　前項の規定による届出を行った者に対する改正後の条例第12条第２項及び第３項の規定の適用については、同条第２項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成４年北海道条例第83号。以下「改正条例」という。）附則第７項の規定による届出に」と、「同項第２号」とあるのは「前項第２号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から30日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出がこれに係る事実の生じた日から30日を経過した後にされたとき、又は改正条例附則第７項の規定による届出が改正条例の施行の日から60日を経過した後にされたときは、それぞれその」とし、同条第３項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正条例附則第７項」と、「同項第２号」とあるのは「第１項第２号」と、「（扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「（扶養親族たる子、父母等で同項又は改正条例附則第７項」と、「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で第１項又は改正条例附則第７項」とする。

9　職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第12条第２項ただし書（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第２項ただし書中「これに係る事実の生じた日から30日」とあるのは、「北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成４年北海道条例第83号）の施行の日から60日」とする。

（１）　施行日から30日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族である子等がある場合

（２）　施行日から30日以内に新たに新規扶養親族である子等を有するに至った場合

（３）　施行日から30日以内に新規扶養親族である子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の条例第11条第２項第２号から第５号までの扶養親族がない場合

（調整手当に関する暫定措置）

10　平成５年４月１日から平成６年３月31日までの間においては、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第12条の２第２項第１号中「100分の12」とあるのは、「100分の11」とする。

（住居手当に関する経過措置）

11　切替期間において、改正前の条例第12条の４の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第12条の４の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の４の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第12条の４の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第12条の４の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第12条の４の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の４の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成５年３月31日（同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあっては、人事委員会規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

12　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

13　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（平成５年12月17日条例第43号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条及び第17条第２項の改正規定は、平成６年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第16条、第17条第２項及び第22条第２項並びに附則第８項から第10項までの規定を除く。）は、平成５年４月１日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

３　平成５年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

４　切替日からこの条例（附則第１項ただし書に規定する改正規定を除く。）の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

５　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

６　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

７　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

８　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（平成６年３月31日条例第27号）

１　この条例は、平成６年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日前から引き続き在職する職員の昇給については、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第６条第８項の規定にかかわらず、平成９年３月31日までの間は、なお従前の例による。

附　則（平成６年12月16日条例第67号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条、第19条及び第21条の改正規定は、平成７年１月１日から施行する。

２　この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第15条、第19条、第21条及び第22条第２項並びに附則第７項から第９項までの規定を除く。）は、平成６年４月１日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

３　平成６年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

４　切替日からこの条例（附則第１項ただし書に規定する改正規定を除く。）の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

５　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

６　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

７　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

８　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（平成７年12月28日条例第46号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の４、第13条及び第19条の改正規定は、平成８年１月１日から施行する。

２　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第４項において同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成７年４月１日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

３　平成７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）
4　切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（職員が受けていた号俸等の基礎）
6　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
（施行日から平成８年３月31日までの間における異動者の号俸等の調整）
7　施行日から平成８年３月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
8　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
（人事委員会規則への委任）
9　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
附　則（平成８年12月18日条例第50号）
（施行期日等）
1　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、平成９年１月１日から施行する。
（平成８年12月規則第97号で、同８年12月18日から施行）
2　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第７項において同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成８年４月１日から適用する。
（特定の号俸の切替え等）
3　平成８年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号俸（以下「旧号俸」という。）が附則別表のア及びイの表（以下「切替表」という。）の旧号俸欄に掲げられている号俸である職員（附則第６項に規定する職員を除く。以下「特定号俸職員」という。）のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員及び旧号俸が同欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。次項及び附則第５項において同じ。）が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号俸は、旧号俸に対応する切替表の新号俸欄に定める号俸とする。
4　特定号俸職員のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、平成８年７月１日、同年10月１日又は平成９年１月１日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号俸を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号俸に対応する切

替表の新号俸欄に定める号俸を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額は、旧号俸に対応する切替表の暫定給料月額欄に定める額とする。

5　附則第３項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第６条第５項の規定の適用については、その者が切替日において旧号俸を受けていた期間（その者の旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である場合にあっては、切替日において旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する同欄に定める期間を減じた期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

（最高号俸等の切替え等）

6　切替日の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

7　切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日（次項において「異動日」という。）における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。この場合において、その給料月額が切替表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなった日における号俸は、人事委員会が定める。

8　前項の規定により異動日における号俸を決定される職員のうち、同項の規定による号俸の額が改正前の条例の規定により異動日において受けていた給料月額に達しない職員の当該号俸を受ける間の給料月額は、改正後の条例別表第３及び別表第４の給料表の額にかかわらず、当該異動日において受けていた給料月額とする。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

9　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。この場合においては、附則第７項後段の規定を準用する。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

10　附則第３項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成９年３月31日までの間における異動者の号俸等の調整）

11　施行日から平成９年３月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（改正後の条例第６条の規定の適用の経過措置）

12　改正後の条例第６条第２項及び第３項の規定の切替日から平成８年12月31日までの間における適用については、同条第２項中「号俸」とあるのは「号俸又は北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成８年北海道条例第50号）附則別表のア及びイの表の暫定給料月額欄に定める給料月額（以下「暫定給料月額」という。）」と、同条第３項中「号俸」とあるのは「号俸又は暫定給料月額」とする。

13　切替表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に対する改正後の条例第６条第６項の規定の切替日から平成８年12月31日までの間における適用については、人事委員会規則で定める。

（給与の内払）

14　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

15　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表

特定号俸職員の号俸の切替表

ア　海事職給料表の適用を受ける職員

旧号俸	職務の級								
	３級			４級			５級		
	新号俸	期間	暫定給料月額	新号俸	期間	暫定給料月額	新号俸	期間	暫定給料月額
		月	円		月	円		月	円
1	1			1	3	293,900	1		
2	2			2	6	305,300	2		
3	3			3	9	316,600	3		
4	4			3			4		
5	5	3	289,300	4			5		
6	6	6	299,600	5	3	349,500	6		
7	7	9	309,200	6	6	360,000	7	3	395,900
8	7			7	6	370,000	8	6	406,400
9	8			8	6	379,700	9	9	416,600
10	9			9	6	389,000	9		
11	10			10	6	397,600	10		
12	11			11	9	406,800	11		
13	12			11			12		
14	13			12			13		
15	14			13			14		
16	15			14			15		
17	16			15			16		
18	17			16			17		
19	18			17			18		
20	19			18			19		
21	20			19			20		
22	21			20			21		
23	22			21			22		
24	23			22					
25	24			23					
26	25			24					
27	26								
28	27								

イ　研究職給料表の適用を受ける職員

旧号俸	職務の級								
	２級			３級			４級		
	新号俸	期間	暫定給料月額	新号俸	期間	暫定給料月額	新号俸	期間	暫定給料月額

		月	円		月	円		月	円
1	—			1			1		
2	2			2	3	265,300	2	3	307,200
3	3			3	6	275,300	3	6	317,600
4	4			4	9	285,300	4	9	328,100
5	5			4			4		
6	6			5	3	305,300	5		
7	7	3	229,400	6	6	315,500	6		
8	8	6	238,100	7	9	325,800	7		
9	9	9	246,800	7			8		
10	9			8			9		
11	10	3	263,300	9			10		
12	11	6	270,900	10			11		
13	12	9	278,400	11			12		
14	12			12			13		
15	13			13			14		
16	14			14			15		
17	15			15			16		
18	16			16			17		
19	17			17			18		
20	18			18			19		
21	19			19			20		
22	20			20			21		
23	21			21			22		
24	22			22					
25	23			23					
26	24			24					
27	25								
28	26								
29	27								
30	28								

附　則（平成９年４月３日条例第58号）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　平成８年度の北海道地方警察職員の給与に関する条例第23条第１項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に対応する同項後段の人事委員会規則で定める日（以下「指定日」という。）以前から引き続き北海道に在勤する職員の寒冷地手当（その支給すべき事由の生じた日が平成12年度の基準日に対応する指定日以前であるものに限る。）について、第１条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第23条第３項の規定によるものとした場合の基準額（以下「改正後の基準額」という。）が、みなし基準額（平成８年度の基準日（当該基準日の翌日から当該基準日に対応する指定日までの間に新たに職員となった者にあっては、職員となった日。以下「平成８年度基準日」という。）における当該職員の給料の月額と平成８年度基準日におけるその者の扶養親族の数に応じて第１条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第11条第３項及び第４項の規定の例により算出した額との合計額（同条の規定が適用されない職員にあっては、平成８年度基準日における給料の月額）又は58万3,000円のいずれか低い額に100分の30を乗じて得た額と平成８年度の基準日に対応する指定日における当該職員の世帯等の区分に応じて改正前の条例第23条第３項に規定する額を合算した額（当該指定日の翌日から平成12年度の基準日に対応する指定日までの間に当該職員の世帯等の区分に変更があった場合その他の人事委員会規則で定める場合にあっては、その定

める額）をいう。以下同じ。）に達しないこととなる場合において、みなし基準額から改正後の基準額を減じた額が次の表の左欄に掲げる寒冷地手当を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の右欄に定める額を超えるときは、改正後の条例第23条第３項の規定にかかわらず、みなし基準額から同表の左欄に掲げる当該期間の区分に応じ同表の右欄に定める額を減じた額をもって当該職員に係る同項の基準額とする。

平成９年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	30,000円
平成10年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	50,000円
平成11年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	70,000円
平成12年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	90,000円

附　則（平成９年10月23日条例第68号抄）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成９年12月17日条例第83号）

（施行期日等）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第19条の改正規定は平成10年１月１日から、第12条の４第２項第２号並びに第14条の３第１項及び第２項の改正規定は同年４月１日から施行する。

（平成９年12月規則第155号で、同９年12月17日から施行）

２　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第４項において同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成９年４月１日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

３　平成９年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

４　切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

５　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

６　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成10年３月31日までの間における異動者の号俸等の調整）

７　施行日から平成10年３月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）
8　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
（人事委員会規則への委任）
9　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
附　則（平成10年３月31日条例第３号抄）
（施行期日）
第１条　この条例は、規則で定める日から施行する。
（平成10年５月規則第91号で、同10年７月１日から施行）
附　則（平成10年12月17日条例第57号）
（施行期日等）
1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、平成11年１月１日から施行する。
2　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第４項において同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成10年４月１日から適用する。
（最高号俸を超える給料月額の切替え等）
3　平成10年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。
（切替期間における異動者の号俸等）
4　切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（職員が受けていた号俸等の基礎）
6　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
（施行日から平成11年３月31日までの間における異動者の号俸等の調整）
7　施行日から平成11年３月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
8　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
（人事委員会規則への委任）
9　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会

規則で定める。

附　則（平成11年７月23日条例第36号）

この条例は、平成11年８月１日から施行する。

附　則（平成11年10月15日条例第48号）

この条例は、平成11年11月１日から施行する。

附　則（平成11年12月17日条例第82号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、平成12年１月１日から施行する。

2　この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第19条及び第22条第２項並びに附則第10項から第12項までの規定を除く。）は、平成11年４月１日から適用する。

（最高号俸を超える給料月額の切替え等）

3　平成11年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

4　切替日からこの条例（附則第１項ただし書に規定する改正規定を除く。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

6　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成12年３月31日までの間における異動者の号俸等の調整）

7　施行日から平成12年３月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

8　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

9　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（平成12年３月29日条例第86号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成12年12月20日条例第139号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第８条第２項ただし書の改正規定は、平成13年１月６日から施行する。
2　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成12年４月１日から適用する。
（給与の内払）
3　改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
附　則（平成13年３月30日条例第９号抄）
（施行期日）
1　この条例は、平成13年４月１日から施行する。
附　則（平成13年10月19日条例第54号抄）
（施行期日）
1　この条例は、平成14年４月１日から施行する。（後略）
附　則（平成13年12月18日条例第81号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成14年12月20日条例第83号）
（施行期日）
1　この条例は、平成15年１月１日から施行する。ただし、第２条及び附則第６項の規定は、同年４月１日から施行する。
（職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等）
2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。
（施行日前の異動者の号俸等の調整）
3　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（職員が受けていた号俸等の基礎）
4　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、第１条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
（平成15年３月に支給する期末手当に関する特例措置）
5　北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員に対し平成15年３月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、給与条例第26条第１項から第３項まで、第５項若しくは第６項若しくは給与条例附則第14項及び第15項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第１号）第４条第１項又は公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第４条の規定にかかわらず、これらの規定（給与条例附則第14項の規定を除く。）により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第１号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
（１）　平成15年３月１日（期末手当について第１条の規定による改正後の給与条例（次号において「改正後の給与条例」という。）第22条第１項後段又は第26条第６項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成14年４月１日から施行日の前日までのもの（当該

引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月１日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

（２） 継続在職期間について改正後の給与条例の規定による給料月額（継続在職期間において附則第２項に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について人事委員会規則で定める給料月額）及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

（平成15年６月に支給する期末手当に関する経過措置）

6　給与条例の適用を受ける職員に対し平成15年６月に支給する期末手当に関する第２条の規定による改正後の給与条例第22条第２項の規定の適用については、同項中「６箇月以内」とあるのは「３箇月以内」と、同項第１号中「６箇月」とあるのは「３箇月」と、同項第２号中「５箇月以上６箇月未満」とあるのは「２箇月15日以上３箇月未満」と、同項第３号中「３箇月以上５箇月未満」とあるのは「１箇月15日以上２箇月15日未満」と、同項第４号中「３箇月未満」とあるのは「１箇月15日未満」とする。

（人事委員会規則への委任）

7　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（平成15年３月14日条例第32号）

改正

平成18年３月31日条例第52号

この条例は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成15年11月29日条例第69号）

（施行期日）

1　この条例は、平成15年12月１日から施行する。ただし、第２条及び附則第６項の規定は、平成16年４月１日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

3　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

4　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、第１条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第32号）附則第２項若しくは第３項及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

5　平成15年12月に支給する期末手当（以下この項において「12月期末手当」という。）の額は、第１条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第22条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第４項及び第５項若しくは第26条第１項から第３項まで、第５項若しくは第６項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第１号）第４条第１項又は公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第４条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される12月期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事委員会規則で定める職員にあっては、第１号に掲げる額。この項後段において「調整額」という。）

に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期末手当は、支給しない。

（１） 平成15年４月１日（同月２日から同年12月１日までの間に新たに職員（北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「警察職員給与条例」という。）、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号。以下「企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。以下この項において同じ。）となった者（同年４月１日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日））において職員が受けるべき給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（警察職員給与条例第13条の２第２項、道職員給与条例第11条の２第２項及び学校職員給与条例第10条の２の５第２項（市町村立学校職員給与条例第２条第２項において準用する場合を含む。）に規定する人事委員会規則で定める額並びに企業職員給与条例第６条の２に規定する単身赴任手当のうちこれに相当する額を除く。）、特地勤務手当（警察職員給与条例第14条の３、道職員給与条例第12条の３又は企業職員給与条例第８条第２項若しくは第３項の規定による手当を含む。）、へき地手当（学校職員給与条例第11条の３の規定（市町村立学校職員給与条例第２条第２項において準用する場合を含む。）による手当を含む。）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第３条第１項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の1.13を乗じて得た額に、８（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある者にあっては、８から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数に相当する数を減じた数）を乗じて得た額

（２） 職員に対し平成15年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.13を乗じて得た額

（調整手当に関する経過措置）

6 第２条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の警察職員給与条例第12条の３の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する第２条の規定による改正後の警察職員給与条例第12条の３の規定の適用については、同条第１項中「場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は部局に引き続き６箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「いい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から２年を経過する」とあるのは「から３年を経過する日又は平成18年３月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動等の日から１年を経過する」とあり、及び同項第１号中「同日以後１年を経過する日」とあるのは「平成17年３月31日」と、同項第２号中「２年を経過する日」とあるのは「３年を経過する日又は平成18年３月31日のいずれか早い日」と、同条第２項中「前項」とあるのは「北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第69号）附則第６項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

（人事委員会規則への委任）

7 附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（平成16年９月30日条例第88号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成16年12月17日条例第109号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定及び次項から附則第６項までの規定は、平成16年10

月１日から適用する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

２　平成16年度の寒冷地手当に関する改正後の条例第23条第１項の規定の適用については、同項中「毎年11月から翌年３月」とあるのは、「平成16年10月から平成17年２月」とする。

３　この項から附則第６項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　経過措置対象職員　平成16年10月１日（以下「旧基準日」という。）から引き続き在職する職員（常時勤務に服する職員に限り、北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第６条第10項に規定する再任用職員を除く。）をいう。

（２）　みなし寒冷地手当基礎額　経過措置対象職員につき、改正後の条例第23条第１項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する基準日（以下単に「基準日」という。）におけるその在勤する地域又は部局及び世帯等の区分（この条例による改正前の給与条例（以下「改正前の条例」という。）第23条第２項及び第３項に規定する世帯等の区分をいう。）に応じ、改正前の条例第23条第２項の規定（この条例の施行の際における同項の規定に基づく人事委員会規則の規定を含む。）及び同条第３項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を５で除して得た額をいう。

４　基準日（その属する月が平成21年３月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額（以下この項において「特例支給額」という。）が、その者につき改正後の条例第23条第２項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、同条又は給与条例第26条第２項、第３項若しくは第５項の規定にかかわらず、それぞれ特例支給額又は特例支給額にその者の給料の支給について用いられた同条第２項、第３項若しくは第５項の規定による割合を乗じて得た額の寒冷地手当を支給する。

平成16年10月から平成17年２月まで	2,000円
平成17年11月から平成18年３月まで	6,000円
平成18年11月から平成19年３月まで	10,000円
平成19年11月から平成20年３月まで	14,000円
平成20年11月から平成21年３月まで	18,000円

５　改正後の条例第23条第３項及び第４項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者について準用する。この場合において、同条第３項中「、前項」とあるのは「、北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成16年北海道条例第109号。以下「平成16年改正条例」という。）附則第４項」と、同項第１号中「前項の規定による額」とあるのは「平成16年改正条例附則第４項に規定する特例支給額（以下「特例支給額」という。）」と、同条第４項中「前２項又は第26条第２項、第３項若しくは第５項」とあるのは「平成16年改正条例附則第４項又は平成16年改正条例附則第５項において読み替えて準用する前項」と、「第２項の規定による額」とあるのは「特例支給額」と、同項第１号及び第２号中「前項各号」とあるのは「平成16年改正条例附則第５項において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

６　給与条例第12条の３第２項に規定する職員以外の地方公務員等であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き給与条例の給料表の適用を受ける職員となり、北海道に在勤することとなった場合において、任用の事情を考慮して前２項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、改正後の条例第23条第１項から第５項までの規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、前２項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（人事委員会規則への委任）

７　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（平成17年３月31日条例第19号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成17年４月１日から施行する。（後略）

附　則（平成17年11月30日条例第123号）

（施行期日）

1　この条例は、平成17年12月１日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

3　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

4　前２項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第32号）附則第２項若しくは第３項及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

5　平成17年12月に支給する期末手当（以下この項において「12月期末手当」という。）の額は、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第22条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第４項及び第５項若しくは第26条第１項から第３項まで、第５項若しくは第６項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第１号）第４条第１項又は公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第４条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される12月期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事委員会規則で定める職員にあっては、第１号に掲げる額。この項後段において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期末手当は、支給しない。

（１）　平成17年４月１日（同月２日から同年12月１日までの間に新たに職員（北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「警察職員給与条例」という。）、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号。以下「企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。以下この項において同じ。）となった者（同年４月１日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日））において職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当（警察職員給与条例第13条の２第２項、道職員給与条例第11条の２第２項及び学校職員給与条例第10条の２の５第２項（市町村立学校職員給与条例第２条第２項において準用する場合を含む。）に規定する人事委員会規則で定める額並びに企業職員給与条例第６条の２に規定する単身赴任手当のうちこれに相当する額を除く。）、特地勤務手当（警察職員給与条例第14条の３、道職員給与条例第12条の３又は企業職員給与条例第８条第２項若しくは第３項の規定による手当を含む。）、へき地手当（学校職員給与条例第11条の３の規定（市町村立学校職員給与条例第２条第２項において準用する場合を含む。）による手当を含む。）、管理職手当及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第３条第１項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、８（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった

期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある者にあっては、８から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数に相当する数を減じた数）を乗じて得た額

（２） 職員に対し平成17年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

（人事委員会規則への委任）

6 附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成18年３月31日条例第52号）

改正

平成19年３月16日条例第37号
平成20年３月31日条例第71号
平成21年11月30日条例第99号
平成22年11月30日条例第56号
平成23年11月30日条例第55号
平成24年３月30日条例第76号
平成25年６月28日条例第35号
平成25年12月20日条例第77号
平成27年３月20日条例第34号
平成28年３月31日条例第74号

（施行期日）

1 この条例は、平成18年４月１日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が、附則別表第１に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に２の職務の級が掲げられているときは、人事委員会の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替え）

3 施行日の前日において北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第１から別表第４までの給料表の適用を受けていた職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び附則第５項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第２に定める号俸とする。

4 附則第２項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第３に定める号俸とする。

（職務の級における最高の号俸を超える給料月額の切替え）

5 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号俸は、人事委員会規則で定める。

（施行日前の異動者の号俸の調整）

6 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

7 附則第２項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、この条例による改正前の給与条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）又は附則第15項の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年

北海道条例第32号）附則第２項若しくは第３項及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給料の切替えに伴う経過措置）

８　施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額（北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第34号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第３項から第５項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）が同日において受けていた給料月額（北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第99号）の施行の日において同条例附則第２項第１号に規定する減額改定対象職員である者にあっては、当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年３月31日までの間、給料月額（平成27年改正条例附則第３項から第５項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額。以下この項において「差額相当額」という。）（平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間にあっては差額相当額から差額相当額に３分の１を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減じた額、同年４月１日から平成30年３月31日までの間にあっては差額相当額から差額相当額に３分の２を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減じた額）を給料として支給する。この場合において、当該差額の算出の基礎となる給料月額（平成27年改正条例附則第３項から第５項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）は、給与条例附則第16項、第28項又は第43項の規定の適用を受けるときは、これらの規定の適用がないものとした場合の額とする。

９　施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

10　施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前２項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前２項の規定に準じて、給料を支給する。

11　前３項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第９条第２項及び第22条第５項（給与条例第22条の４第４項において準用する場合及び北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成４年北海道条例第３号）第15条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第43項の規定の適用については、給与条例第９条第２項中「給料月額」とあるのは「給料月額と北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第８項から第10項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第22条第５項中「給料月額」とあるのは「給料月額（北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第34号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第３項から第５項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）と平成18年改正条例附則第８項から第10項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例附則第43項本文中「給料月額」とあるのは「給料月額（平成27年改正条例附則第３項から第５項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）及び平成18年改正条例附則第８項から第10項までの規定による給料の額」と、「附則第28項」とあるのは「附則第28項、平成18年改正条例附則第８項から第10項まで並びに平成27年改正条例附則第３項から第５項まで」と、同項ただし書中「給料月額、」とあるのは「給料の月額は第５条及び第６条、平成18年改正条例附則第８項から第10項まで並びに平成27年改正条例附則第３項から第５項までの規定により定められる額とし、」と、「給料月額並びに」とあるのは「給料の月額は第５条及び第６条並びに平成18年改正条例附則第８項から第10項までの規定により定められる額とし、」と、「、第５条」とあるのは「第５条」とする。

（平成22年３月31日までの間における給与条例の適用に関する特例）

12　平成22年３月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条の２第２項第１号	100分の18	100分の18を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第12条の２第２項第２号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第12条の２第２項第３号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

（地域手当に関する経過措置）

13　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）第12条の３の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び施行日の前日において改正前の給与条例第12条の２の規定の適用を受けている職員が施行日にその在勤する部局を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する部局が施行日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する給与条例第12条の３第１項の規定の適用については、同項中「前条第１項」とあるのは「北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号。以下「平成18年改正条例」という。）による改正前の前条第１項」と、「同条第２項各号に定める割合をいう」とあるのは「前条第２項各号に定める割合をいう」と、「地域手当の支給割合（同条第２項各号に定める割合をいい」とあるのは「調整手当の支給割合（平成18年改正条例による改正前の前条第２項各号に定める割合をいい」と、「同条第１項」とあるのは「前条第１項」とする。

（人事委員会規則への委任）

14　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

15　北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第32号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

16　北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

17　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

18　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附則別表第１（附則第２項関係）

職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
公安職給料表	４級	４級
	５級	
	６級	５級
	７級	６級
	８級	７級
	９級	８級
	10級	９級

行政職給料表	１級	１級
	２級	
	３級	２級
	４級	３級
	５級	
	６級	４級
	７級	５級
	８級	６級
	９級	７級
	10級	８級
	11級	９級
		10級

附則別表第２（附則第３項関係）

旧級がこれに対応する附則別表第１の新級欄に２の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表

ア　公安職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
1	３月未満				1	13	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満				1	14	1	1	1	1	1
	６月以上９月未満				1	15	1	1	1	1	1
	９月以上12月未満				1	16	1	1	1	1	1
	12月以上				1	17	1	1	1	1	1
2	３月未満	1	1	1	1	17	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満	2	2	2	2	18	1	1	1	1	1
	６月以上９月未満	3	3	3	3	19	1	1	1	1	1
	９月以上12月未満	4	4	4	4	20	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	5	21	1	1	1	1	1
3	３月未満	5	5	5	5	21	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満	6	6	6	6	22	2	1	1	1	1
	６月以上９月未満	7	7	7	7	23	3	1	1	1	1
	９月以上12月未満	8	8	8	8	24	4	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	9	25	5	1	1	1	1
4	３月未満	9	9	9	9	25	5	1	1	1	1
	３月以上６月未満	10	10	10	10	26	6	2	1	1	1
	６月以上９月未満	11	11	11	11	27	7	3	1	1	1

	９月以上12月未満	12	12	12	12	28	8	4	1	1	1
	12月以上	13	13	13	13	29	9	5	1	1	1
5	３月未満	13	13	13	13	29	9	5	1	1	1
	３月以上６月未満	14	14	14	14	30	10	6	2	1	1
	６月以上９月未満	15	15	15	15	31	11	7	3	1	1
	９月以上12月未満	16	16	16	16	32	12	8	4	1	1
	12月以上	17	17	17	17	33	13	9	5	1	1
6	３月未満	17	17	17	17	33	13	9	5	1	1
	３月以上６月未満	18	18	18	18	34	14	10	6	2	1
	６月以上９月未満	19	19	19	19	35	15	11	7	3	1
	９月以上12月未満	20	20	20	20	36	16	12	8	4	1
	12月以上	21	21	21	21	37	17	13	9	5	1
7	３月未満	21	21	21	21	37	17	13	9	5	1
	３月以上６月未満	22	22	22	22	38	18	14	10	6	2
	６月以上９月未満	23	23	23	23	39	19	15	11	7	3
	９月以上12月未満	24	24	24	24	40	20	16	12	8	4
	12月以上	25	25	25	25	41	21	17	13	9	5
8	３月未満	25	25	25	25	41	21	17	13	9	5
	３月以上６月未満	26	26	26	26	42	22	18	14	10	6
	６月以上９月未満	27	27	27	27	43	23	19	15	11	7
	９月以上12月未満	28	28	28	28	44	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	29	45	25	21	17	13	9
9	３月未満	29	29	29	29	45	25	21	17	13	9
	３月以上６月未満	30	30	30	30	46	26	22	18	14	10
	６月以上９月未満	31	31	31	31	47	27	23	19	15	11
	９月以上12月未満	32	32	32	32	48	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	33	49	29	25	21	17	13
10	３月未満	33	33	33	33	49	29	25	21	17	13
	３月以上６月未満	34	34	34	34	50	30	26	22	18	14
	６月以上９	35	35	35	35	51	31	27	23	19	15

	月未満										
	９月以上12月未満	36	36	36	36	52	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	37	53	33	29	25	21	17
11	３月未満	37	37	37	37	53	33	29	25	21	17
	３月以上６月未満	38	38	38	38	54	34	30	26	22	18
	６月以上９月未満	39	39	39	39	55	35	31	27	23	19
	９月以上12月未満	40	40	40	40	56	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	41	57	37	33	29	25	21
12	３月未満	41	41	41	41	57	37	33	29	25	21
	３月以上６月未満	42	42	42	42	58	38	34	30	26	22
	６月以上９月未満	43	43	43	43	59	39	35	31	27	23
	９月以上12月未満	44	44	44	44	60	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	45	61	41	37	33	29	25
13	３月未満	45	45	45	45	61	41	37	33	29	25
	３月以上６月未満	46	46	46	46	62	42	38	34	30	26
	６月以上９月未満	47	47	47	47	63	43	39	35	31	27
	９月以上12月未満	48	48	48	48	64	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	49	49	65	45	41	37	33	29
14	３月未満	49	49	49	49	65	45	41	37	33	29
	３月以上６月未満	50	50	50	50	66	46	42	38	34	30
	６月以上９月未満	51	51	51	51	67	47	43	39	35	31
	９月以上12月未満	52	52	52	52	68	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	53	69	49	45	41	37	33
15	３月未満	53	53	53	53	69	49	45	41	37	33
	３月以上６月未満	54	54	54	54	70	50	46	42	38	34
	６月以上９月未満	55	55	55	55	71	51	47	43	39	35
	９月以上12月未満	56	56	56	56	72	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	57	73	53	49	45	41	37
	３月未満	57	57	57	57	73	53	49	45	41	
	３月以上６月未満	58	58	58	58	74	54	50	46	42	

16	６月以上９月未満	59	59	59	59	75	55	51	47	43	
	９月以上12月未満	60	60	60	60	76	56	52	48	44	
	12月以上	61	61	61	61	77	57	53	49	45	
17	３月未満	61	61	61	61	77	57	53	49	45	
	３月以上６月未満	62	62	62	62	78	58	54	50	46	
	６月以上９月未満	63	63	63	63	79	59	55	51	47	
	９月以上12月未満	64	64	64	64	80	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	65	81	61	57	53	49	
18	３月未満	65	65	65	65	81	61	57	53	49	
	３月以上６月未満	66	66	66	66	82	62	58	54	50	
	６月以上９月未満	67	67	67	67	83	63	59	55	51	
	９月以上12月未満	68	68	68	68	84	64	60	56	52	
	12月以上	69	69	69	69	85	65	61	57	53	
19	３月未満	69	69	69	69	85	65	61	57		
	３月以上６月未満	70	70	70	70	86	66	62	58		
	６月以上９月未満	71	71	71	71	87	67	63	59		
	９月以上12月未満	72	72	72	72	88	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	73	89	69	65	61		
20	３月未満	73	73	73	73	89	69	65	61		
	３月以上６月未満	74	74	74	74	90	70	66	62		
	６月以上９月未満	75	75	75	75	91	71	67	63		
	９月以上12月未満	76	76	76	76	92	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	77	93	73	69	65		
21	３月未満	77	77	77	77	93	73	69	65		
	３月以上６月未満	78	78	78	77	94	74	70	66		
	６月以上９月未満	79	79	79	78	95	75	71	67		
	９月以上12月未満	80	80	80	78	96	76	72	68		
	12月以上	81	81	81	79	97	77	73	69		
	３月未満	81	81	81	79	97	77	73			
	３月以上６	82	82	82	79	98	78	74			

22	月未満										
	６月以上９月未満	83	83	83	80	99	79	75			
	９月以上12月未満	84	84	84	80	100	80	76			
	12月以上	85	85	85	81	101	81	77			
23	３月未満	85	85	85	81	101	81				
	３月以上６月未満	86	86	86	82	102	82				
	６月以上９月未満	87	87	87	83	103	83				
	９月以上12月未満	88	88	88	84	104	84				
	12月以上	89	89	89	85	105	85				
24	３月未満	89	89	89	85	105	85				
	３月以上６月未満	90	90	90	86	106	86				
	６月以上９月未満	91	91	91	87	107	87				
	９月以上12月未満	92	92	92	88	108	88				
	12月以上	93	93	93	89	109	89				
25	３月未満	93	93	93	89	109	89				
	３月以上６月未満	94	94	94	90	110	90				
	６月以上９月未満	95	95	95	91	111	91				
	９月以上12月未満	96	96	96	92	112	92				
	12月以上	97	97	97	93	113	93				
26	３月未満	97	97	97	93	113	93				
	３月以上６月未満	98	98	98	94	114	94				
	６月以上９月未満	99	99	99	95	115	95				
	９月以上12月未満	100	100	100	96	116	96				
	12月以上	101	101	101	97	117	97				
27	３月未満	101	101	101	97						
	３月以上６月未満	102	101	102	98						
	６月以上９月未満	103	102	103	99						
	９月以上12月未満	104	102	104	100						
	12月以上	105	103	105	101						
	３月未満	105	103	105	101						

28	３月以上６月未満	106	103	106	102						
	６月以上９月未満	107	104	107	103						
	９月以上12月未満	108	104	108	104						
	12月以上	109	105	109	105						
29	３月未満	109	105	109	105						
	３月以上６月未満	110	106	110	105						
	６月以上９月未満	111	107	111	106						
	９月以上12月未満	112	108	112	106						
	12月以上	113	109	113	107						
30	３月未満	113	109	113	107						
	３月以上６月未満	114	110	114	107						
	６月以上９月未満	115	111	115	108						
	９月以上12月未満	116	112	116	108						
	12月以上	117	113	117	109						
31	３月未満	117	113	117							
	３月以上６月未満	118	113	118							
	６月以上９月未満	119	114	119							
	９月以上12月未満	120	114	120							
	12月以上	121	115	121							
32	３月未満	121	115	121							
	３月以上６月未満	122	115	122							
	６月以上９月未満	123	116	123							
	９月以上12月未満	124	116	124							
	12月以上	125	117	125							
33	３月未満	125	117	125							
	３月以上６月未満	125	117	126							
	６月以上９月未満	125	118	127							
	９月以上12月未満	125	118	128							
	12月以上	125	119	129							

34	３月未満		119	129							
	３月以上６月未満		119	130							
	６月以上９月未満		120	131							
	９月以上12月未満		120	132							
	12月以上		121	133							
35	３月未満		121	133							
	３月以上６月未満		122	133							
	６月以上９月未満		123	133							
	９月以上12月未満		124	133							
	12月以上		125	133							
36	３月未満		125								
	３月以上６月未満		125								
	６月以上９月未満		125								
	９月以上12月未満		125								
	12月以上		125								

イ　行政職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
1	３月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	６月以上９月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	９月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	３月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満	1	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	６月以上９月未満	1	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	９月以上12月未満	1	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	1	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	３月未満	1	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満	1	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	６月以上９	1	31	11	7	15	3	1	1	1	1

	月未満										
	9月以上12月未満	1	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	1	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	1	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	1	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	1	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	1	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	1	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	1	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	1	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	1	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	1	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	1	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	2	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	3	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	4	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	5	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	5	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	6	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	7	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	8	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	9	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	9	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	10	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	11	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	12	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	13	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月未満	13	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	14	54	34	30	38	26	22	18	14	10

9	6月以上9月未満	15	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	16	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	17	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	17	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	18	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	19	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	20	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	21	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	21	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	22	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	23	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	24	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	25	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	25	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	26	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	27	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	28	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	29	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	29	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	29	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	30	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	30	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	31	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	31	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	31	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	32	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	32	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	33	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月未満	33	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6	33	78	58	51	62	50	46	42	38	34

15	月未満										
	６月以上９月未満	33	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	９月以上12月未満	34	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	34	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	３月未満	34	81	61	53	65	53	49	45	41	
	３月以上６月未満	34	82	62	54	66	54	50	46	42	
	６月以上９月未満	35	83	63	55	67	55	51	47	43	
	９月以上12月未満	35	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	35	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	３月未満	35	85	65	57	69	57	53	49	45	
	３月以上６月未満	36	86	66	57	70	58	54	50	46	
	６月以上９月未満	36	87	67	58	71	59	55	51	47	
	９月以上12月未満	36	88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上	37	89	69	59	73	61	57	53	49	
18	３月未満	37	89	69	59	73	61	57	53	49	
	３月以上６月未満	37	90	70	59	74	62	58	54	50	
	６月以上９月未満	37	91	71	60	75	63	59	55	51	
	９月以上12月未満	37	92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上	38	93	73	61	77	65	61	57	53	
19	３月未満	38	93	73	61	77	65	61	57		
	３月以上６月未満	38	93	74	61	78	66	62	58		
	６月以上９月未満	38	93	75	61	79	67	63	59		
	９月以上12月未満	38	93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上	39	93	77	62	81	69	65	61		
20	３月未満	39		77	62	81	69	65	61		
	３月以上６月未満	39		78	62	82	70	66	62		
	６月以上９月未満	39		79	63	83	71	67	63		
	９月以上12月未満	39		80	63	84	72	68	64		
	12月以上	40		81	63	85	73	69	65		
	３月未満			81	63	85	73	69	65		

21	３月以上６月未満			82	64	86	74	70	66		
	６月以上９月未満			83	64	87	75	71	67		
	９月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	３月未満			85	65	89	77	73			
	３月以上６月未満			86	65	90	78	74			
	６月以上９月未満			87	66	91	79	75			
	９月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	３月未満			89	67	93	81	77			
	３月以上６月未満			90	67	94	82	78			
	６月以上９月未満			91	68	95	83	79			
	９月以上12月未満			92	68	96	84	80			
	12月以上			93	69	97	85	81			
24	３月未満			93	69	97	85	81			
	３月以上６月未満			94	70	98	86	82			
	６月以上９月未満			95	71	99	87	83			
	９月以上12月未満			96	72	100	88	84			
	12月以上			97	73	101	89	85			
25	３月未満			97	73	101		85			
	３月以上６月未満			98	73	102		85			
	６月以上９月未満			99	74	103		85			
	９月以上12月未満			100	74	104		85			
	12月以上			101	75	105		85			
26	３月未満			101	75	105		85			
	３月以上６月未満			102	75	105		85			
	６月以上９月未満			103	76	105		85			
	９月以上12月未満			104	76	105		85			
	12月以上			105	77	105		85			

27	３月未満			105	77						
	３月以上６月未満			106	78						
	６月以上９月未満			107	79						
	９月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	３月未満			109	81						
	３月以上６月未満			110	82						
	６月以上９月未満			111	83						
	９月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	３月未満			113							
	３月以上６月未満			114							
	６月以上９月未満			115							
	９月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	３月未満			117							
	３月以上６月未満			118							
	６月以上９月未満			119							
	９月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	３月未満			121							
	３月以上６月未満			122							
	６月以上９月未満			123							
	９月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	３月未満			125							
	３月以上６月未満			125							
	６月以上９月未満			125							
	９月以上12月未満			125							

	12月以上			125							

ウ　海事職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	１級	２級	３級	４級	５級
1	３月未満			1	1	1
	３月以上６月未満			1	1	1
	６月以上９月未満			1	1	1
	９月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	３月未満	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満	1	2	2	1	1
	６月以上９月未満	1	3	3	1	1
	９月以上12月未満	1	4	4	1	1
	12月以上	1	5	5	1	1
3	３月未満	1	5	5	1	1
	３月以上６月未満	1	6	6	2	1
	６月以上９月未満	1	7	7	3	1
	９月以上12月未満	1	8	8	4	1
	12月以上	1	9	9	5	1
4	３月未満	1	9	9	5	1
	３月以上６月未満	1	10	10	6	1
	６月以上９月未満	1	11	11	7	1
	９月以上12月未満	1	12	12	8	1
	12月以上	1	13	13	9	1
5	３月未満	1	13	13	9	1
	３月以上６月未満	1	14	14	10	2
	６月以上９月未満	1	15	15	11	3
	９月以上12月未満	1	16	16	12	4
	12月以上	1	17	17	13	5
6	３月未満	1	17	17	13	5
	３月以上６月未満	2	18	18	14	6
	６月以上９月未満	3	19	19	15	7
	９月以上12月未満	4	20	20	16	8
	12月以上	5	21	21	17	9
7	３月未満	5	21	21	17	9
	３月以上６月未満	6	22	22	18	10
	６月以上９月未満	7	23	23	19	11
	９月以上12月未満	8	24	24	20	12
	12月以上	9	25	25	21	13
8	３月未満	9	25	25	21	13
	３月以上６月未満	10	26	26	22	14
	６月以上９月未満	11	27	27	23	15
	９月以上12月未満	12	28	28	24	16
	12月以上	13	29	29	25	17
	３月未満	13	29	29	25	17

9	３月以上６月未満	14	30	30	26	18
	６月以上９月未満	15	31	31	27	19
	９月以上12月未満	16	32	32	28	20
	12月以上	17	33	33	29	21
10	３月未満	17	33	33	29	21
	３月以上６月未満	18	34	34	30	22
	６月以上９月未満	19	35	35	31	23
	９月以上12月未満	20	36	36	32	24
	12月以上	21	37	37	33	25
11	３月未満	21	37	37	33	25
	３月以上６月未満	22	38	38	34	26
	６月以上９月未満	23	39	39	35	27
	９月以上12月未満	24	40	40	36	28
	12月以上	25	41	41	37	29
12	３月未満	25	41	41	37	29
	３月以上６月未満	26	42	42	38	30
	６月以上９月未満	27	43	43	39	31
	９月以上12月未満	28	44	44	40	32
	12月以上	29	45	45	41	33
13	３月未満	29	45	45	41	33
	３月以上６月未満	30	46	46	42	34
	６月以上９月未満	31	47	47	43	35
	９月以上12月未満	32	48	48	44	36
	12月以上	33	49	49	45	37
14	３月未満	33	49	49	45	37
	３月以上６月未満	34	50	50	46	38
	６月以上９月未満	35	51	51	47	39
	９月以上12月未満	36	52	52	48	40
	12月以上	37	53	53	49	41
15	３月未満	37	53	53	49	41
	３月以上６月未満	38	54	54	50	42
	６月以上９月未満	39	55	55	51	43
	９月以上12月未満	40	56	56	52	44
	12月以上	41	57	57	53	45
16	３月未満	41	57	57	53	45
	３月以上６月未満	42	58	58	54	46
	６月以上９月未満	43	59	59	55	47
	９月以上12月未満	44	60	60	56	48
	12月以上	45	61	61	57	49
17	３月未満	45	61	61	57	49
	３月以上６月未満	46	62	62	58	50
	６月以上９月未満	47	63	63	59	51
	９月以上12月未満	48	64	64	60	52
	12月以上	49	65	65	61	53
	３月未満	49	65	65	61	53

18	３月以上６月未満	50	66	66	62	54
	６月以上９月未満	51	67	67	63	55
	９月以上12月未満	52	68	68	64	56
	12月以上	53	69	69	65	57
19	３月未満	53	69	69	65	57
	３月以上６月未満	54	69	70	66	58
	６月以上９月未満	55	69	71	67	59
	９月以上12月未満	56	69	72	68	60
	12月以上	57	69	73	69	61
20	３月未満	57		73	69	61
	３月以上６月未満	58		74	70	62
	６月以上９月未満	59		75	71	63
	９月以上12月未満	60		76	72	64
	12月以上	61		77	73	65
21	３月未満	61		77	73	65
	３月以上６月未満	62		78	74	66
	６月以上９月未満	63		79	75	67
	９月以上12月未満	64		80	76	68
	12月以上	65		81	77	69
22	３月未満	65		81	77	69
	３月以上６月未満	66		82	78	70
	６月以上９月未満	67		83	79	71
	９月以上12月未満	68		84	80	72
	12月以上	69		85	81	73
23	３月未満	69		85	81	73
	３月以上６月未満	69		86	82	74
	６月以上９月未満	69		87	83	75
	９月以上12月未満	69		88	84	76
	12月以上	69		89	85	77
24	３月未満			89	85	
	３月以上６月未満			90	86	
	６月以上９月未満			91	87	
	９月以上12月未満			92	88	
	12月以上			93	89	
25	３月未満			93	89	
	３月以上６月未満			94	90	
	６月以上９月未満			95	91	
	９月以上12月未満			96	92	
	12月以上			97	93	
26	３月未満			97		
	３月以上６月未満			98		
	６月以上９月未満			99		
	９月以上12月未満			100		
	12月以上			101		
	３月未満			101		

27	３月以上６月未満			102		
	６月以上９月未満			103		
	９月以上12月未満			104		
	12月以上			105		
28	３月未満			105		
	３月以上６月未満			106		
	６月以上９月未満			107		
	９月以上12月未満			108		
	12月以上			109		

エ　研究職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	１級	２級	３級	４級	５級
1	３月未満			1	1	1
	３月以上６月未満			1	1	1
	６月以上９月未満			1	1	1
	９月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	３月未満	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満	2	2	1	1	1
	６月以上９月未満	3	3	1	1	1
	９月以上12月未満	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	1	1	1
3	３月未満	5	5	1	1	1
	３月以上６月未満	6	6	2	1	1
	６月以上９月未満	7	7	3	1	1
	９月以上12月未満	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	5	1	1
4	３月未満	9	9	5	1	1
	３月以上６月未満	10	10	6	1	1
	６月以上９月未満	11	11	7	1	1
	９月以上12月未満	12	12	8	1	1
	12月以上	13	13	9	1	1
5	３月未満	13	13	9	1	1
	３月以上６月未満	14	14	10	2	1
	６月以上９月未満	15	15	11	3	1
	９月以上12月未満	16	16	12	4	1
	12月以上	17	17	13	5	1
6	３月未満	17	17	13	5	1
	３月以上６月未満	18	18	14	6	1
	６月以上９月未満	19	19	15	7	1
	９月以上12月未満	20	20	16	8	1
	12月以上	21	21	17	9	1
7	３月未満	21	21	17	9	1
	３月以上６月未満	22	22	18	10	2
	６月以上９月未満	23	23	19	11	3

	９月以上12月未満	24	24	20	12	4
	12月以上	25	25	21	13	5
8	３月未満	25	25	21	13	5
	３月以上６月未満	26	26	22	14	6
	６月以上９月未満	27	27	23	15	7
	９月以上12月未満	28	28	24	16	8
	12月以上	29	29	25	17	9
9	３月未満	29	29	25	17	9
	３月以上６月未満	30	30	26	18	10
	６月以上９月未満	31	31	27	19	11
	９月以上12月未満	32	32	28	20	12
	12月以上	33	33	29	21	13
10	３月未満	33	33	29	21	13
	３月以上６月未満	34	34	30	22	14
	６月以上９月未満	35	35	31	23	15
	９月以上12月未満	36	36	32	24	16
	12月以上	37	37	33	25	17
11	３月未満	37	37	33	25	17
	３月以上６月未満	38	38	34	26	18
	６月以上９月未満	39	39	35	27	19
	９月以上12月未満	40	40	36	28	20
	12月以上	41	41	37	29	21
12	３月未満	41	41	37	29	21
	３月以上６月未満	42	42	38	30	22
	６月以上９月未満	43	43	39	31	23
	９月以上12月未満	44	44	40	32	24
	12月以上	45	45	41	33	25
13	３月未満	45	45	41	33	25
	３月以上６月未満	46	46	42	34	26
	６月以上９月未満	47	47	43	35	27
	９月以上12月未満	48	48	44	36	28
	12月以上	49	49	45	37	29
14	３月未満	49	49	45	37	29
	３月以上６月未満	50	50	46	38	30
	６月以上９月未満	51	51	47	39	31
	９月以上12月未満	52	52	48	40	32
	12月以上	53	53	49	41	33
15	３月未満	53	53	49	41	33
	３月以上６月未満	54	54	50	42	34
	６月以上９月未満	55	55	51	43	35
	９月以上12月未満	56	56	52	44	36
	12月以上	57	57	53	45	37
16	３月未満	57	57	53	45	37
	３月以上６月未満	58	58	54	46	38
	６月以上９月未満	59	59	55	47	39

	９月以上12月未満	60	60	56	48	40
	12月以上	61	61	57	49	41
17	３月未満	61	61	57	49	41
	３月以上６月未満	62	62	58	50	42
	６月以上９月未満	63	63	59	51	43
	９月以上12月未満	64	64	60	52	44
	12月以上	65	65	61	53	45
18	３月未満	65	65	61	53	45
	３月以上６月未満	66	66	62	54	46
	６月以上９月未満	67	67	63	55	47
	９月以上12月未満	68	68	64	56	48
	12月以上	69	69	65	57	49
19	３月未満	69	69	65	57	49
	３月以上６月未満	70	70	66	58	50
	６月以上９月未満	71	71	67	59	51
	９月以上12月未満	72	72	68	60	52
	12月以上	73	73	69	61	53
20	３月未満	73	73	69	61	53
	３月以上６月未満	74	74	70	62	54
	６月以上９月未満	75	75	71	63	55
	９月以上12月未満	76	76	72	64	56
	12月以上	77	77	73	65	57
21	３月未満	77	77	73	65	57
	３月以上６月未満	78	78	74	66	58
	６月以上９月未満	79	79	75	67	59
	９月以上12月未満	80	80	76	68	60
	12月以上	81	81	77	69	61
22	３月未満	81	81	77	69	61
	３月以上６月未満	82	82	78	70	62
	６月以上９月未満	83	83	79	71	63
	９月以上12月未満	84	84	80	72	64
	12月以上	85	85	81	73	65
23	３月未満	85	85	81	73	65
	３月以上６月未満	86	86	82	74	66
	６月以上９月未満	87	87	83	75	67
	９月以上12月未満	88	88	84	76	68
	12月以上	89	89	85	77	69
24	３月未満	89	89	85		
	３月以上６月未満	90	90	86		
	６月以上９月未満	91	91	87		
	９月以上12月未満	92	92	88		
	12月以上	93	93	89		
25	３月未満	93	93	89		
	３月以上６月未満	94	94	90		
	６月以上９月未満	95	95	91		

	９月以上12月未満	96	96	92		
	12月以上	97	97	93		
26	３月未満	97	97			
	３月以上６月未満	98	98			
	６月以上９月未満	99	99			
	９月以上12月未満	100	100			
	12月以上	101	101			
27	３月未満	101	101			
	３月以上６月未満	102	102			
	６月以上９月未満	103	103			
	９月以上12月未満	104	104			
	12月以上	105	105			
28	３月未満	105	105			
	３月以上６月未満	106	106			
	６月以上９月未満	107	107			
	９月以上12月未満	108	108			
	12月以上	109	109			
29	３月未満	109	109			
	３月以上６月未満	110	109			
	６月以上９月未満	111	109			
	９月以上12月未満	112	109			
	12月以上	113	109			
30	３月未満	113				
	３月以上６月未満	114				
	６月以上９月未満	115				
	９月以上12月未満	116				
	12月以上	117				
31	３月未満	117				
	３月以上６月未満	118				
	６月以上９月未満	119				
	９月以上12月未満	120				
	12月以上	121				
32	３月未満	121				
	３月以上６月未満	121				
	６月以上９月未満	121				
	９月以上12月未満	121				
	12月以上	121				

附則別表第３（附則第４項関係）

旧級がこれに対応する附則別表第１の新級欄に２の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表

旧級が行政職給料表の11級である職員の新号俸

旧号俸	新級 経過期間	９級	10級
	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1

1	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	2	1
	６月以上９月未満	3	1
	９月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	３月未満	5	1
	３月以上６月未満	6	1
	６月以上９月未満	7	1
	９月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	３月未満	9	1
	３月以上６月未満	10	1
	６月以上９月未満	11	1
	９月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
	３月未満	13	1
	３月以上６月未満	14	1

10	６月以上９月未満	15	1
	９月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	３月未満	17	1
	３月以上６月未満	18	1
	６月以上９月未満	19	1
	９月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	３月未満	21	1
	３月以上６月未満	22	2
	６月以上９月未満	23	3
	９月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	３月未満	25	5
	３月以上６月未満	26	6
	６月以上９月未満	27	7
	９月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	３月未満	29	9
	３月以上６月未満	30	10
	６月以上９月未満	31	11
	９月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	３月未満	33	13
	３月以上６月未満	34	13
	６月以上９月未満	35	13
	９月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

附　則（平成19年３月16日条例第37号）

改正

平成20年３月31日条例第71号

（施行期日）

1　この条例は、平成19年４月１日から施行する。

（医療職給料表の適用を受けることとなる職員の職務の級及び号俸の切替え）

2　平成19年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において行政職給料表の適用を受けていた職員のうち、切替日において医療職給料表の適用を受けることとなる職員の切替日における職務の級及び号俸は、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の適用を受ける北海道職員の例により決定する。

（管理職手当に関する経過措置）

3　北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号。以下この項において「平成18年改正条例」という。）附則第８項から第10項までの規定による給料を支給される職員のうち、その者の附則第６項の規定による改正後の平成18年改正条例附則第11項の規定により読み替えられた北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第22項の規定の適用がないものとした場合の給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の給与条例第19条の２第２項の規定の適用については、平成23年３月31日までの間は、同項の規定中「管理職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額」とあるのは、「管理職員の給料月額と北

海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）附則第８項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

４　前項の規定の適用を受ける職員についての給与条例附則第23項の規定の適用については、同項の規定中「第19条の２第２項」とあるのは、「北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年北海道条例第37号）附則第３項の規定により読み替えられた第19条の２第２項」とする。

（人事委員会規則への委任）

５　附則第２項及び第３項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

６　北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成19年12月21日条例第69号抄）

（施行期日）

１　この条例は、（中略）平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月31日条例第71号）

（施行期日）

１　この条例は、平成20年４月１日から施行する。

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

２　北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

３　北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年北海道条例第37号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

４　北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成20年６月30日条例第77号）

この条例は、平成20年10月１日から施行する。

附　則（平成20年10月14日条例第91号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成20年12月１日から施行する。

附　則（平成21年３月31日条例第14号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月31日条例第15号抄）

１　この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附　則（平成21年５月29日条例第61号）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　平成21年６月の期末手当及び勤勉手当を次の表の左欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の右欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、知事は、この条例の施行後に人事委員会の行う同年の給与に係る勧告後において、必要な措置を講ずるものとする。

この条例による改正後の北海道地方警察職員の	新条例附則第25項の規定による読替え後の新条

給与に関する条例(以下この表において「新条例」という。)附則第25項の規定による読替え前の新条例第22条第２項(同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	例第22条第２項(同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
新条例附則第25項の規定による読替え前の新条例第22条の４第２項	新条例附則第25項の規定による読替え後の新条例第22条の４第２項

附　則（平成21年11月30日条例第99号）

（施行期日）

１　この条例は、平成21年12月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成22年４月１日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　平成21年12月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第22条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第４項及び第５項（これらの規定を北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成４年北海道条例第３号）第15条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第26条第１項から第３項まで、第５項若しくは第６項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第１号）第４条第１項又は公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第４条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（この項後段において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）　平成21年４月１日（同月２日から同年12月１日までの間に職員（北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「警察職員給与条例」という。）、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号。以下「企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの若しくはこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるものであるもの、道職員給与条例第４条第１項第４号アに規定する医療職給料表(１)若しくは一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）第５条第２項に規定する給料表の適用を受ける職員若しくは同条第１項若しくは一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第７条第１項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号俸が１号俸であるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（平成21年４月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（警察職員給与条例第13条の２第２項、道職員給与条例第11条の２第２項及び学校職員給与条例第10条の２の５第２項（市町村立学校職員給与条例第２条第２項において準用する場合を含む。）に規定する人事委員会規則で定める額並びに企業職員給与条例第６条の２に規定する単身赴任手当のうちこれに相当する額を除く。）、特地勤務手当（警察職員給与条例第14条の３、道職員給与条例第12条の３又は企業職員給与条例第８条第２項若しくは第３項の規定による手当を含む。）、へき地手当（学校職員給与条例第11条の３の規定（市町村立学校職員給与条例第２条第２項において準用する場合を含む。）による手当を含む。）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第３条第１項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.23を乗じて得た額に、８（平成21年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であっ

た期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、８から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数に相当する数を減じた数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号俸
警察職員給与条例第５条第１項第１号に規定する公安職給料表	１級 ２級 ３級 ４級	１号俸から52号俸まで １号俸から44号俸まで １号俸から32号俸まで １号俸から16号俸まで
警察職員給与条例第５条第１項第２号、道職員給与条例第４条第１項第１号又は学校職員給与条例第５条第１項第１号に規定する行政職給料表	１級 ２級 ３級	１号俸から56号俸まで １号俸から24号俸まで １号俸から８号俸まで
警察職員給与条例第５条第１項第３号又は道職員給与条例第４条第１項第２号に規定する海事職給料表	１級 ２級 ３級	１号俸から52号俸まで １号俸から32号俸まで １号俸から８号俸まで
警察職員給与条例第５条第１項第４号又は道職員給与条例第４条第１項第３号に規定する研究職給料表	１級 ２級	１号俸から56号俸まで １号俸から32号俸まで
警察職員給与条例第５条第１項第５号に規定する医療職給料表及び道職員給与条例第４条第１項第４号ウに規定する医療職給料表（３）	１級 ２級 ３級 ４級	１号俸から56号俸まで １号俸から40号俸まで １号俸から16号俸まで １号俸から４号俸まで
道職員給与条例第４条第１項第４号イに規定する医療職給料表（２）	１級 ２級 ３級 ４級	１号俸から52号俸まで １号俸から32号俸まで １号俸から16号俸まで １号俸から４号俸まで
学校職員給与条例第５条第１項第２号アに規定する教育職給料表（１）	１級 ２級	１号俸から52号俸まで １号俸から32号俸まで
学校職員給与条例第５条第１項第２号イに規定する教育職給料表（２）	１級 ２級	１号俸から52号俸まで １号俸から44号俸まで
市町村立学校職員給与条例第２条第１項に規定する教育職給料表	１級 ２級 特２級	１号俸から52号俸まで １号俸から44号俸まで １号俸から４号俸まで

（２）　平成21年６月１日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.23を乗じて得た額

（人事委員会規則への委任）

３　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（平成22年３月31日条例第26号）

（施行期日）

１　この条例は、平成22年４月１日から施行する。

（北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

２　北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成４年北海道条例第３号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

３　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成22年３月31日条例第27号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年11月30日条例第56号）

（施行期日）

1　この条例は、平成22年12月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成23年４月１日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2　平成22年12月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第22条第２項（同条第３項、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年北海道条例第53号。以下「平成22年道職員改正条例」という。）第３条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）第６条第２項又は平成22年道職員改正条例第５条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第９条第４項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第４項及び第５項（これらの規定を北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成４年北海道条例第３号）第15条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第26条第１項から第３項まで、第５項若しくは第６項若しくは附則第28項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第１号）第４条第１項又は公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第４条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（この項後段において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）　平成22年４月１日（同月２日から同年12月１日までの間に職員（北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「警察職員給与条例」という。）、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号。以下「企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の給与条例附則第28項の規定、平成22年道職員改正条例第１条の規定による改正後の道職員給与条例附則第29項の規定又は北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年北海道条例第54号）第１条の規定による改正後の学校職員給与条例附則第27項の規定（市町村立学校職員給与条例第２条第２項において準用する場合を含む。）が施行されていたとした場合においてもこれらの項の規定の適用を受けず、かつ、北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）附則第８項から第10項までの規定、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号）附則第８項から第10項までの規定又は北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第47号）附則第８項から第10項までの規定（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第48号）附則第２項において準用する場合を含む。）の適用を受けない職員に限る。）若しくはこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるものであるもの若しくは道職員給与条例第４条第１項第４号アに規定する医療職給料表（１）若しくは一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第５条第２項に規定する給料表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年４月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（警察職員給与条例第13条の２第２項、道職員給与条例第11条の２第２項及び学校職員給与条例第10条の２の５第２項（市町村立学校職員給与条例第２条第２項において準用する場合を含む。）に規定する人事委員会規則で

定める額並びに企業職員給与条例第６条の２に規定する単身赴任手当のうちこれに相当する額を除く。）、特地勤務手当（警察職員給与条例第14条の３、道職員給与条例第12条の３又は企業職員給与条例第８条第２項若しくは第３項の規定による手当を含む。）、へき地手当（学校職員給与条例第11条の３の規定（市町村立学校職員給与条例第２条第２項において準用する場合を含む。）による手当を含む。）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第３条第１項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.29を乗じて得た額に、８（平成22年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、８から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数に相当する数を減じた数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号俸
警察職員給与条例第５条第１項第１号に規定する公安職給料表	１級	１号俸から92号俸まで
	２級	１号俸から84号俸まで
	３級	１号俸から72号俸まで
	４級	１号俸から56号俸まで
	５級	１号俸から32号俸まで
	６級	１号俸から24号俸まで
	７級	１号俸から16号俸まで
	８級	１号俸から４号俸まで
警察職員給与条例第５条第１項第２号、道職員給与条例第４条第１項第１号又は学校職員給与条例第５条第１項第１号に規定する行政職給料表	１級	１号俸から93号俸まで
	２級	１号俸から64号俸まで
	３級	１号俸から48号俸まで
	４級	１号俸から32号俸まで
	５級	１号俸から24号俸まで
	６級	１号俸から16号俸まで
	７級	１号俸から４号俸まで
警察職員給与条例第５条第１項第３号又は道職員給与条例第４条第１項第２号に規定する海事職給料表	１級	１号俸から69号俸まで
	２級	１号俸から69号俸まで
	３級	１号俸から56号俸まで
	４級	１号俸から40号俸まで
	５級	１号俸から28号俸まで
警察職員給与条例第５条第１項第４号又は道職員給与条例第４条第１項第３号に規定する研究職給料表	１級	１号俸から96号俸まで
	２級	１号俸から72号俸まで
	３級	１号俸から40号俸まで
	４級	１号俸から24号俸まで
	５級	１号俸から４号俸まで
警察職員給与条例第５条第１項第５号に規定する医療職給料表又は道職員給与条例第４条第１項第４号ウに規定する医療職給料表（３）	１級	１号俸から96号俸まで
	２級	１号俸から80号俸まで
	３級	１号俸から56号俸まで
	４級	１号俸から44号俸まで
	５級	１号俸から28号俸まで
	６級	１号俸から８号俸まで
道職員給与条例第４条第１項第４号イに規定する医療職給料表（２）	１級	１号俸から85号俸まで
	２級	１号俸から72号俸まで
	３級	１号俸から56号俸まで
	４級	１号俸から44号俸まで
	５級	１号俸から28号俸まで

	６級	１号俸から12号俸まで
学校職員給与条例第５条第１項第２号アに規定する教育職給料表（１）	１級 ２級 ３級	１号俸から92号俸まで １号俸から72号俸まで １号俸から24号俸まで
学校職員給与条例第５条第１項第２号イに規定する教育職給料表（２）	１級 ２級 ３級	１号俸から92号俸まで １号俸から84号俸まで １号俸から40号俸まで
市町村立学校職員給与条例第２条第１項に規定する教育職給料表	１級 ２級 特２級 ３級	１号俸から92号俸まで １号俸から84号俸まで １号俸から48号俸まで １号俸から40号俸まで

（２）　平成22年６月１日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.29を乗じて得た額

（平成22年４月１日前に55歳に達した職員に関する読替え）

３　平成22年４月１日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第28項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の４月１日」とあるのは「平成22年12月１日」と、「55歳に達した日後における最初の４月１日後」とあるのは「同日後」とする。

（人事委員会規則への委任）

４　前２項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

５　北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

６　北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第３号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（北海道職員等の修学部分休業に関する条例の一部改正）

７　北海道職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第４号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

８　北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第５号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成23年３月18日条例第28号）

（施行期日）

１　この条例は、平成23年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前から引き続き同一の疾病（結核性疾患又はこの条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例第15条ただし書の人事委員会規則で定める場合に係るものに限る。）の療養のため北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第３号）第12条に規定する病気休暇の承認を受けて勤務しない職員に対するこの条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第15条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「90日」とあるのは、「１年」とする。

（人事委員会規則への委任）

３　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（平成23年11月30日条例第55号）

（施行期日）

1　この条例は、平成23年12月１日から施行する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2　平成23年12月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第22条第２項（同条第３項、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年北海道条例第52号。以下「平成23年道職員改正条例」という。）第２条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）第６条第２項又は平成23年道職員改正条例第３条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第９条第４項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第４項及び第５項（これらの規定を北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成４年北海道条例第３号）第15条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第26条第１項から第３項まで、第５項若しくは第６項若しくは附則第28項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第１号）第４条第１項又は公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第４条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（この項後段において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）　平成23年４月１日（同月２日から同年12月１日までの間に職員（北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「警察職員給与条例」という。）、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号。以下「企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）附則第８項から第10項までの規定、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号）附則第８項から第10項までの規定又は北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第47号）附則第８項から第10項までの規定（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第48号）附則第２項において準用する場合を含む。）の適用を受けない職員に限る。）若しくはこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるものであるもの、道職員給与条例第４条第１項第４号アに規定する医療職給料表（１）若しくは一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第５条第２項に規定する給料表の適用を受ける職員若しくは同条第１項若しくは一般職の任期付職員の採用等に関する条例第７条第１項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号俸が１号俸から３号俸までの号俸であるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（平成23年４月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（警察職員給与条例第13条の２第２項、道職員給与条例第11条の２第２項及び学校職員給与条例第10条の２の５第２項（市町村立学校職員給与条例第２条第２項において準用する場合を含む。）に規定する人事委員会規則で定める額並びに企業職員給与条例第６条の２に規定する単身赴任手当のうちこれに相当する額を除く。）、特地勤務手当（警察職員給与条例第14条の３、道職員給与条例第12条の３又は企業職員給与条例第８条第２項若しくは第３項の規定による手当を含む。）、へき地手当（学校職員給与条例第11条の３の規定（市町村立学校職員給与条例第２条第２項において準用する場合を含む。）による手当を含む。）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第３条第１項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.34を乗じて得た額に、８（平成23年４月１日からこの条例の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった

期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、８から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数に相当する数を減じた数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号俸
警察職員給与条例第５条第１項第１号に規定する公安職給料表	１級	１号俸から104号俸まで
	２級	１号俸から96号俸まで
	３級	１号俸から84号俸まで
	４級	１号俸から68号俸まで
	５級	１号俸から44号俸まで
	６級	１号俸から36号俸まで
	７級	１号俸から28号俸まで
	８級	１号俸から16号俸まで
	９級	１号俸から４号俸まで
警察職員給与条例第５条第１項第２号、道職員給与条例第４条第１項第１号又は学校職員給与条例第５条第１項第１号に規定する行政職給料表	１級	１号俸から93号俸まで
	２級	１号俸から76号俸まで
	３級	１号俸から60号俸まで
	４級	１号俸から44号俸まで
	５級	１号俸から36号俸まで
	６級	１号俸から28号俸まで
	７級	１号俸から16号俸まで
	８級	１号俸から４号俸まで
警察職員給与条例第５条第１項第３号又は道職員給与条例第４条第１項第２号に規定する海事職給料表	１級	１号俸から69号俸まで
	２級	１号俸から69号俸まで
	３級	１号俸から68号俸まで
	４級	１号俸から52号俸まで
	５級	１号俸から40号俸まで
警察職員給与条例第５条第１項第４号又は道職員給与条例第４条第１項第３号に規定する研究職給料表	１級	１号俸から108号俸まで
	２級	１号俸から84号俸まで
	３級	１号俸から52号俸まで
	４級	１号俸から36号俸まで
	５級	１号俸から16号俸まで
警察職員給与条例第５条第１項第５号に規定する医療職給料表又は道職員給与条例第４条第１項第４号ウに規定する医療職給料表（３）	１級	１号俸から108号俸まで
	２級	１号俸から92号俸まで
	３級	１号俸から68号俸まで
	４級	１号俸から56号俸まで
	５級	１号俸から40号俸まで
	６級	１号俸から20号俸まで
	７級	１号俸から４号俸まで
道職員給与条例第４条第１項第４号イに規定する医療職給料表（２）	１級	１号俸から85号俸まで
	２級	１号俸から84号俸まで
	３級	１号俸から68号俸まで
	４級	１号俸から56号俸まで
	５級	１号俸から40号俸まで
	６級	１号俸から24号俸まで
	７級	１号俸から８号俸まで
学校職員給与条例第５条第１項第２号アに規定する教育職給料表（１）	１級	１号俸から104号俸まで
	２級	１号俸から84号俸まで
	３級	１号俸から36号俸まで

学校職員給与条例第５条第１項第２号イに規定する教育職給料表（２）	１級 ２級 ３級	１号俸から104号俸まで １号俸から96号俸まで １号俸から52号俸まで
市町村立学校職員給与条例第２条第１項に規定する教育職給料表	１級 ２級 特２級 ３級	１号俸から104号俸まで １号俸から96号俸まで １号俸から60号俸まで １号俸から52号俸まで

（２）　平成23年６月１日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.34を乗じて得た額

（人事委員会規則への委任）

３　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（平成24年３月30日条例第76号）

（施行期日）

１　この条例は、平成24年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第12条の３の規定の適用を受けている職員（同日における地域手当の支給の状況等を考慮して任命権者が別に定める職員に限る。）に対する当該適用に係る異動等又は在勤に係る地域手当の支給については、なお従前の例による。

３　施行日の前日において改正前の条例第12条の２の規定の適用を受けている職員（同条第２項第１号から第３号までの級地に係る地域手当の支給を受けている職員に限る。）が施行日から平成27年３月31日までの間においてその在勤する地域若しくは部局を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する部局が移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給並びに施行日の前日において道外の在勤に係る改正前の条例第12条の３第２項に規定する職員以外の地方公務員等であった者（給料表の適用を受ける職員から引き続き当該職員以外の地方公務員等となった者に限る。）が施行日から平成27年３月31日までの間において引き続き給料表の適用を受ける職員となり、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第12条の２第２項第１号の１級地に係る地域及び部局以外の地域又は部局に在勤することとなった場合における当該職員に対する当該在勤に係る地域手当の支給については、なお従前の例による。

４　前項の規定の適用がある場合を除き、改正前の条例第12条の３第２項の規定は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、同項中「職員以外の地方公務員、国家公務員又は地方公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が道若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者（以下「職員以外の地方公務員等」という。）」とあるのは「北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年北海道条例第76号）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第13条第４項に規定する職員以外の地方公務員等」と、「前条第２項第１号」とあるのは「同条例第12条の２第２項第１号」と、「前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる」とあるのは「任命権者が必要があると認める」と、「人事委員会規則の定めるところにより、同項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」とする。

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

５　北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

６　北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（北海道職員等の育児休業等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）
7　次に掲げる条例の規定中「まで、第12条の３」を「まで」に改める。
（１）　北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成４年北海道条例第３号）第23条第２項
（２）　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第10条第２項
附　則（平成25年６月28日条例第35号）
（施行期日）
1　この条例は、平成25年７月１日から施行する。ただし、第２条の２の改正規定は、公布の日から施行する。
（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
2　北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正）
3　北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附　則（平成25年12月20日条例第77号）
（施行期日等）
1　この条例中第24条の改正規定は平成26年４月１日から、その他の規定は公布の日から施行する。
2　この条例（附則に２項を加える改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の給与条例」という。）附則第41項の規定並びに附則第５項の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）及び北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の規定は平成25年４月１日から、改正後の給与条例附則第42項の規定は同年６月１日から適用する。
（給与の内払）
3　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
（人事委員会規則への委任）
4　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正）
5　次に掲げる条例の規定中「附則第39項」の次に「及び第41項」を加える。
（１）　北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第８項
（２）　北海道職員等の退職手当に関する条例附則第35項
附　則（平成26年３月28日条例第80号）
（施行期日）
1　この条例は、平成26年４月１日から施行する。
（人事委員会規則への委任）
2　この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
（北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）
3　北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成４年北海道条例第３号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附　則（平成26年12月24日条例第127号）
（施行期日等）
1　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（附則第３項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成26年４月１日から適用

する。
（適用日前の異動者の号俸の調整）
2　平成26年４月１日（以下この項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
3　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
（人事委員会規則への委任）
4　前２項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
附　則（平成27年３月20日条例第34号）
改正
平成28年３月31日条例第74号
（施行期日）
1　この条例は、平成27年４月１日から施行する。
（施行日前の異動者の号俸の調整）
2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給料の切替えに伴う経過措置）
3　施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年３月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（第１条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下この項及び附則第７項において「改正後の給与条例」という。）附則第28項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。この場合において、当該差額の算出の基礎となる給料月額は、改正後の給与条例附則第28項、第29項、第36項又は第43項の規定の適用を受けるときは、これらの規定の適用がないものとした場合の額とする。
4　施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項の規定による給料を支給される職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
5　施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前２項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前２項の規定に準じて、給料を支給する。
6　前３項の規定による給料を支給される職員（平成18年改正条例附則第８項から第10項までの規定による給料を支給される職員を除く。）に関する北海道地方警察職員の給与に関する条例第22条第５項（同条例第22条の４第４項において準用する場合及び北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成４年北海道条例第３号）第15条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び附則第43項の規定の適用については、北海道地方警察職員の給与に関する条例第22条第５項中「給料月額」とあるのは「給料月額と北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第34号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第３項から第５項までの規定による給料の額との合計額」と、同条例附則第43項本文中「給料月

額」とあるのは「給料月額及び平成27年改正条例附則第３項から第５項までの規定による給料の額」と、「附則第28項」とあるのは「附則第28項並びに平成27年改正条例附則第３項から第５項まで」と、同項ただし書中「給料月額、」とあるのは「給料の月額は第５条及び第６条並びに平成27年改正条例附則第３項から第５項までの規定により定められる額とし、」と、「、第５条」とあるのは「第５条」とする。

（平成30年３月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

7　施行日から平成30年３月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条の２第２項第１号	100分の20	100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第12条の２第２項第２号	100分の16	100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第12条の２第２項第３号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第13条の２第２項	３万円	３万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

（人事委員会規則への委任）

8　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（平成28年３月15日条例第５号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年４月１日から適用する。

（給与の内払）

2　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

3　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（平成28年３月31日条例第24号抄）

1　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日条例第30号）

1　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

2　この条例の施行前にされた処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る不作為に関する不服申立てについては、なお従前の例による。

附　則（平成28年３月31日条例第74号）

（施行期日）

1　この条例は、平成28年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）　附則別表（イの行政職給料表等級別基準職務表の専門主任に係る部分に限る。）の規定　平成29年４月１日

（２）　附則第４項から第６項までの規定　平成31年４月１日

（公安職給料表等級別基準職務表等に関する経過措置）

2　この条例の施行の日から平成31年３月31日までの間における職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第５条第４項の規定にかかわらず、附則別表のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれ人事委員会規則で定める職務の級に分類されるものとする。

3　前項に定めるもののほか、同項に規定する期間における改正後の給与条例附則第45項に規定する職員の職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、改正後の給与条例第５条第４項及び附則第45項の規定にかかわらず、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第27号）附則別表エの医療職給料表（１）等級別基準職務表のとおりとし、当該等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれ人事委員会規則で定める職務の級に分類されるものとする。

（職務の級に関する経過措置）

4　平成31年４月１日（以下「新基準適用日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、新基準適用日においてその者が属する職務の級が新基準適用日の前日において属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）より下位の職務の級となるものは、新基準適用日後最初に旧級又は旧級より上位の職務の級に分類される職務を行うこととなる日の前日までの間、改正後の給与条例第５条第４項及び附則第45項の規定にかかわらず、旧級に属するものとする。ただし、新基準適用日以後に北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号。以下「分限条例」という。）第１条の４の規定により降格された職員その他の任命権者により職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更された職員については、当該変更の日以後においては、この限りでない。

5　新基準適用日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、新基準適用日以後において給料表の適用を異にする異動（以下この項において「給料表異動」という。）をした職員で、当該給料表異動後の職務の級が新基準適用日の前日に給料表異動をしたものとした場合に属することとなる職務の級（以下この項において「給料表異動みなし級」という。）より下位の職務の級となるもの（新基準適用日から給料表異動の日の前日までの間に前項ただし書に規定する職員に該当することとなった者を除く。）は、給料表異動の日後最初に給料表異動みなし級又は給料表異動みなし級より上位の職務の級に分類される職務を行うこととなる日の前日までの間、改正後の給与条例第５条第４項及び附則第45項の規定にかかわらず、給料表異動みなし級に属するものとする。ただし、給料表異動の日以後に分限条例第１条の４の規定により降格された職員その他の任命権者により職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更された職員については、当該変更の日以後においては、この限りでない。

6　新基準適用日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、次に掲げる者から公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第１項の規定による採用その他任命権者の定める採用により引き続いて職員となった者で、新たに給料表の適用を受けることとなった日（以下この項において「給料表適用日」という。）においてその者が属する職務の級が新基準適用日の前日に新たに給料表の適用を受けたものとした場合に属することとなる職務の級（以下この項において「特定採用みなし級」という。）より下位の職務の級となるもの（新基準適用日から給料表適用日の前日までの間に附則第４項ただし書に規定する職員に準ずる給与上の取扱いを受けた者を除く。）は、給料表適用日後最初に特定採用みなし級又は特定採用みなし級より上位の職務の級に分類される職務を行うこととなる日の前日までの間、改正後の給与条例第５条第４項及び附則第45項の規定にかかわらず、特定採用みなし級に属するものとする。ただし、給料表適用日以後に分限条例第１条の４の規定により降格された職員その他の任命権者により職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更された職員については、当該変更の日以後においては、この限りでない。

（１）　給料表の適用を受けない職員

（２）　職員以外の地方公務員

（３）　国家公務員

（４）　沖縄振興開発金融公庫に勤務する者

（５）　前各号に掲げる者以外の者で、法令の規定に基づき道にその業務が移管される機関に勤務するもの

（６）　職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職した者であって当該退職の日から１年を経過しないもの

（７）　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第２項に規定する退職派遣者

（８）　前各号に掲げる者に準ずる者として規則で定める者

（昇給に関する経過措置）

７　この条例の施行の日後１年間において行われる改正後の給与条例第６条第４項の規定による昇給については、同項中「日以前１年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

（規則への委任）

８　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

９　北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

10　北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

11　北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附則別表（附則第２項関係）

ア　公安職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
１級	巡査の職務
２級	１　巡査長の職務 ２　高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務
３級	１　主任の職務 ２　困難な業務を処理する巡査長の職務 ３　特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務
４級	１　係長の職務 ２　困難な業務を処理する主任の職務 ３　特に困難な業務を処理する巡査長の職務
５級	１　本部の課長補佐の職務 ２　警察署の課長の職務 ３　困難な業務を処理する係長の職務
６級	１　本部の調査官又は困難な業務を処理する本部の課長補佐の職務 ２　警察署の副署長又は困難な業務を処理する警察署の課長の職務
７級	１　困難な業務を処理する本部の調査官又は特に困難な業務を処理する本部の課長補佐の職務 ２　困難な業務を処理する警察署の副署長又は特に困難な業務を処理する警察署の課長の職務
８級	１　本部の課長の職務 ２　警察署の長又は特に困難な業務を処理する警察署の副署長の職務
９級	１　本部の参事官又は困難な業務を処理する本部の課長の職務 ２　困難な業務を処理する警察署の長の職務

備考　この表において「本部」とは、北海道警察本部及び方面本部をいう。イの行政職給料表等級別基準職務表において同じ。

イ　行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
１級	定型的な業務を行う職務
２級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
３級	主任の職務
４級	１　係長の職務 ２　専門主任又は特に困難な業務を処理する主任の職務
５級	１　本部の調査官又は課長補佐の職務 ２　警察署の課長の職務 ３　特に困難な業務を処理する係長の職務
６級	１　困難な業務を処理する本部の調査官又は課長補佐の職務 ２　困難な業務を処理する警察署の課長の職務
７級	本部の課長の職務
８級	本部の参事官又は困難な業務を処理する本部の課長の職務
９級	困難な業務を処理する本部の参事官の職務

ウ　海事職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
１級	定型的な業務を行う船員の職務
２級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う船員の職務
３級	１　船長又は機関長の職務 ２　困難な業務を行う船員の職務
４級	困難な業務を処理する船長又は機関長の職務

エ　研究職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
１級	上級の研究職員の指揮監督の下に補助的研究を行う研究職員の職務
２級	１　相当高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して、又は指導して行う研究職員の職務 ２　相当高度の知識経験に基づき独立して、又は上級の研究職員の概括的な指導の下に研究を行う研究職員の職務
３級	１　科学捜査研究所の科長の職務 ２　高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究職員の職務
４級	科学捜査研究所の主任研究官又は困難な業務を処理する科学捜査研究所の科長の職務
５級	科学捜査研究所の長の職務

オ　医療職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
２級	保健師の職務
３級	１　主任の職務 ２　特に困難な業務を行う保健師の職務
４級	１　係長の職務 ２　特に困難な業務を処理する主任の職務
５級	１　北海道警察本部の課長補佐の職務 ２　特に困難な業務を処理する係長の職務 ３　極めて困難な業務を処理する主任の職務
６級	困難な業務を処理する北海道警察本部の課長補佐の職務

附　則（平成28年12月22日条例第111号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び附則第４項の規定は、平成29年４月１

日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成28年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成30年３月31日までの間における扶養手当に関する特例）

4　平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間における第２条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第11条第３項及び第12条の規定の適用については、同項中「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき6,500円、同項第２号に該当する扶養親族（次項及び次条において「扶養親族である子」という。）については１人につき１万円」とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族（次条第３項において「扶養親族である配偶者」という。）については１万円、前項第２号に該当する扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族である子」という。）については１人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については、１万円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（次条において「扶養親族である父母等」という。）については１人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち１人については、9,000円）」と、同条第１項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、「（２）　扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

「　（２）　扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

（３）　扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

（４）　扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）　」

と、同条第３項中「場合又は」とあるのは「場合、扶養手当を受けている職員について同項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合又は」と、「同号」とあるのは「第１項第１号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至った場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（人事委員会規則への委任）

5　前２項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（平成29年12月18日条例第75号）

（施行期日等）

1　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第15条及び第21条の改正規定は、平成30年４月１日から施行する。

（平成29年12月規則第74号で、同29年12月22日から施行）
2　この条例（第15条及び第21条の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（同項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年４月１日から適用する。
（給与の内払）
3　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
（人事委員会規則への委任）
4　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
附　則（平成30年３月30日条例第39号）
（施行期日）
1　この条例は、平成30年４月１日から施行する。
（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正）
2　北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附　則（平成30年12月25日条例第69号）
（施行期日等）
1　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第11条第１項にただし書を加える改正規定並びに同条第３項及び第４項、第12条並びに第22条第２項及び第３項の改正規定並びに附則第４項の規定は、平成31年４月１日から施行する。
（平成30年12月規則第76号で、同30年12月25日から施行）
2　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（同項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年４月１日から適用する。
（給与の内払）
3　改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
（平成32年３月31日までの間における扶養手当に関する特例）
4　平成31年４月１日から平成32年３月31日までの間は、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第11条第１項ただし書並びに第12条第３項第３号及び第５号の規定は適用せず、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第11条第３項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）」と、「が８級」とあるのは「が８級以上」と、「行政８級職員等」とあるのは「行政８級以上職員等」と、同条第１項中「扶養親族（行政９級以上職員等にあっては、扶養親族である子に限る。）がある場合、行政９級以上職員等から行政９級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合（行政９級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第２号中「場合及び行政９級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第２項中「扶養親族（行政９級以上職員等にあっては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行政９級以上職員等から行政９級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政９級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政９級以上職員等以外の職員から行政９級以上職員等となった職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である

子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政９級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号、第４号、第６号又は第７号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（行政９級以上職員等にあっては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第４号中「行政８級職員等が行政８級職員等及び行政９級以上職員等」とあるのは「行政８級以上職員等が行政８級以上職員等」と、同項第６号中「行政８級職員等及び行政９級以上職員等」とあるのは「行政８級以上職員等」と、「が行政８級職員等」とあるのは「が行政８級以上職員等」とする。

（人事委員会規則への委任）

5　前２項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（令和元年10月16日条例第22号）

（施行期日）

1　この条例は、令和２年４月１日から施行する。（後略）

（経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる非常勤職員である者のうち施行日において引き続き地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２第１項第１号に掲げる職員となった者には、当分の間、第４条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例第22条、第12条の規定による改正後の北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第２条、第13条の規定による改正後の北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第２条、第14条の規定による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例第22条及び第16条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第25条の規定にかかわらず、給料表の適用を受ける職員との権衡及び施行日前においてこれらの職員が受けていた報酬の額等を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定めるところにより、報酬を支給する。

（１）・（２）　（略）

（３）　第16条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例第25条の規定の適用を受けていたもの

3　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則（令和元年10月16日条例第23号抄）

（施行期日）

1　この条例は、令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

3　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（令和元年12月20日条例第41号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の４の改正規定は、令和２年４月１日から施行する。

2　この条例（第６条及び第12条の４の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

4　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（令和２年３月31日条例第10号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年11月30日条例第94号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年11月30日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年12月27日条例第42号抄）

改正

令和６年12月27日条例第102号

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。（後略）

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

53　第18条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「新警察職員給与条例」という。）附則第49項から第58項までの規定は、令和３年改正法附則第３条第５項又は第６項の規定により勤務している職員には適用しない。

54　暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される北海道地方警察職員の給与に関する条例第５条第２項に規定する給料表又は同条例附則第45項において定めのあることとされる給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第６条第１項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

55　地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第１項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例第２条第２項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

56　暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される北海道地方警察職員の給与に関する条例第５条第２項に規定する給料表又は同条例附則第45項において定めのあることとされる給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第６条第１項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例第２条第３項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

57　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新警察職員給与条例第13条第２項並びに第16条第２項及び第３項の規定を適用する。

58　暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、北海道地方警察職員の給与に関する条例第23条第１項及び新警察職員給与条例第22条第３項の規定を適用する。

59　新警察職員給与条例第22条の４第１項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第２項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第１号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年北海道条例第42号）附則第８項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第２号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

60　北海道地方警察職員の給与に関する条例第６条第２項、第５項及び第７項から第９項まで、第10条から第12条まで、第14条の２並びに第14条の３並びに新警察職員給与条例第６条第３項、第４項及び第６項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（人事委員会規則への委任）

61　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

附　則（令和４年12月27日条例第54号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和４年４月１日から適用する。

（給与の内払）

２　改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみ

なす。
（人事委員会規則への委任）
3　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
附　則（令和５年12月27日条例第47号）
この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第１条中北海道職員の給与に関する条例第３条第１項及び第20条の３第１項の改正規定並びに第７条中北海道地方警察職員の給与に関する条例第２条の２第２号の改正規定は、公布の日から施行する。
附　則（令和５年12月27日条例第57号）
（施行期日等）
1　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和５年４月１日から適用する。
（給与の内払）
2　改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
（人事委員会規則への委任）
3　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
附　則（令和６年３月29日条例第６号）
この条例は、令和６年４月１日から施行する。
附　則（令和６年12月27日条例第85号抄）
（施行期日）
1　この条例は、令和７年６月１日から施行する。
（罰則の適用等に関する経過措置）
2　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
3　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号。附則第５項において「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項及び次項において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
（人の資格に関する経過措置）
4　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
8　刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第11条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第22条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第５項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
附　則（令和６年12月27日条例第102号）
（施行期日等）
1　この条例は、公布の日から施行する。
2　第１条の規定（北海道地方警察職員の給与に関する条例第23条第１項及び第24条の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後

の条例」という。）の規定は令和６年４月１日から、第１条の規定（北海道地方警察職員の給与に関する条例第23条第１項及び第24条の改正規定に限る。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定及び第２条の規定による改正後の地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の規定は同年11月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第１（第５条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800

25	257, 900	271, 400	286, 800	311, 000	355, 700	379, 200	403, 400	432, 000	469, 300
26	259, 100	272, 800	287, 400	312, 300	357, 300	380, 800	405, 400	433, 400	470, 700
27	260, 300	274, 100	288, 000	313, 600	358, 900	382, 400	407, 400	434, 900	472, 200
28	261, 500	275, 400	288, 500	314, 900	360, 400	384, 000	409, 400	436, 400	473, 500
29	262, 700	276, 400	289, 000	316, 200	361, 900	385, 600	410, 900	437, 700	474, 700
30	264, 000	277, 700	289, 600	317, 700	363, 500	387, 200	412, 600	439, 400	475, 400
31	265, 300	279, 000	290, 100	319, 000	365, 100	388, 900	414, 200	441, 000	476, 100
32	266, 600	280, 200	290, 600	320, 100	366, 700	390, 600	415, 900	442, 600	476, 700
33	267, 900	281, 400	291, 100	321, 100	368, 100	392, 300	417, 500	444, 000	477, 200
34	269, 400	282, 000	291, 700	322, 300	369, 800	394, 300	419, 000	445, 700	477, 900
35	270, 700	282, 600	292, 200	323, 500	371, 500	396, 200	420, 500	447, 400	478, 500
36	272, 100	283, 200	292, 700	324, 600	373, 100	398, 100	421, 900	449, 000	479, 100
37	273, 100	283, 700	293, 200	325, 700	374, 700	399, 800	423, 100	450, 400	479, 400
38	274, 400	284, 300	293, 800	326, 900	376, 300	401, 200	424, 600	451, 100	480, 000
39	275, 700	284, 900	294, 400	328, 100	377, 900	402, 400	426, 100	451, 800	480, 500
40	276, 900	285, 500	295, 000	329, 200	379, 600	403, 700	427, 500	452, 500	481, 000
41	278, 100	286, 000	295, 700	330, 300	381, 300	404, 700	429, 000	452, 900	481, 500
42	278, 700	286, 600	296, 400	331, 500	383, 300	405, 800	430, 300	453, 400	481, 900
43	279, 300	287, 200	297, 100	332, 700	385, 300	406, 800	431, 500	454, 000	482, 300
44	279, 900	287, 700	297, 800	333, 900	387, 300	407, 800	432, 700	454, 600	482, 700
45	280, 300	288, 200	298, 400	335, 100	389, 000	408, 900	433, 700	455, 200	483, 000
46	280, 900	288, 700	299, 300	336, 300	390, 700	410, 100	434, 400	455, 900	
47	281, 400	289, 200	300, 100	337, 500	392, 200	411, 200	435, 200	456, 400	
48	281, 900	289, 700	300, 900	338, 700	393, 700	412, 300	435, 900	456, 900	
49	282, 400	290, 300	301, 700	339, 900	394, 900	413, 500	436, 400	457, 400	
50	283, 000	290, 800	302, 800	341, 200	395, 900	414, 300	436, 800	457, 700	
51	283, 500	291, 400	303, 900	342, 400	396, 900	415, 100	437, 200	458, 000	
52	284, 000	292, 000	304, 900	343, 600	397, 900	415, 700	437, 500	458, 400	
53	284, 500	292, 600	305, 900	344, 800	399, 000	416, 200	437, 800	458, 800	
54	285, 100	293, 300	307, 000	346, 200	400, 100	416, 900	438, 100	459, 000	
55	285, 600	294, 000	308, 000	347, 500	401, 200	417, 600	438, 400	459, 300	
56	286, 100	294, 700	309, 100	348, 800	402, 300	418, 200	438, 700	459, 500	
57	286, 600	295, 300	310, 100	349, 700	403, 600	418, 900	438, 900	459, 900	
58	287, 100	296, 200	311, 200	351, 000	404, 400	419, 300	439, 200	460, 100	
59	287, 600	297, 000	312, 300	352, 200	405, 200	419, 900	439, 500	460, 300	
60	288, 100	297, 800	313, 400	353, 400	405, 800	420, 500	439, 800	460, 500	
61	288, 600	298, 600	314, 400	354, 600	406, 300	420, 900	440, 100	460, 900	

	62	289, 100	299, 500	315, 500	356, 000	407, 000	421, 300	440, 400	461, 100	
	63	289, 600	300, 400	316, 600	357, 400	407, 700	421, 800	440, 700	461, 300	
	64	290, 100	301, 300	317, 700	358, 800	408, 400	422, 300	441, 000	461, 500	
	65	290, 600	302, 100	318, 700	360, 100	408, 700	422, 800	441, 200	461, 900	
	66	291, 100	303, 000	319, 800	361, 600	409, 400	423, 400	441, 500	462, 100	
	67	291, 600	303, 800	320, 900	363, 100	410, 100	423, 800	441, 800	462, 300	
	68	292, 100	304, 600	322, 000	364, 500	410, 600	424, 200	442, 100	462, 500	
	69	292, 600	305, 500	323, 000	365, 700	411, 000	424, 600	442, 300	462, 900	
	70	293, 100	306, 400	324, 200	367, 100	411, 400	424, 900	442, 600		
	71	293, 600	307, 300	325, 400	368, 400	411, 900	425, 200	442, 900		
	72	294, 100	308, 200	326, 600	369, 800	412, 400	425, 500	443, 100		
	73	294, 600	309, 000	327, 300	370, 900	412, 900	425, 800	443, 300		
	74	295, 200	309, 900	328, 600	372, 100	413, 300	426, 100	443, 600		
	75	295, 800	310, 800	329, 900	373, 300	413, 800	426, 400	443, 900		
	76	296, 300	311, 600	331, 200	374, 500	414, 300	426, 600	444, 200		
	77	296, 800	312, 300	332, 500	375, 800	414, 800	426, 800	444, 400		
	78	297, 400	313, 200	333, 900	377, 000	415, 300	427, 100	444, 700		
	79	298, 000	314, 100	335, 300	378, 200	415, 900	427, 400	445, 000		
	80	298, 600	315, 100	336, 700	379, 300	416, 400	427, 600	445, 300		
	81	299, 200	316, 000	338, 000	380, 400	416, 800	427, 800	445, 500		
	82	299, 900	317, 100	339, 600	381, 600	417, 400	428, 100	445, 800		
	83	300, 600	318, 100	341, 100	382, 700	417, 900	428, 400	446, 100		
	84	301, 200	319, 100	342, 600	383, 900	418, 100	428, 600	446, 400		
	85	301, 800	320, 000	344, 000	385, 000	418, 400	428, 800	446, 600		
	86	302, 500	321, 000	345, 500	385, 600	418, 900	429, 100			
	87	303, 200	322, 000	347, 000	386, 100	419, 200	429, 400			
	88	303, 900	323, 000	348, 400	386, 600	419, 500	429, 600			
	89	304, 600	324, 000	349, 700	387, 200	419, 800	429, 800			
	90	305, 400	325, 300	350, 900	387, 800	420, 200	430, 100			
	91	306, 200	326, 500	352, 100	388, 400	420, 600	430, 400			
	92	306, 900	327, 700	353, 400	389, 000	421, 000	430, 600			
	93	307, 400	328, 900	354, 700	389, 300	421, 300	430, 800			
	94	308, 300	330, 200	356, 200	389, 800	421, 700				
	95	309, 200	331, 400	357, 700	390, 300	422, 100				
	96	310, 000	332, 600	359, 100	390, 800	422, 500				
	97	310, 800	333, 800	360, 400	391, 200	422, 800				

	98	311, 800	335, 100	361, 600	391, 600					
	99	312, 700	336, 300	362, 700	392, 100					
	100	313, 600	337, 500	363, 900	392, 600					
	101	314, 500	338, 900	365, 000	393, 000					
	102	315, 500	339, 800	366, 100	393, 500					
	103	316, 500	340, 800	367, 200	394, 000					
	104	317, 400	341, 900	368, 300	394, 500					
	105	318, 200	343, 000	369, 500	394, 800					
	106	318, 800	344, 100	370, 000	395, 200					
	107	319, 400	345, 100	370, 600	395, 700					
	108	320, 000	346, 100	371, 200	396, 000					
	109	320, 500	347, 300	371, 800	396, 300					
	110	321, 000	348, 300	372, 300	396, 800					
	111	321, 400	349, 300	372, 700	397, 300					
	112	321, 900	350, 200	373, 200	397, 800					
	113	322, 700	351, 100	373, 600	398, 100					
	114	323, 400	352, 000	374, 000	398, 600					
	115	324, 100	353, 000	374, 500	399, 100					
	116	324, 700	354, 000	375, 000	399, 600					
	117	325, 300	355, 000	375, 400	399, 900					
	118	326, 000	355, 400	375, 900	400, 400					
	119	326, 700	356, 000	376, 500	400, 900					
	120	327, 500	356, 600	377, 000	401, 400					
	121	328, 100	356, 900	377, 200	401, 800					
	122	328, 400	357, 300	377, 700	402, 300					
	123	328, 900	357, 700	378, 200	402, 700					
	124	329, 400	358, 100	378, 600	403, 200					
	125	329, 700	358, 500	379, 100	403, 600					
	126		358, 900	379, 600						
	127		359, 300	380, 100						
	128		359, 700	380, 600						
	129		360, 100	380, 900						
	130		360, 500	381, 400						
	131		360, 900	381, 900						
	132		361, 300	382, 400						
	133		361, 500	382, 700						

	134		362,000	383,200						
	135		362,400	383,600						
	136		362,700	384,000						
	137		363,000	384,300						
	138		363,400	384,800						
	139		363,900	385,300						
	140		364,400	385,800						
	141		364,700	386,100						
	142		365,200							
	143		365,700							
	144		366,200							
	145		366,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200

備考　この表は、警察官に適用する。

別表第２（第５条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700

16	206, 100	251, 000	276, 400	307, 900	333, 400	360, 100	406, 500	446, 500	508, 200	561, 800
17	207, 400	252, 100	277, 400	309, 100	335, 000	361, 700	408, 300	448, 300	510, 200	563, 100
18	209, 000	253, 200	278, 700	310, 700	336, 700	363, 500	410, 200	450, 100	511, 600	564, 100
19	210, 600	254, 300	280, 000	312, 300	338, 400	365, 000	412, 100	451, 900	513, 100	565, 000
20	212, 100	255, 400	281, 200	313, 900	340, 000	366, 600	413, 900	453, 600	514, 500	565, 900
21	213, 600	256, 400	282, 500	315, 400	341, 500	368, 000	415, 700	455, 400	515, 700	566, 800
22	215, 200	257, 400	283, 800	317, 000	343, 100	369, 600	417, 500	456, 900	517, 100	
23	216, 800	258, 400	285, 000	318, 600	344, 700	371, 200	419, 300	458, 300	518, 600	
24	218, 400	259, 400	286, 200	320, 200	346, 200	372, 700	421, 100	459, 800	520, 100	
25	220, 000	260, 400	287, 300	321, 700	347, 600	374, 600	422, 700	461, 200	521, 200	
26	221, 700	261, 300	288, 500	323, 400	349, 300	376, 500	424, 200	462, 500	522, 300	
27	223, 000	262, 200	289, 800	325, 000	350, 900	378, 400	425, 700	463, 800	523, 500	
28	224, 300	263, 100	291, 100	326, 600	352, 500	380, 200	427, 200	465, 000	524, 700	
29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700	428, 700	466, 000	525, 700	
30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500	430, 000	466, 700	526, 600	
31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200	431, 300	467, 400	527, 500	
32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500	468, 100	528, 400	
33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700	468, 800	529, 200	
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000	469, 500	530, 100	
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100	530, 800	
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700	531, 300	
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200	532, 000	
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800	532, 600	
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400	533, 400	
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000	534, 000	
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500	534, 500	
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000	535, 100	
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400	535, 900	
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700	536, 500	
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000	537, 000	
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000			
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400			
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100			
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600			
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000			
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400			

	52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800			
	53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200			
	54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600			
	55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000			
	56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300			
	57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600			
	58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000			
	59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300			
	60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600			
	61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900			
	62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800				
	63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100				
	64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400				
	65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600				
	66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900				
	67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200				
	68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500				
	69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700				
	70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000				
	71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300				
	72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500				
	73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700				
	74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000				
	75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300				
	76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500				
	77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700				
	78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000				
	79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300				
	80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500				
	81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700				
	82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000				
	83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300				
	84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500				
	85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700				
	86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500					
	87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800					

88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000					
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200					
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500					
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800					
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000					
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200					
94		299, 400	347, 400	386, 600						
95		299, 700	347, 800	387, 000						
96		300, 100	348, 200	387, 400						
97		300, 300	348, 400	387, 700						
98		300, 600	348, 800	388, 200						
99		301, 000	349, 200	388, 600						
100		301, 400	349, 500	389, 000						
101		301, 600	349, 800	389, 300						
102		301, 900	350, 200	389, 800						
103		302, 200	350, 600	390, 200						
104		302, 500	351, 000	390, 600						
105		302, 700	351, 500	390, 900						
106		303, 000	351, 900							
107		303, 300	352, 300							
108		303, 600	352, 700							
109		303, 800	353, 200							
110		304, 200	353, 600							
111		304, 600	353, 900							
112		304, 900	354, 200							
113		305, 100	354, 700							
114		305, 300								
115		305, 600								
116		306, 000								
117		306, 200								
118		306, 400								
119		306, 700								
120		307, 000								
121		307, 400								
122		307, 600								
123		307, 900								

	124		308,200								
	125		308,500								
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条第１項各号に掲げる職員及び附則第２項に規定する職員を除く。

別表第３（第５条関係）

海事職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額
		円	円	円	円	円
	1	218,800	276,000	314,700	353,500	385,600
	2	222,000	277,800	315,900	355,300	387,400
	3	225,200	279,500	317,000	357,000	389,100
	4	228,400	281,200	318,100	358,700	390,700
	5	231,600	282,900	319,200	360,400	392,300
	6	234,700	284,400	320,300	361,900	394,400
	7	237,800	285,800	321,400	363,300	396,500
	8	240,800	287,300	322,400	364,600	398,500
	9	243,800	288,800	323,400	365,600	400,500
	10	246,700	290,300	324,800	367,300	402,500
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	11	249,500	291,700	326,400	369,000	404,500
	12	252,300	293,100	328,000	370,700	406,500
	13	255,100	294,500	329,900	372,200	408,500
	14	258,000	295,900	331,500	373,900	410,600
	15	260,800	297,300	333,100	375,600	412,700
	16	263,400	298,700	334,700	377,200	414,800
	17	266,000	300,100	336,400	378,800	416,800
	18	267,400	301,500	338,000	380,300	418,200
	19	268,800	302,800	339,600	381,800	419,600
	20	270,200	304,100	341,200	383,300	421,000
	21	271,600	305,400	342,700	384,800	422,400
	22	272,800	306,200	343,500	386,200	423,700
	23	274,000	307,000	344,300	387,500	425,000
	24	275,100	307,700	345,100	388,800	426,200

25	276,200	308,400	345,900	390,300	427,400
26	276,800	309,100	346,700	391,900	428,600
27	277,300	309,800	347,500	393,500	429,800
28	277,800	310,500	348,300	395,100	430,900
29	278,300	311,200	349,100	396,700	431,900
30	278,700	311,800	349,900	398,200	433,000
31	279,100	312,400	350,700	399,600	434,100
32	279,500	313,000	351,500	401,000	435,200
33	279,900	313,600	352,200	402,400	436,200
34	280,300	314,200	353,000	403,700	437,100
35	280,700	314,800	353,800	404,900	438,000
36	281,000	315,300	354,500	406,100	438,900
37	281,300	315,800	355,200	407,300	439,800
38	281,600	316,300	355,900	408,400	440,700
39	281,900	316,800	356,600	409,400	441,600
40	282,200	317,200	357,300	410,400	442,400
41	282,500	317,600	358,000	410,900	442,800
42	282,800	318,000	358,700	411,800	443,400
43	283,100	318,400	359,300	412,700	444,000
44	283,400	318,800	360,000	413,600	444,600
45	283,700	319,200	360,800	414,500	445,100
46	284,000	319,600	361,600	415,400	445,400
47	284,300	320,000	362,300	416,300	445,900
48	284,600	320,400	363,000	417,200	446,300
49	284,900	320,800	363,700	418,000	446,600
50	285,200	321,200	364,500	418,900	447,200
51	285,500	321,600	365,300	419,800	447,800
52	285,700	321,900	366,100	420,500	448,400
53	285,900	322,200	366,900	420,700	449,000
54	286,200	322,500	367,900	421,100	449,700
55	286,500	322,800	368,800	421,500	450,300
56	286,700	323,100	369,500	421,800	450,900
57	286,900	323,400	370,100	422,100	451,200
58	287,200	323,700	371,000	422,300	451,900
59	287,500	324,000	371,900	422,700	452,600
60	287,700	324,200	372,700	423,100	453,300
61	287,900	324,400	373,200	423,400	453,700
62	288,200	324,700	373,600	423,900	454,000

63	288, 500	325, 000	373, 900	424, 500	454, 300
64	288, 700	325, 200	374, 200	425, 000	454, 500
65	288, 900	325, 400	374, 500	425, 600	454, 700
66	289, 100	325, 700	374, 900	426, 200	454, 900
67	289, 300	326, 000	375, 200	426, 700	455, 200
68	289, 600	326, 200	375, 500	427, 200	455, 500
69	289, 900	326, 400	375, 700	427, 800	455, 700
70			376, 000	428, 300	456, 000
71			376, 300	428, 900	456, 300
72			376, 600	429, 500	456, 500
73			376, 900	430, 000	456, 700
74			377, 100	430, 600	457, 000
75			377, 500	431, 100	457, 300
76			377, 800	431, 700	457, 500
77			378, 100	432, 200	457, 700
78			378, 600	432, 700	458, 000
79			379, 100	433, 300	458, 300
80			379, 500	433, 900	458, 500
81			379, 900	434, 200	458, 700
82			380, 300	434, 800	
83			380, 800	435, 400	
84			381, 300	435, 900	
85			381, 700	436, 300	
86			382, 200	436, 800	
87			382, 600	437, 500	
88			383, 000	438, 200	
89			383, 500	438, 400	
90			384, 000	438, 900	
91			384, 500	439, 600	
92			385, 000	440, 300	
93			385, 300	440, 500	
94			385, 700	441, 000	
95			386, 000	441, 700	
96			386, 400	442, 400	
97			386, 900	442, 600	
98			387, 200		

	99			387,700		
	100			388,100		
	101			388,700		
	102			389,000		
	103			389,500		
	104			389,900		
	105			390,500		
	106			390,800		
	107			391,300		
	108			391,700		
	109			392,300		
	110			392,600		
	111			393,100		
	112			393,500		
	113			394,100		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 225,100	基準給料月額 円 255,100	基準給料月額 円 284,900	基準給料月額 円 326,200	基準給料月額 円 355,100

備考　この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第４（第５条関係）

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900
	2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500
	3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100
	4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700
	6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100
	7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500
	8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800
	9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100
	10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500
	11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900
	12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200
	13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500

14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200
15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900
16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600
17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100
18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600
19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100
20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500
21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900
22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500
23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100
24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400
25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600
26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900
27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400
28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800
29	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300
30	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800
31	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300
32	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700
33	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000
34	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400
35	241,700	303,800	363,300	402,100	482,800
36	243,200	305,200	364,300	403,800	485,300
37	244,700	306,600	365,200	405,000	487,700
38	246,300	307,500	366,100	406,400	490,200
39	247,900	308,400	366,900	407,800	492,600
40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,100
41	251,100	310,100	368,400	410,400	497,400
42	252,600	310,600	369,200	411,700	499,600
43	254,100	311,100	370,000	413,200	501,800
44	255,600	311,600	370,800	414,700	504,000
45	257,100	312,100	371,600	415,900	505,600
46	258,400	312,600	372,400	417,100	507,100
47	259,600	313,100	373,200	418,700	508,700
48	260,800	313,600	374,000	420,200	510,200
49	262,000	314,000	374,800	421,500	511,900
50	263,100	314,500	376,100	422,900	513,300
51	264,200	315,000	377,400	424,300	514,700

52	265,300	315,500	378,600	425,700	516,200
53	266,400	315,900	379,300	427,100	517,300
54	267,500	316,400	380,300	428,500	518,500
55	268,500	316,800	381,100	429,900	519,700
56	269,500	317,200	381,800	431,300	520,900
57	270,500	317,600	382,500	432,400	521,800
58	271,200	318,000	383,200	433,700	522,800
59	271,800	318,400	383,900	435,100	523,800
60	272,400	318,800	384,600	436,400	524,800
61	273,000	319,200	385,200	437,200	525,900
62	273,600	319,800	385,900	438,000	526,800
63	274,200	320,400	386,700	438,900	527,500
64	274,800	321,000	387,500	439,800	528,200
65	275,400	321,500	388,100	440,600	529,000
66	276,000	322,100	388,900	441,400	529,800
67	276,600	322,700	389,600	442,000	530,600
68	277,200	323,300	390,300	442,800	531,400
69	277,800	323,800	390,900	443,200	532,100
70	278,500	324,400	391,600	443,800	532,900
71	279,200	325,000	392,300	444,300	533,700
72	279,900	325,600	393,000	444,800	534,500
73	280,500	326,100	393,700	445,300	535,200
74	281,200	326,800	394,300	445,900	
75	281,900	327,500	394,900	446,400	
76	282,600	328,200	395,600	446,900	
77	283,200	328,900	396,300	447,400	
78	283,900	329,600	396,800	448,000	
79	284,600	330,300	397,400	448,500	
80	285,200	331,000	398,000	449,000	
81	285,800	331,700	398,500	449,500	
82	286,500	332,500	399,100	450,100	
83	287,200	333,200	399,700	450,600	
84	287,800	333,800	400,200	451,100	
85	288,400	334,300	400,700	451,600	
86	289,100	334,800	401,200		
87	289,800	335,200	401,700		
88	290,400	335,600	402,400		

	89	291,000	335,900	402,800		
	90	291,700	336,400	403,300		
	91	292,400	336,800	403,800		
	92	293,000	337,200	404,500		
	93	293,600	337,500	404,900		
	94	294,300	337,900	405,400		
	95	294,900	338,300	405,900		
	96	295,500	338,700	406,600		
	97	295,800	339,200	407,000		
	98	296,400	339,700	407,500		
	99	297,000	340,200	408,000		
	100	297,500	340,700	408,700		
	101	298,000	341,200	409,100		
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			
	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前再任用短時間勤務職		基準給料月額 円 221,800	基準給料月額 円 263,600	基準給料月額 円 288,600	基準給料月額 円 331,400	基準給料月額 円 390,600

員							

備考　この表は、北海道警察本部の科学捜査研究所及び方面本部の鑑識課に置く科学捜査研究室に勤務し、研究及び実験による犯罪鑑識の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第５（第５条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額	６級 給料月額	７級 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100

32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600	
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200	
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200	
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700	
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100	
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600	
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100	
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500	
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800	
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100	

	69	277, 400	298, 000	329, 300	354, 400	386, 700	436, 500	
	70	277, 900	298, 900	330, 400	355, 400	387, 300	436, 900	
	71	278, 400	299, 800	331, 500	356, 500	388, 000	437, 200	
	72	278, 800	300, 700	332, 400	357, 600	388, 600	437, 500	
	73	279, 200	301, 600	333, 500	358, 400	389, 300	437, 900	
	74	279, 800	302, 500	334, 200	359, 500	389, 800	438, 300	
	75	280, 400	303, 400	335, 300	360, 600	390, 400	438, 600	
	76	280, 900	304, 300	336, 400	361, 600	390, 900	438, 900	
	77	281, 400	305, 100	337, 500	362, 300	391, 300	439, 300	
	78	282, 000	306, 100	338, 700	363, 100	391, 900	439, 700	
	79	282, 600	307, 100	339, 800	363, 900	392, 400	440, 000	
	80	283, 100	308, 000	340, 900	364, 600	392, 700	440, 300	
	81	283, 600	308, 500	342, 000	365, 200	393, 000	440, 700	
	82	284, 100	309, 400	343, 100	365, 700	393, 500		
	83	284, 600	310, 300	344, 100	366, 200	393, 900		
	84	285, 100	311, 100	345, 200	366, 700	394, 200		
	85	285, 600	311, 900	346, 100	367, 300	394, 500		
	86	286, 100	312, 900	347, 100	367, 800	395, 000		
	87	286, 600	313, 900	348, 000	368, 300	395, 500		
	88	287, 100	314, 900	349, 000	368, 800	395, 900		
	89	287, 600	315, 800	349, 900	369, 200	396, 200		
	90	288, 100	316, 900	350, 700	369, 600	396, 600		
	91	288, 600	317, 900	351, 500	370, 200	397, 100		
	92	289, 100	318, 900	352, 300	370, 700	397, 500		
	93	289, 600	319, 700	352, 900	371, 000	397, 900		
	94	290, 200	320, 400	353, 500	371, 500			
	95	290, 800	321, 100	354, 100	371, 900			
	96	291, 400	321, 700	354, 700	372, 200			
	97	292, 000	322, 200	355, 100	372, 800			
	98	292, 500	322, 500	355, 500	373, 300			
	99	293, 000	323, 100	356, 000	373, 800			
	100	293, 500	323, 700	356, 400	374, 300			
	101	294, 000	324, 100	356, 900	374, 900			
	102	294, 500	324, 700	357, 300	375, 400			
	103	295, 000	325, 300	357, 800	375, 900			
	104	295, 400	325, 800	358, 200	376, 300			

	105	295, 800	326, 200	358, 500	376, 900			
	106	296, 300	326, 700	359, 000	377, 400			
	107	296, 800	327, 200	359, 400	377, 900			
	108	297, 100	327, 700	359, 700	378, 400			
	109	297, 300	328, 100	360, 100	379, 000			
	110	297, 600	328, 500	360, 600	379, 400			
	111	297, 800	328, 800	361, 100	379, 900			
	112	298, 100	329, 100	361, 600	380, 400			
	113	298, 400	329, 400	362, 100	381, 000			
	114	298, 600	329, 800	362, 600				
	115	298, 900	330, 100	363, 100				
	116	299, 100	330, 400	363, 500				
	117	299, 400	330, 600	363, 900				
	118	299, 700	330, 900	364, 300				
	119	300, 000	331, 200	364, 800				
	120	300, 300	331, 400	365, 300				
	121	300, 600	331, 600	365, 700				
	122	301, 000	331, 900	366, 200				
	123	301, 300	332, 200	366, 700				
	124	301, 600	332, 500	367, 200				
	125	301, 800	332, 700	367, 500				
	126	302, 000	333, 000					
	127	302, 300	333, 400					
	128	302, 700	333, 600					
	129	302, 900	333, 800					
	130	303, 200	334, 000					
	131	303, 600	334, 400					
	132	304, 000	334, 600					
	133	304, 200	334, 900					
	134	304, 500	335, 300					
	135	304, 800	335, 700					
	136	305, 100	336, 100					
	137	305, 300	336, 400					
	138	305, 600	336, 800					
	139	305, 900	337, 200					
	140	306, 200	337, 600					

	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考　この表は、北海道警察本部、方面本部等に勤務する保健師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第６（第５条関係）

ア　公安職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
１級	巡査の職務
２級	１　巡査長の職務 ２　高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務
３級	１　主任の職務 ２　困難な業務を処理する巡査長の職務
４級	１　係長の職務 ２　困難な業務を処理する主任の職務
５級	困難な業務を処理する係長の職務
６級	１　本部の課長補佐の職務 ２　警察署の課長の職務
７級	１　本部の調査官又は困難な業務を処理する本部の課長補佐の職務 ２　警察署の副署長又は困難な業務を処理する警察署の課長の職務
８級	１　本部の課長の職務 ２　警察署の長又は困難な業務を処理する警察署の副署長の職務
９級	１　本部の参事官又は困難な業務を処理する本部の課長の職務 ２　困難な業務を処理する警察署の長の職務

備考　この表において「本部」とは、北海道警察本部及び方面本部をいう。イの行政職給料表等級別基準職務表において同じ。

イ　行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
１級	定型的な業務を行う職務
２級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
３級	主任の職務
４級	１　係長の職務 ２　専門主任の職務
５級	１　本部の課長補佐の職務 ２　警察署の課長の職務
６級	１　本部の調査官又は困難な業務を処理する本部の課長補佐の職務 ２　困難な業務を処理する警察署の課長の職務
７級	本部の課長の職務
８級	特に困難な業務を処理する本部の課長の職務
９級	本部の参事官の職務

ウ　海事職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
１級	定型的な業務を行う船員の職務
２級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う船員の職務
３級	一等機関士の職務
４級	船長又は機関長の職務

エ　研究職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
１級	上級の研究職員の指揮監督の下に補助的研究を行う研究職員の職務
２級	１　相当高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して、又は指導して行う研究職員の職務 ２　相当高度の知識経験に基づき独立して、又は上級の研究職員の概括的な指導

	の下に研究を行う研究職員の職務
３級	１　科学捜査研究所の科長の職務 ２　高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究職員の職務
４級	科学捜査研究所の主任研究官の職務
５級	科学捜査研究所の長の職務

オ　医療職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
２級	保健師の職務
３級	１　主任の職務 ２　特に困難な業務を行う保健師の職務
４級	特に困難な業務を処理する主任の職務
５級	係長の職務
６級	北海道警察本部の課長補佐の職務

別表第７（第23条関係）

地域の区分	地域
１級地	旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、留萌市、稚内市、芦別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、歌志内市、深川市、富良野市及び伊達市（大滝区の区域に限る。） 空知総合振興局管内のうち 　上砂川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町 後志総合振興局管内のうち 　ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町及び赤井川村 胆振総合振興局管内のうち 　厚真町、安平町及びむかわ町（穂別栄、穂別仁和、穂別和泉、穂別豊田、穂別、穂別稲里、穂別長和、穂別平丘、穂別安住、穂別富内及び穂別福山の区域に限る。） 日高振興局管内のうち 　日高町（字千栄、字日高、字富岡、字三岩、本町東、本町西、栄町東、栄町西、新町、松風町、宮下町、山手町及び若葉町の区域に限る。）及び平取町 上川総合振興局管内 留萌振興局管内のうち 　小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町及び天塩町 宗谷総合振興局管内 オホーツク総合振興局管内 十勝総合振興局管内のうち 　音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中礼内村、更別村、大樹町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町 釧路総合振興局管内 根室振興局管内
２級地	札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市、苫小牧市、美唄市、江別市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、登別市、恵庭市、伊達市（大滝区の区域を除く。）、北広島市及び石狩市 空知総合振興局管内のうち 　南幌町、奈井江町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町及び新十津川町 石狩振興局管内 後志総合振興局管内のうち 　島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町及び余市町 胆振総合振興局管内のうち

	豊浦町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町及びむかわ町（穂別栄、穂別仁和、穂別和泉、穂別豊田、穂別、穂別稲里、穂別長和、穂別平丘、穂別安住、穂別富内及び穂別福山の区域を除く。） 日高振興局管内のうち 日高町（字千栄、字日高、字富岡、字三岩、本町東、本町西、栄町東、栄町西、新町、松風町、宮下町、山手町及び若葉町の区域を除く。）、新冠町、浦河町、様似町、えりも町及び新ひだか町 渡島総合振興局管内のうち 長万部町 檜山振興局管内のうち 今金町及びせたな町 留萌振興局管内のうち 増毛町 十勝総合振興局管内のうち 広尾町
３級地	函館市及び北斗市 渡島総合振興局管内のうち 松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町及び八雲町 檜山振興局管内のうち 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町及び奥尻町

備考　この表に掲げる名称は、平成26年４月１日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。